

DAY-PRO!

ご契約のしおり

(普通保険約款・特約)

事業財産保険



この島の損保。



大同火災海上保険株式会社

◆ はじめに ◆

このたびは、弊社の火災保険をご検討・ご契約いただき、誠にありがとうございます。
心から厚く御礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧と万が一の際のお支払いの迅速公正をモットーとし、広く皆様のご愛顧を賜っております。今後とも、大同火災の火災保険をご愛用くださいますようお願い申し上げます。

ご契約者の皆様へ

※このしおりは、「**DAY-PRO! 事業財産保険**」のご契約のしおりとなります。上記商品名は、「事業財産保険」のペットネームです。

《ご契約のしおり》

この冊子には、ご契約の際の大切な事項が記載されており、以下の構成となっております。

契約概要・注意喚起情報・その他ご留意いただきたいこと

ご契約に関する契約概要・注意喚起情報・その他ご留意いただきたいことを記載しています。必ずご一読ください。

■契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項

■注意喚起情報：ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

「DAY-PRO! 事業財産保険」(事業財産保険)の約款・特約

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。重要事項説明書と併せてご一読いただき、ご契約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

■弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立しましたご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

■ご契約内容等についてご不明な点、お気づきの点がございましたらご遠慮なく取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

■普通保険約款（併用住宅については希望されない場合を除き、地震保険をご契約いただいております。）は全てのご契約に適用され、ご契約の種類・内容に応じてその他の特約が適用されます。

■ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、本普通保険約款および特約について被保険者の方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。

目 次

I DAY-PRO! 事業財産保険について

1. 商品の名称、仕組み	
(1) 商品の名称	契約概要 1
(2) 商品の仕組み	契約概要 1
2. 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等	
(1) 保険の対象	契約概要 2
(2) 基本となる補償	契約概要 注意喚起情報 2
(3) お支払いする損害保険金の額	契約概要 注意喚起情報 3
(4) 主な特約の概要	契約概要 4
(5) 特約の重複補償	注意喚起情報 5
(6) 保険金額の設定	契約概要 5
(7) 保険期間および補償の開始・終了時期	契約概要 注意喚起情報 6
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等	
(1) 保険料の決定の仕組み	契約概要 6
(2) 保険料の払込方法	契約概要 注意喚起情報 6
(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い	注意喚起情報 7
4. 地震保険の取扱い（併用住宅の場合のみ）	
(1) 商品の仕組み	契約概要 注意喚起情報 7
(2) 補償内容	契約概要 注意喚起情報 7
(3) 保険金をお支払いしない主な場合等	契約概要 注意喚起情報 8
●損害の認定基準について	 8
(4) 保険期間	契約概要 14
(5) 引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）	契約概要 14
●地震保険の保険料割引制度について	 16
5. 満期返れい金・契約者配当金	契約概要 18

II 契約締結後におけるご注意事項

1. 告知義務	注意喚起情報（ご契約時にお申し出いただいた事項） 19
2. 通知事項	注意喚起情報（ご契約後にご連絡いただく事項） 19
3. 解約返れい金	契約概要 注意喚起情報 19

III その他のご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限	注意喚起情報 22
2. 個人情報の取扱いについて	注意喚起情報 22
3. 重大事由による解除について	 22
4. 保険会社破綻時の取扱い	注意喚起情報 22
5. 継続契約について	 23
6. 保険金のご請求時にご提出いただく書類	 23
7. 共同保険について	 24

8. 保険金額の調整について	24
9. 保険料領収証の発行および保険証券の確認について	24
10. 質権の設定について	24
11. 地震保険料控除について	24
12. 被保険者について	24
13. 保険の対象の所在地・用法（物件種別）・構造級別について	25
14. 評価額の算出・保険金額（支払限度額）の設定について	27
15. 他の保険契約等がある場合の取扱いについて	27
16. 団体扱・集団扱でご契約される場合のご注意について	28
17. 保険料の精算について	28
18. Web 約款および Web 証券について	28

IV 普通保険約款・特約

1. 普通保険約款	30
(1) 事業財産保険普通保険約款	30
第1章 補償条項	32
第2章 基本条項	41
(2) 地震保険普通保険約款	55
第1章 用語の定義条項	55
第2章 補償条項	57
第3章 基本条項	62
・事業財産保険に付帯する場合の特則	73
2. 特約	75
(1) 補償範囲を拡大・縮小する特約	
① 商品等盗難危険補償特約	75
② 業務用現金盗難拡張補償特約	75
③ 電氣的・機械的事故補償特約（財物補償用）	76
④ 風災縮小てん補特約	76
⑤ 水災支払方法変更特約（損害割合 30%以上のみ実損払方式）	77
⑥ 水災支払方法変更特約（比例払方式）	79
⑦ 時価比例払特約	81
⑧ 支払限度額および免責金額の設定に関する特約	83
⑨ 特定台風危険補償対象外特約	83
⑩ 特定対象物風災等危険補償対象外特約	84
(2) 費用保険金に関する特約	
① 罹災時諸費用補償特約（補償危険限定型）	84
② 罹災時諸費用補償特約	85
③ 地震火災費用保険金補償対象外特約	86
(3) 賠償責任に関する特約	
① 店舗賠償責任補償特約	87
② 借家人賠償責任補償特約	94
③ 借家人賠償責任補償特約包括契約に関する特約	100
④ 借用住宅修理費用補償特約	101

(4) 引受方式に関する特約	
① 敷地内特殊包括契約に関する特約	104
② 複数敷地内特殊包括契約に関する特約	110
③ 商品製品等に関する特約（敷地内特殊包括契約に関する特約用）	116
④ 商品製品等に関する特約（複数敷地内特殊包括契約に関する特約用）	118
(5) 契約方式に関する特約	
① 火災通知保険特約	120
② 火災保険倉庫特約（第2方式）	124
(6) 利益補償に関する特約	
① 休業損失補償特約	131
② 企業費用利益保険特約	139
③ 食中毒・特定感染症利益補償特約	149
④ 電氣的・機械的事故補償特約（休業補償用）	153
⑤ ビル付帯設備一括契約特約	154
⑥ 工場内受配電設備一括契約特約	154
⑦ 工場内ユーティリティ設備一括契約特約	155
⑧ 敷地外物件補償特約	156
⑨ てん補期間の終期に関する特約	157
⑩ 家賃補償特約	157
⑪ ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約（休業補償用）	159
⑫ 保険料精算省略特約（企業費用利益保険特約用）	160
(7) 保険料払込方法に関する特約	
① 保険料分割払特約	160
② 長期保険保険料年払特約	164
③ 長期保険保険料一括払特約	169
④ 初回保険料の払込方法等に関する特約	171
⑤ 保険料支払手段に関する特約	175
⑥ 団体扱に関する特約	177
⑦ 集団扱に関する特約	180
⑧ 団体扱における追加保険料に関する特約	183
⑨ 集団扱における追加保険料に関する特約	184
⑩ 自動継続特約（地震保険用）	185
⑪ 長期保険保険料払込特約（地震保険用）	187
(8) その他の事項に関する特約	
① 商品等盗難に関する追加特約	189
② 冷凍（冷蔵）損害補償対象外特約	189
③ ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約（財物補償用）	189
④ 先物契約特約	189
⑤ 代位求償権不行使特約	190
⑥ 植物特約	190
⑦ 動物特約	190
⑧ 作業特約	190
⑨ 火気禁止特約（工場物件用）	191

⑩ 火気禁止特約（倉庫物件用）	191
⑪ 告知等変更特約（事業財産用）	192
⑫ テロ危険等補償対象外特約	198
⑬ サイバー攻撃等補償限定特約	199
⑭ 地震危険補償特約	201
⑮ 地震危険補償特約（縮小支払方式）	202
⑯ 地震危険補償特約（支払限度額方式）	204
⑰ 地震衝撃危険補償対象外特約	206
⑱ 地震破裂爆発危険補償特約	206
⑲ 地震水災危険補償特約	206
⑳ 噴火危険補償特約	207
㉑ 航空機および車両危険補償特約	208
㉒ 破壊行為危険補償特約	209
㉓ スプリンクラー不時放水危険補償特約	209
㉔ 給排水設備不時放水危険補償特約	210
㉕ 騒擾および労働争議危険補償特約	210
㉖ ガラス損害補償特約	211
㉗ 電車損害補償特約	211
㉘ 風災および雹災危険補償特約	212
㉙ 水災危険補償特約	213
㉚ 漏出危険補償特約	215
㉛ トランクルーム拡張危険補償特約	216
㉜ 保険証券等の不発行に関する特約	218
㉝ 共同保険に関する特約	218

V 保険証券面の表示等について

1. 特約一覧	220
2. 共同保険引受保険会社名称一覧	225

I DAY-PRO! 事業財産保険について

1. 商品の名称、仕組み

(1) 商品の名称 契約概要

DAY-PRO! 事業財産保険

(2) 商品の仕組み 契約概要

事業財産保険は、建物（専用店舗、併用住宅）およびこれらと同一の敷地内に所在する動産（設備・什器等、商品・製品等、屋外設備・装置、家財）を保険の対象とし、火災等の偶然な事故により、保険の対象が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、併用住宅については、お客さまが希望されない場合を除き、地震保険を併せてご契約いただきますので、地震等により建物・家財が損害を受けた場合も保険金をお支払いします。

基本となる補償、セットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。

事故の種類	基本となる補償			
	ワイド	スタンダード	エコノミー	倉庫プラン ^(注1)
①火災、落雷、破裂・爆発リスク 	○	○	○	○
②風・雹・雪災リスク 	○	○	○	×
③物体の落下・飛来・衝突等のリスク 	○	○	×	×
④水漏れリスク 	○	○	×	×
⑤騒擾・労働争議等のリスク 	○	○	×	×
⑥盗難リスク ^(注3) 	○	○	×	×
⑦水災リスク ^(注4) 	○	○	×	×
⑧その他不測かつ突発的なリスク ^(注5) 	○	×	×	×

保険の対象の補償

地震保険
(原則自動セット)^(注6)

地震保険をご希望されない場合は、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」にご捺印（個人の場合はフルネームでご署名）ください。

+

(注1) 保険の対象が倉庫物件の場合のみ、選択できます。

(注2) 損害の額が20万円以上となった場合に補償いたします。

(注3) 商品・製品等の盗難事故については補償の対象外となります。

(注4) 水災リスクについては、補償対象外とするプランもございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。

(注5) 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故については、「電氣的・機械的事故補償特約(財物補償用)」を付帯することにより補償可能となります。

(注6) 併用住宅建物をご契約時に限ります。



おすすめ特約(任意セット特約)	
利益損失に対する補償	
・一般物件(1日あたりの粗利益が200万円以下の場合)	OR
・一般物件(年間営業収益が5億円以上等)	・工場物件・倉庫物件



その他 主な「オプション特約」(任意セット特約)			
財物の補償(補償範囲を拡大・縮小する補償)	財物の補償(賠償の補償)		財物の補償(費用の補償)
電氣的・機械的事故補償特約	支払限度額および免責金額の設定に関する特約	店舗賠償責任補償特約	借家人賠償責任補償特約
			罹災時諸費用補償特約(補償危険限定型)

2. 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

(1) 保険の対象 契約概要

保険の対象は、「建物」^(注1)（専用店舗、併用住宅、工場または倉庫建物^(注2)）、「屋外設備・装置」およびこれらと同一の敷地内に所在する「動産」（設備・什器等、商品・製品等、家財^(注3)（注4））です。

（注1）以下については、保険契約申込書記載の建物が所在する敷地内に設置されていて、記名被保険者の所有するものであれば、保険の対象に含まれます。

昼、建具、建物設備（建物に定着している電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属物）

（注2）倉庫プランにおける保険の対象は、倉庫業法に基づいて倉庫業を営む倉庫業者の建物および保管貨物となります。

（注3）貴金属、宝玉、宝石、書画、彫刻物^{こつとう}その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの（明記物件）は、必ず保険契約申込書に明記してください。

（注4）保険の対象に家財を含めることができるのは、契約者が法人の場合に限りです。

(2) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償（補償プラン）を構成する事故の概要および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは事業財産保険普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明	保険金をお支払いしない主な場合
①火災、落雷または破裂もしくは爆発	●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み（建物または屋外設備・装置の外側の部分（建物については、外壁、屋根、開口部等）が破損したことに伴う場合を除く。）や漏入等による損害
②風災、雹災または雪災	●保険の対象が屋外にある間に生じた盗難 ●保険の対象である動産が保険証券記載の保険の対象の所在地の敷地内に所在しない間に生じた事故による損害
③物体の落下・飛来・衝突等	●保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害（保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く。） ●保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
④水濡れ	●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみへこみ落書き等の外観上の損傷または汚損であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる
給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。ただし、②もしくは⑦による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。	

そうじょう ⑤ 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	そうじょう 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。	津波によって生じた損害 ^(注) (注) 地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。 ●核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害 ●サイバー攻撃等の結果として生じた損害 ※不測かつ突発的な事故による破損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。 ●保険の対象に対する加工(建築、増築、改築含む)、修理、清掃または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ●冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害 ●楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡等に生じた損害 ●携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等およびこれらの付属品に生じた損害 ●自転車、原動機付自転車、サーフボード、ラジコン模型等およびこれらの付属品に生じた損害 等
⑥ 盗難	盗難によって生じた盗取、損傷または汚損をいいます。	
⑦ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって生じた事故をいいます。	
⑧ 不測かつ突発的な事故による破損等	①から⑦までの事故以外の不測かつ突発的な事故を言います。	

次のような場合にも保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 貴金属・宝飾品・美術品(1個もしくは1組の価額が30万円を超えるもの)等、または設計書・図案、帳簿等につき申込書に明記しなかったものに生じた損害
 - 風・雹・雪災の事故による損害で保険の対象について生じた損害額が20万円に満たない場合
- (3) お支払いする損害保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償(補償プラン)の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

保険の対象	お支払いする保険金の額
建物 設備・什器等 商品・製品等 屋外設備・装置 家財	$\text{損害保険金} = \text{損害額}^{(注1)} - \text{免責金額(自己負担額)}^{(注2)}$ (注1) 損害額 = 修理費^(注3) - 修理に伴う残存物がある場合はその価額 (注2) 保険金額設定単位ごとに適用されます。 (注3) 損害が生じた地および時において、構造、型、能力等を同一の状態にするための費用をいいます。また、盗難による損害の場合で、盗難された保険の対象を回収することができたときは、回収のために支出した必要な費用を修理費に含めます。

※上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額(自己負担額)が異なる場合があります。損害額の算出方法については、事業財産保険普通保険約款・特約をご参照ください。

※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。詳細は以下をご参照ください。

【費用保険金】

前記の保険金とは別に、事故の形態によっては罹災時に費用保険金をお支払いします。費用保険金のお支払いについては弊社の承認が必要となる場合がございますので、ご注意

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
残存物取片づけ費用保険金	前記2.(2)①～⑧の事故によって、損害を受けた保険の対象の残存物の取片付けに必要な費用	実費(損害保険金×10%限度)
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が一定以上の損害を受けた場合に臨時に生ずる費用	保険金額×5% ※一般物件: 300万円限度 ※工場物件:2,000万円限度 ※倉庫物件: 対象外
修理付帯費用保険金	前記2.(2)①～⑧を原因とする事故によって損害を受けた結果、復旧にあたり弊社の承認を得て支出した仮修理費用や賃借費用などの必要かつ有益な費用	保険金額×30% ※一般物件:1,000万円限度 ※工場物件:5,000万円限度 ※倉庫物件:5,000万円限度
損害防止費用保険金	前記2.(2)①の事故に際して、その損害の防止または軽減のために、必要または有益な費用	実費
権利保全行使費用保険金	前記2.(2)①～⑧の事故に際して損害保険金を支払った場合において、他人に損害賠償の請求ができる場合に、その請求権の保全や行使に必要な費用	実費

(4) 主な特約の概要 契約概要

DAY-PRO! 事業財産保険にセットされる特約は以下になります。

●ご契約時にお申し出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

特約名称		特約の概要
利益損失	休業損失補償特約	保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金をお支払します。
	企業費用利益保険特約	●利益補償 保険の対象が損害を受けた結果、もしくは敷地外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより電気、ガス等の供給等が中断または阻害されたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減収防止費用を補償します。 ●営業継続費用補償 保険の対象が損害を受けた結果、もしくは敷地外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより電気、ガス等の供給等が中断または阻害されたことにより生じた営業継続費用を補償します。

補償範囲を拡大縮小	電氣的・機械的 事故補償特約	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない過電流やショート・スパークなどの電氣的事故または折損などの機械的的事故等により被った損害に対して保険金をお支払いします。
	支払限度額および免責金額の設定に関する特約	損害保険金の限度額となる「1事故あたりの支払限度額」および自己負担額となる「1事故あたりの免責金額」をご契約時に設定する特約です。
賠償	店舗賠償責任 補償特約	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する施設に起因または施設の用法に伴う業務の遂行に起因した偶然な事故により他人に対して法律上の賠償責任を負担することによる損害を補償する特約です。 (記名被保険者が建物に居住している場合は、その日常生活に起因する賠償責任も補償します。)
	借家人 賠償責任 補償特約	被保険者が借用する戸室からの火災等によって、借用戸室が損害を受けた場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することで被った損害に対して、保険金をお支払いします。
費用	罹災時諸費用補償特約 (補償危険限定型)	火災、落雷、破裂・爆発または水災によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、罹災時諸費用保険金をお支払いします。

※特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。

(5) 特約の重複補償 **注意喚起情報**

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合には、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。(注)

(注) 1 契約のみにセットした場合、転居等により契約を解約したときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
店舗賠償責任補償特約	施設賠償責任保険
食中毒・特定感染症利益補償特約	生産物賠償責任保険 (食中毒・特定感染症利益補償特約)

(6) 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額は、以下の点にご注意ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄でご確認ください。

【保険の対象全てに共通】

再取得価額に下記の約定付保割合を乗じた額を保険金額として設定していただきます。(注1)(注2)(注3)

約定付保割合	100%	80%	70%	60%	50%	40%	30%
--------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注1) 他の保険契約等がご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した保険金額が再取得価額を超える場合、超過部分については保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。

(注2) 複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

(注3) 屋外設備・装置、設備・什器等、商品・製品等、家財等を保険の対象とする場合は、それぞれ建物とは別に保険金額を設定していただきます。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険契約申込書の保険期間欄でご確認ください。

●保険期間：保険期間は原則1年以下で設定していただきます。(注)

●補償の開始：始期日の午後4時（これと異なる時刻が保険契約申込書に記載されている場合は、その時刻）

●補償の終了：満期日の午後4時

(注) 1年超の長期契約をご希望の場合は、取扱代理店または弊社までご確認ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造等によって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

なお、DAY-PRO! 事業財産の保険では、適用条件に合致すれば、保険料に対して割引が適用されます。主な割引については、次のとおりです。

割引名称	割引の概要
DAY-PRO! セット割引	「DAY-PRO! 事業財産保険」、「DAY-PRO! 賠償総合保険」および「DAY-PRO! 業務災害補償保険」を2種類以上契約し、かつ、一定の条件を満たす場合、各商品の保険料に割引を適用します。
警備状況割引	保険の対象である建物に、警備業法に定める警備業者が常駐している等、一定の条件を満たしている建物、家財、什器・備品、商品・製品等の保険料に割引を適用します。
消火設備割引	建物に自動消火設備（注）が設置されており、一定の基準を満たす場合に割引を適用します。 （注）防護対象において発生した火災を人の手を介さずに自動で有効に感知・消火できるように設置されたスプリンクラー設備等の消火設備をいいます。
台風対策割引	台風対策状況に応じて、風災保険料に対し割引を適用します ^(注) 。 （注）保険期間が1年の場合のみ適用できます。また、保険期間の途中での割引率追加・削除や割引率変更はできません。

(2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約の保険料は口座振替・スマホ決済払・コンビニ払の場合、キャッシュレスで払い込むことができます。保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む「一括払」と複数の回数に分けて払い込む「分割払」があります。払込方法によっては保険料が割増となる場合があります。また、お勤め先やご所属の団体等を通じて保険料を集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には所定の条件があります。

払込方法 払込手段	一括払	分割払	
		年払	12回払
口座振替	○	○	○（5%割増） ^(注1)
スマホ決済払 ^(注2)	○	×	×
直接集金	○	×	○（10%割増） ^{(注1)(注3)}
コンビニ払 ^(注4)	○	×	×
団体・集団扱	○（5%割引）	×	○

(注1) 年間保険料が30万円未満の場合に割増となります。

(注2) スマホ決済払はご契約時に即時決済できる場合のみ、ご利用が可能となります。なお、保険料の返還が生じた際には弊社からお客さまへ現金またはお客さまの口座への送金によって返還いたします。また、決済サービスのポイント等による返還はできません。

(注3) 地震保険の保険料については、6%割増となります。

(注4) コンビニ払は総保険料が30万円以内のご契約に限り、ご利用が可能となります。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が分割払、年払の場合または「初回保険料の払込方法等に関する特約」を付帯する場合は保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末(注)までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 保険料の払い込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと弊社が認めた場合には、翌々月末まで延長となります。

4. 地震保険の取扱い(併用住宅の場合のみ)

(1) 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、DAY-PRO! 事業財産保険(以下、4.において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」にご捺印(個人の場合はフルネームでご署名)ください。

(2) 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損または一部損)に応じて地震保険の保険金額(ご契約金額)の一定割合(100%、60%、30%または5%)をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
建物	全 損のとき	建物の地震保険金額の全額 [時価限度]
	大半損のとき	建物の地震保険金額の60% [時価の60%限度]
	小半損のとき	建物の地震保険金額の30% [時価の30%限度]
	一部損のとき	建物の地震保険金額の5% [時価の5%限度]
家財	全 損のとき	家財の地震保険金額の全額 [時価限度]
	大半損のとき	家財の地震保険金額の60% [時価の60%限度]
	小半損のとき	家財の地震保険金額の30% [時価の30%限度]
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5% [時価の5%限度]

※ 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※ 地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお

支払するため、建物の主要構造部（主要構造部については、後記「●損害の認定基準について」をご参照下さい。）に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合などは、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、取扱代理店または弊社にその旨ご相談ください。

※ 損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額（ご契約金額）は減額することはありません。

1回の地震等（注1）による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12兆円（注2）を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\boxed{\text{お支払いする保険金}} = \boxed{\text{全損、大半損、小半損または一部損の算出保険金}} \times \frac{12 \text{ 兆円}}{\text{算出保険金総額}}$$

（注1）72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

（注2）2024年5月1日現在。

<ご参考>

東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

（3）保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

- ・保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ・地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- ・門・塀・垣のみに生じた損害
- ・損害の程度が一部損に至らない損害 等

●損害の認定基準について

前記（2）の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」^{（注1、2）}にしたがって、次のとおり行います。

（注1）国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

（注2）地震発生時点の基準が適用されます。

1. 建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

	認定の基準（①②または③）		
損害の程度	①主要構造部 ^{（注）} （軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害額	②焼失または流出した床面積	③床上浸水
全損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
大半損	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	—
小半損	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	—

一部損	建物の時価の3%以上 20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け 損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき
-----	---------------------	---	--

(注) 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※ 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

①木造建物

在来軸工法の場合は「軸組（小屋組、内壁を含みます。）、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁（床組を含みます。）基礎、屋根」に注目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表（在来軸組工法：表 1-1、枠組壁工法：表 1-2）から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

②非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表 2-1、鉄骨造：表 2-3）から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が 50% 以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が 50% に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表（鉄筋コンクリート造：表 2-2、鉄骨造：表 2-4）から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

③区分所有建物の専有部分

区分所有建物の専有部分を個別に損害認定する場合、専有部分に建物全体の被害（傾斜）が生じていれば、傾斜による損害認定基準表（表 3-1）から損害割合を求めます。そのうえで、専有部分を構成している「内壁、床、天井」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表（表 3-2）から損害割合を求め、それぞれの損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(2) 津波による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準（表 4）を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行ないます。

(3) 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）の場合、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準（表 5）を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全 損	家財の損害額が家財の時価の 80%以上
大半損	家財の損害額が家財の時価の 60%以上 80%未満
小半損	家財の損害額が家財の時価の 30%以上 60%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の 10%以上 30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく 5 つ（①食器類②電気器具類③家具類④身用品その他⑤寝具・衣類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

※区分所有建物（分譲マンション等）の損害割合の取り扱い

①建物：1 棟建物全体で損害認定し、占有部分の損害が 1 棟建物全体より大きい場合には個別に認定を行います。

②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに認定を行います。

《地震保険損害認定基準表(抜粋)》

(表 1-1) 木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)			損害割合(%)			物理的損傷割合の求め方
			平家建	2階建	3階建	
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
		②～⑧ 略	12～41	13～45	14～46	
		⑨40%を超える場合	全損			
	基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
		⑥50%を超える場合	全損			
	屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
	外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
		②～⑤ 略	3～10	5～15	5～15	
		⑥70%を超える場合	13	20	20	

※ 建物の基礎全体が 1/20（約 3°）以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※ 傾斜が 1/20（約 3°）以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の 40% を超える場合は、建物全損と認定します。

※ 沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の 40% を超える場合は、建物全損と認定します。

(表 1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方
主要構造部	外壁	① 3 % 以下	$\frac{1 \text{ 階の損傷外壁水平長さ}}{1 \text{ 階の外周延べ長さ}}$
		②～⑥ 略	
		⑦ 25% を超える場合	
	内壁	① 3 % 以下	$\frac{1 \text{ 階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{1 \text{ 階の入隅全箇所数}}$
		②～④ 略	
		⑤ 15% を超える場合	

主要構造部	基礎	① 3 % 以下	1	損傷布コンクリート長さ 外周布コンクリート長さ
		②～⑦ 略	2～10	
		⑧ 35% を超える場合	全損	
	屋根	① 3 % 以下	1	屋根の葺替え面積 全屋根面積
		②～⑧ 略	2～9	
		⑨ 55% を超える場合	10	

※ 建物の基礎全体が1/20（約3°）以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

（表 2-1）非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

	被害の程度		損害割合 (%)
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が 地表面より沈み込 むもの)	① 5 cm を超え、10 cm 以下	3
		②～⑩ 略	5～45
		⑪ 100 cm を超える場合	全損
	傾斜 (傾斜とは、沈下を 伴う傾斜)	① 0.2/100 (約0.1°) を超え、0.3/100 (約0.2°) 以下	3
		②～⑦ 略	5～40
		⑧ 2.1/100 (約1.2°) を超える場合	全損

（表 2-2）非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

	被害の程度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	① 10% 以下	0.5
		②～⑤ 略	1～4
		⑥ 50% を超える場合	5
II	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	① 5 % 以下	0.5
		②～⑩ 略	1～11
		⑪ 50% を超える場合	13
III	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋、接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	① 3 % 以下	2
		②～⑪ 略	3～25
		⑫ 50% を超える場合	30
IV	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	① 3 % 以下	3
		②～⑪ 略	5～45
		⑫ 50% を超える場合	全損

※ すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。（ただし、最上階は除く。）

※ 壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含む）、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト

ト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部分を含む）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表 2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

		被害の程度	損害割合(%)
建物全体の被害	最大沈下量 (沈下とは、建物が 地表面より沈み込 むもの)	①10cmを超え、15cm以下	3
		②～⑤ 略	10～40
		⑥40cmを超える場合	全損
	傾斜 (傾斜とは、沈下を 伴う傾斜)	①0.4/100(約0.2°)を超え、0.5/100(約0.3°)以下	3
		②～⑤ 略	10～40
		⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合	全損

(表 2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

		被害の程度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、かすかな 不陸がある	①10%以下		1
		②～④ 略		2～4
		⑤50%を超える場合		5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下		1
		②～⑨ 略		2～12
		⑩50%を超える場合		15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮き出し、目地や 隅角部に破壊がある	①3%以下		2
		②～⑩ 略		3～23
		⑪50%を超える場合		25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、 崩落がある	①3%以下		3
		②～⑨ 略		5～45
		⑩50%を超える場合		全損

※ 建物のすべての階に着目します。

※ 開口部（窓・出入口）および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに、建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部（窓・出入口）、外壁がないので、ピロティの柱に注目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部（窓・出入口）および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(表 3-1) 区分所有建物の専有部分 専有部分全体の被害（傾斜）による損害認定基準表

		損害の程度	損害割合(%)
専有部分の被害	傾斜	0.3/100(約0.2°)を超える場合	7

(表 3-2) 区分所有建物の専有部分 専有部分を構成している部位に着目した損害認定基準表

被害の程度 (物理的損傷割合)				損害割合 (%)	物理的損傷割合の 求め方
内壁	乾式	ひび割れ (A)	① 5%以下	1	内壁損傷箇所数 内壁の全長(m)
			②～⑤ 略	2～9	
			⑥ 60%を超える場合	12	
		浮き・外れ (B)	① 5%以下	1	
			②～⑤ 略	2～13	
			⑥ 60%を超える場合	18	
	湿式	ひび割れ (C)	① 5%以下	1	
			②～⑤ 略	2～13	
			⑥ 60%を超える場合	18	
		浮き・外れ (D)	① 5%以下	2	
			②～⑤ 略	4～21	
			⑥ 60%を超える場合	29	
床		① 25%以下	1	床の損傷箇所数 床仕上面積(m ²)	
		② 25%を超え50%以下	2		
		③ 50%を超える場合	3		
天井		① 20%以下	1	床の損傷箇所数 床仕上面積(m ²)	
		②③ 略	2～3		
		④ 60%を超える場合	4		

※ 内壁については、上記 (A) ～ (D) のそれぞれの損害割合を算出し合算します。

※ 損傷した内壁の壁長さ 1 m を損傷 1 箇所とします。

※ 損傷した床および天井のそれぞれの仕上 1 ㎡をそれぞれの損傷 1 箇所とします。

※ 仕上とは、建築部位の表面を指します。

(表 4) 木造建物（在来軸組工法、枠組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅） 津波による損害の認定基準

損害の程度	津波による損害	
全損	下記以外	180cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から225cm以上の浸水を被った場合
	平屋建て	100cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から145cm以上の浸水を被った場合
大半損	下記以外	115cm以上180cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より160cm以上225cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm以上100cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より80cm以上145cm未満の浸水を被った場合
小半損	下記以外	115cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超えて160cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超えて80cm未満の浸水を被った場合
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損、大半損または小半損に至らないとき	

※ 津波以外による損害には適用されません。

※ 主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1. (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(表5) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

損害の程度	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
	傾 斜	最大沈下量
全損	1.7/100(約1°)を超える場合	30cmを超える場合
大半損	1.4/100(約0.8°)を超え、 1.7/100(約1°)以下の場合	20cmを超え、30cm以下の場合
小半損	0.9/100(約0.5°)を超え、 1.4/100(約0.8°)以下の場合	15cmを超え、20cm以下の場合
一部損	0.4/100(約0.2°)を超え、 0.9/100(約0.5°)以下の場合	10cmを超え、15cm以下の場合

※「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。

※「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜・最大沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

※ 主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1. (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(4) 保険期間 契約概要

地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時^(注)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

(注) ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。なお、主契約と同時にご契約いただく場合は、主契約と同一の開始時刻となります。

- ・主契約の保険期間が1年以下の場合
主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- ・主契約の保険期間が2年以上の場合
1年ずつの自動継続または主契約の保険期間と同一とする長期契約があります。
- ・主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

<保険期間が自動的に継続される場合のご注意>

- ・保険期間が満了する日の属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動的に継続します。
 - ・継続されるご契約の保険料は、自動継続特約(地震保険用)に定められた払込期日までにお支払いください。上記払込期日の属する月の翌月末^(注)までにお支払いのない場合には、お支払い前の損害に対しては保険金をお支払いできません。
- (注) 保険料の払い込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと弊社が認めた場合には、翌々月末まで延長となります。
- ・保険期間中に料率の改定があった場合、次回の継続契約は改定後の料率を適用します。

(5) 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- ・a. 地震保険の対象は「居住用建物」または「家財」です^(注1)。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- ・b. 次のものは地震保険の対象に含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車^(注2)

- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注1) 明記物件には地震保険をセットできません。

(注2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車
をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

・地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で千円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

※ すでに他の地震保険契約があり、追加契約する場合は、限度額から他の地震保険金額の合計金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

・地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。割引制度の詳細については、後記「●地震保険の保険料割引制度について」をご参照ください。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんのでご注意ください。

(参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域(2012年4月1日現在)

都 県	市 町 村
東 京	〈村〉 新島、神津島、三宅
神奈川	〈市〉 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 〈町村〉 高座郡=寒川；中郡=大磯、二宮；足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山 梨	〈市〉 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 〈町村〉 西八代郡=市川三郷；南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡=昭和；南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	〈市〉 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 〈町村〉 諏訪郡=下諏訪、富士見、原；上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	〈市〉 中津川
静 岡	全 域
愛 知	〈市〉 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 〈町村〉 愛知郡=東郷、長久手；海部郡=大治、蟹江、飛島；知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；額田郡=幸田；北設楽郡=設楽、東栄
三 重	〈市〉 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 〈町村〉 桑名郡=木曽岬；度会郡=大紀、南伊勢；北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成 24 年 3 月 30 日付け告示(内閣府告示第 41 号)に基づくものです。
なお、市町村名は 2012 年 4 月 1 日現在で表記しています。

●地震保険の保険料割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます(地震保険の保険期間の開始日より適用できる割引が異なります。)

なお、保険期間の中途において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。なお、下記(1)～(4)の割引は重複して適用を受けることができません。

(1) 免震建築物割引

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)に規定する評価方法基準(平成 13 年国土交通省告示第 1347 号、以下「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関^(注1)により作成された書類^(注2)のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類(写)^(注3)
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)^(注4)および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類(写)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)

(注1) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。)

(注2) 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。「(品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類)」について、以下同様とします。)

(注3) 例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)

(注4) 「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限り。)

(写) および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

割引率	50%
-----	-----

(2) 耐震等級割引

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有していること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類（写）^{（注1）（注2）（注3）}
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）^{（注4）}および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類（写）^{（注2）}
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）^{（注3）}

（注1）例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・耐震性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）または「長期使用構造等である旨の確認書」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）
等

（注2）以下に該当する場合には、耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。

- ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
- ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合

（注3）以下に該当する場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。

- ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類（写）で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

（注4）「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

耐震等級	割引率
3	50%
2	30%
1	10%

(3) 耐震診断割引

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（耐震基準適

合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書等)

- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号^(注)）に適合することを地方公共団体、建築士等が証明した書類（写）

（注）平成 25 年国土交通省告示第 1061 号を含みます。

割引率	10%
-----	-----

（4）建築年割引

対象建物が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合（いずれの書類も記載された建築年月等により昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。）。

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証等公的機関等^(注1)が発行^(注2)する書類（写）
- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）、不動産売買契約書（写）または賃貸住所契約書（写）
- ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書（写）または建物引渡証明書（写）

（注 1）国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

（注 2）建築確認申請書（写）等公的機関等に届け出た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割引率	10%
-----	-----

割引適用上の注意

※ 1 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級）が確認できる以下の (a) または (b) に該当する書類をご提出いただくことができます。ただし、「証券番号（契約を特定するための番号）」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期（これらを特定できる情報を含む。）」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社^(注)」の記載のあるものに限りです。

(a) 保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）、異動承認書（写）、満期案内書類（写）、または契約内容確認のお知らせ（写）

(b) (a) の代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類（写）または電子データ（注）更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合に限りです。

※ 2 ※ 1 にかかわらず、継続契約（前契約（弊社契約に限る）の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。）に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類と同一の地震保険割引の種類の適用を受けようとする場合（注）には、上記（1）～（4）のただし書の資料の提出を省略することができます。

（注）地震保険割引の種類が耐震等級割引の場合は、割引率を決定する耐震等級も同一であるときに限りです。

※ 3 上記（1）～（4）の割引は重複して適用を受けることができません。

5. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はございません。

Ⅱ 契約締結後におけるご注意事項

1. 告知義務 【注意喚起情報】（ご契約時にお申し出いただいた事項）

保険契約者、記名被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険契約申込書に記載された内容のうち、☆または★がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①建物または保険の対象を収容する建物の情報
所在地、構造、用法、建物内の職作業、作業規模、建築年月
- ②他の保険契約等に関する情報（建物を保険の対象とする場合）
建物を保険の対象とする他の保険契約または共済契約

2. 通知義務等 【注意喚起情報】（ご契約後にご連絡いただく事項）

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①建物または保険の対象を収容する建物の構造を変更した場合
- ②建物または保険の対象を収容する建物の用法、建物内の職作業を変更した場合
- ③保険の対象の所在地を変更した場合
- ④建物の増築、改築、一部取りこわしまたは事故による一部滅失によって建物の再取得価額が増加または減少した場合
- ⑤保険の対象または保険の対象を収容する建物を改築、増築もしくは引き続き 15 日以上にわたって修繕した場合 （注）

（注）工場物件、倉庫物件および特殊包括契約に関する特約付帯契約の通知事項となります。

- ・通知事項に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。
○保険の対象の所在地が日本国外となった場合
- ・ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。
 - ①建物等を売却、譲渡する場合
 - ②保険証券記載の住所を変更した場合
 - ③ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合 等

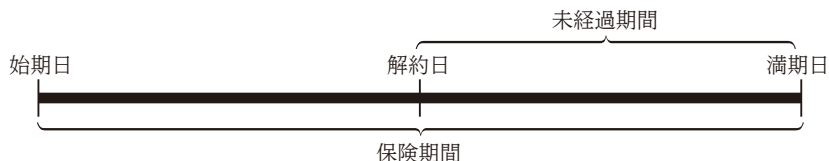
3. 解約返れい金 【契約概要】 【注意喚起情報】

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。実際に解約するにあたっては、弊社に対する書面による通知が必要になります。

- ・ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険

料を、解約返れい金として返還します。解約返れい金の計算式および返還保険料の計算例については、下記【計算式】・【返還保険料の計算例】をご参照ください。

- ・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



【計算式】

① 1年契約の場合

$$\boxed{\text{返還保険料}} = \boxed{\text{既に払込まれた保険料}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数}^{(\text{注})}}{\text{保険期間月数}^{(\text{注})}} \right]$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とする。

② 長期保険保険料一括払特約をセットした契約の場合

$$\boxed{\text{返還保険料}} = \boxed{\text{保険料}^{(\text{注1})}} \times \boxed{\text{未経過料率係数}^{(\text{注2})}}$$

(注1) 保険契約が解除または解約された日の条件に基づき算出します。

(注2) 次表の未経過料率係数表から「保険期間」および「経過月数」に基づき決定します。

(未経過料率係数表)

経過月数 \ 保険期間	2年	3年
1か月まで	87%	91%
2か月まで	82%	88%
3か月まで	77%	84%
4か月まで	71%	81%
5か月まで	66%	77%
6か月まで	63%	75%
7か月まで	61%	74%
8か月まで	58%	72%
9か月まで	56%	70%
10か月まで	53%	68%
11か月まで	50%	66%
1年0か月まで	48%	65%
2年0か月まで	0%	32%
3年0か月まで		0%

※1 経過年月について、1か月に満たない期間は1か月とする。

※2 上表に記載のない保険期間・経過年月については、上表に準じて決定します。

【返還保険料の計算例】

ご契約条件

- ・ 保険始期：2024 年 10 月 1 日 ・ 保険金額：1,000 万円 ・ 年間保険料：1 万円
- ・ 長期係数（3 年）：2.85（3 年契約の保険料は 28,500 円）

① 1 年契約の場合

解約時の条件

- ・ 解約日：2025 年 3 月 20 日（既経過期間の月数＝6 か月まで）

$$\text{返還保険料} = 1 \text{ 万円} \times (1 - 6 / 12) = \underline{\underline{5,000 \text{ 円}}}$$

② 長期保険保険料一括払特約をセットした 3 年契約の場合

長期保険保険料一括払特約をセットしたご契約の場合は次の算式で計算した額を解約返れい金としてお支払いします。

- ・ 解約日：2026 年 10 月 1 日 ・ 未経過料率係数：32%（2 年まで経過）

$$\text{返還保険料} = 28,500 \text{ 円} \times 32\% = \underline{\underline{9,120 \text{ 円}}}$$

Ⅲ その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

2. 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、弊社およびグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社へ提供することがあります。

詳しくは弊社ホームページ（<https://www.daidokasai.co.jp/>）をご覧ください。

3. 重大事由による解除について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。なお、主な場合のみを記載しておりますので、詳細は「普通保険約款」「特約」をご参照ください。

- ・ 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
 - ・ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
 - ・ 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- など
- この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

4. 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

5. 継続契約について

弊社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 保険金のご請求時にご提出いただく書類

(1) 事故が発生した場合

万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

(2) 保険金の請求に必要な書類等について

保険金の請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出いただきます。

※事故の内容または損害の額等に応じ、次の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますのでご了承ください。

保険金の請求に必要な書類	書類の主な例
保険金請求の意思を確認するための書類	・保険金請求書 ・印鑑証明書 ・委任状 ・戸籍謄本
保険事故の発生や損害額の確認等をするための書類	・罹災証明書 ・盗難届証明書（盗難届出受理番号を記入した書類） ・交通事故証明書 ・修理見積書 ・現在高および損害額明細書 ・罹災物件の写真 ・保険価額確認書類（保険対象の保険価額確認資料） ・設備や家財等の仕様書 ・図面（配置図／建物図面など） ・消火器等損害防止の費用明細 ・示談書 ・建物登記簿謄本 ・固定資産台帳 ・賃貸借契約書
その他の書類	・保険金直接支払指図書／承諾書 ・公の機関への調査同意書 ・権利移転証／権利移転確認書 ・盗難事故に関する確約書

(3) 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として 30 日以内に保険金をお支払いします。ただし、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただく場合があります。

①警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合

②専門機関による鑑定などの結果を得る必要がある場合 等

○保険金請求権には時効（3 年）がありますのでご注意ください。

○損害保険金の支払額が 1 回の事故について保険金額*の 100%になる場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、100%に満たない限り、保険金のお支払いが何回あったとしても保険金額は減額されずご契約は満期日まで有効です。

※保険金額が再取得価額を超える場合は再取得価額を保険金額とします。

○この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は「DAY-PRO! 事業財産保険普通保険約款」をご参照ください。

○法律上の損害賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社

とご相談のうえおすすめください。あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任の全部もしくは一部を認めた場合または賠償金などを支払われた場合には、その全部または一部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。

- 事故の際、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて他の保険会社に確認を行っています。確認内容は、保険金支払の目的以外には利用いたしません。

7. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

8. 保険金額の調整について

ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の再取得価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。詳細は「事業財産保険普通保険約款 第2章基本条項 第11条（保険金額の調整）」をご参照ください。

9. 保険料領収証の発行および保険証券の確認について

保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください^(注1)。また、ご契約手続きから20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。^(注2)

(注1) スマホ決済払で保険料をお支払いいただいた場合、原則として、保険料領収証は発行いたしませんのでご注意ください。保険料領収証の発行をご希望される場合、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(注2) ご契約時に Web 証券をご選択いただいた場合、保険証券はお届けしませんので、弊社ホームページから「マイページ」にログインのうえ、ご確認ください。

10. 質権の設定について

質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間で保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に証券を送付いたしますのでご了承ください。

11. 地震保険料控除について

個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり^(注)、DAY-PRO! 事業財産保険の保険料については保険料控除の対象となりません。(平成28年6月現在)

(注) 地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年月の1月～12月までに払込みいただいた地震保険料です。

12. 被保険者について

被保険者とは、保険の対象の所有者で、保険事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合には、全ての所有者をご指定いただきます。なお、賠償

責任などを補償する特約をご契約される場合も、被保険者本人のご指定が必要です。

13. 保険の対象の所在地・用法（物件種別）・構造級別について

(1) 保険の対象の所在地について

保険の対象となる建物（または動産を収容する建物）の所在地です。保険の対象が複数の敷地内に所在する場合は、敷地内ごとにご契約ください。

(2) 用法（物件種別）について

保険の対象である建物（または保険の対象を収容する建物）の用法により物件種別を判定します。物件種別により契約できる保険種類が異なりますのでご注意ください。

物件種別	判定基準（用法）	保険種類
住宅物件	住居のみに使用されている建物	別途、DAY-GO! すまいの保険（住宅生活総合保険）をご案内しております。
一般物件 ^(注)	住宅、工場、倉庫物件以外の建物	DAY-PRO! 事業財産保険
工場物件	一定以上の作業規模を有する工場敷地内に所在する建物等	
倉庫物件	倉庫業法に基づいた倉庫業者の建物等	

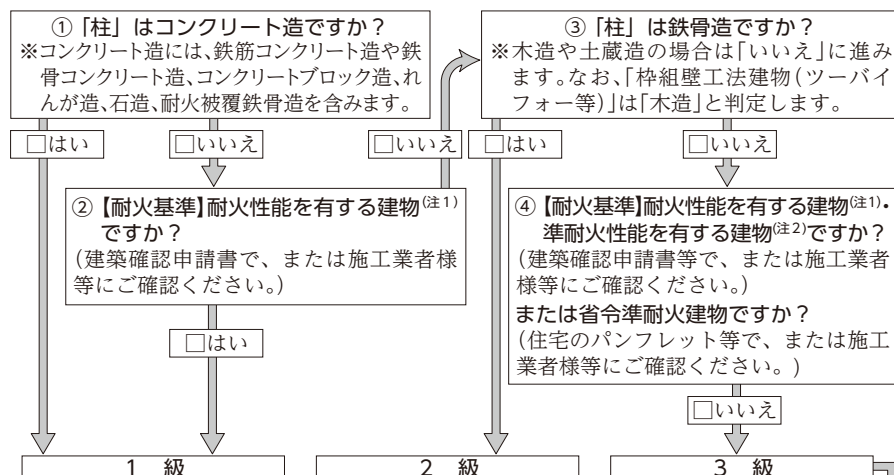
（注）併用住宅については、一部、DAY-GO! すまいの保険（住宅生活総合保険）でのご契約も可能です。

(3) 構造級別について

保険の対象である建物（または保険の対象を収容する建物）の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。次のフローチャートに従い必ず構造をご確認ください。

- 建物の構造級別は、コンクリート造、鉄骨造、木造といった「柱」の種類に着目して判定します。ただし、「耐火性能を有する建物^(注1)」、「準耐火性能を有する建物^(注2)」および「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造を判定します。

【耐火基準】で判定する場合は、建築確認申請書のように建物の耐火性能が判定できる書面または施工業者様もしくは不動産業者様（以下「施工業者様等」といいます。）による証明書を提出いただく場合があります。



（注1）耐火性能を有する建物には、「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「主要構造部^(注3)が耐火構造の建物」、「主要構造部^(注3)が建築基準法施行令第108条の4第1項第1

号イ及びロに掲げる基準^(注4)に適合する構造の建物」が該当します。

(注2) 準耐火性能を有する建物には、「準耐火建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」が該当します。

(注3) 耐火建築物における主要構造部とは、建築基準法施行令108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。

(注4) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）による改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

※ 建物の柱が複数の異なる種類から建築されている場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※ 「耐火性能を有する建物^(注1)」、「準耐火性能を有する建物^(注2)」および「省令準耐火建物」に該当する場合、「柱」だけで判定した場合と比べて保険料が安くなる可能性があります。特に、「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。



更新契約の場合は以下の点をご確認ください。

上記フローチャートの結果、「3級」と判定された場合で、2010年1月1日以前始期のご契約で構造級別が「2級」と判定されているご契約の場合、経過措置（激変緩和料率）の対象となりますので、ご契約にあたり取扱代理店または弊社までお申し出ください。（次の構造の場合が該当します。）

- ①「外壁」が「コンクリート（ALC版、押出成形セメント板含む）造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物
②土蔵造建物

<構造に関する用語>

主要構造部	主要構造部とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定める部分をいいます。
コンクリート造建物	コンクリート造建物とは、すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）をコンクリート ^(注1) （注2）で造った建物をいいます。
コンクリートブロック造建物	コンクリートブロック造建物とは、コンクリートブロック（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいいます。なお、鉄骨造および木造の外壁にコンクリートブロックを用いたものは含みません。
れんが造建物	れんが造建物とは、れんが（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。なお、鉄骨造および木造の外壁にれんがを用いたものは含みません。
石造建物	石造建物とは、石材（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。なお、鉄骨造および木造の外壁に石材を用いたものは含みません。
鉄骨造建物	鉄骨造建物とは、すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）を鉄骨（CF Tを含む。）または鋼材を用いて組み立てて造った建物をいいます。
耐火構造	耐火構造とは、建築基準法第2条第7号に定める耐火構造をいいます。
準耐火構造	準耐火構造とは、建築基準法第2条第7号の2に定める準耐火構造をいいます。
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造	準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条の3第1号または第2号に適合する主要構造部の構造をいいます。
耐火建築物	耐火建築物とは、建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。
耐火構造建築物	耐火構造建築物とは、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）による改正前の建築基準法第27条第1項に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のものをいいます。
準耐火建築物	準耐火建築物とは、建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

特定避難時間倒壊等 防止建築物	特定避難時間倒壊等防止建築物とは、建築基準法の一部を改正する法律（平成30 年法律第67 号）による改正前の建築基準法施行令第109 条の2 に適合する建築物をいいます。
省令準耐火構造建物	省令準耐火構造建物とは、勤労者財産形成促進法施行令第36条第2 項及び第3 項の基準を定める省令第1 条第1 項第1 号ロ（2）に定める準耐火構造に準ずる耐火性能を有する構造の建物をいいます。

（注1）鉄骨または木材をプレキャストコンクリート板または軽量気泡コンクリート板（ALC板を含む。）等で被覆したものは含みません。

（注2）柱がない建物（壁式構造）については壁の構造種類で判断します。（例えば、壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物となります。）

14. 評価額の算出・保険金額（支払限度額）の設定について

（1）評価額の算出方法について

評価額を算出する基準は「再取得価額」です。罹災した場合に同等のものを取得するための十分な保険金をお受け取りいただけます。

※ 明記物件については、時価額を基準に保険金額を設定していただきます

<建物の評価額>

次の2つの評価方法で簡易的に評価額を算出します。

①年次別指数法

建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します（建築価額に土地代は含みません。）。

②新築費単価法

専有面積が判明している場合に、新築費の1㎡単価を面積に乘じて算出します。

<動産の評価額>

損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額となります。ただし、保険の目的が商品・製品である場合には、再仕入原価となります。

（2）保険金額（支払限度額）の設定について

再取得価額に下記の約定付保割合を乗じた額を保険金額として設定していただきます。(注1)

(注2) (注3)

約定付保割合	100%	80%	70%	60%	50%	40%	30%
--------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

（注1）他の保険契約等がご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した保険金額が再取得価額を超える場合、超過部分については保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。

（注2）複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

（注3）屋外設備・装置、設備・什器等、商品・製品等、家財等を保険の対象とする場合は、それぞれ建物とは別に保険金額を設定していただきます。

15. 他の保険契約等がある場合の取扱いについて

他の保険契約等とはこの保険以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等がある場合は必ず保険契約申込書に記載してください。

16. 団体扱・集団扱でご契約される場合のご注意について

団体扱・集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者のお勤め先と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交わしている場合で、ご契約者・被保険者がそれぞれ下表の範囲に該当するときに限られます。

	団体扱・集団扱に関する特約によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	①企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ②系列会社の社員の方 ^(注) ③退職者の方 ^(注) ④弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方(役員・従業員等) (注)系列会社の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。
被保険者の範囲	①保険契約者 ②保険契約者の同居の親族 ③保険契約者の別居の扶養親族

団体扱・集団扱でご契約の場合、以下の理由により団体扱・集団扱に関する特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。(保険期間が)2年以上の場合は翌始期応当日までの保険料を一括して払込みいただいた後、払込方法を変更していただきます。

- ①退職などにより給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等によりその構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④保険料が集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合

17. 保険料の精算について

「企業費用利益保険特約」をセットする場合、暫定的に前年度の営業収益等を基に保険料を算出されているときは、保険期間終了後に、確定した営業収益等を基に確定保険料を算出します。確定保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。なお、「保険料精算省略特約(企業費用利益保険特約)」を併せてセットいただくことによって、保険期間終了後の保険料の精算を不要とすることができます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

18. Web 約款および Web 証券について

「ご契約のしおり(約款)」や「保険証券」を「冊子・紙」ではなくインターネット上でご確認いただく Web 約款および Web 証券をおすすめしております。お申込時に Web 約款または Web 証券を選択していただき「ご契約のしおり(約款)」または「保険証券」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。Web 約款または Web 証券を選択された方は、弊社ホームページ(<https://www.daidokasai.co.jp/>)および「マイページ」から「ご契約のしおり(Web 約款)」または「Web 証券」を選択し、ご契約の補償内容についてご確認ください。
※ Web 証券をご利用いただくには、弊社ホームページの「マイページ(個人のお客さま専用ページ)」にご登録いただく必要があります。なお、マイページおよび Web 証券をご利用いただけるのは個人契約のみとなっておりますのでご注意ください。

IV 普通保險約款・特約

1. 普通保険約款

(1) 事業財産保険普通保険約款

この保険契約に適用される保険約款の説明

- この保険契約の内容は、保険約款に記載されています。当会社は保険約款に基づいて、保険金を支払います。
 - 保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。
 - 普通保険約款と特約の記載内容が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。
- この保険契約には、普通保険約款として、第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）のうち、保険証券にこの保険契約の対象である旨記載された補償と、これらに共通して適用される第2章基本条項が適用され、当会社は、その限度で保険責任を有するものとします。
- この保険契約に適用される保険約款において、次表に掲げる用語の定義は、この保険約款に共通のものとして、それぞれ同表に定めるところに従います。ただし、別途定義がある場合はその定義に従います。

<この保険約款全般に共通する用語の説明－定義>

(50音順)

区分	用語	説明
あ 行	一般物件	保険証券記載の一般物件をいいます。
か 行	解除	当会社からの意思表示によって、この保険契約およびこの保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、この保険契約およびこの保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
	工場物件	保険証券記載の工場物件をいいます。
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ 行	再取得価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、保険の対象が第1条（保険の対象の範囲）(3)②または③に掲げる物である場合には、市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等である場合には、再仕入原価をいいます。
	残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一契約者または

さ 行		被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	失効	保険契約の全部または一部の効力を、将来に向かって失うことをいいます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって生じた事故をいいます。
	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^{なだれ} をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	設備・什器等 ^{じゅう}	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
	倉庫物件 ^{じゅう}	保険証券記載の倉庫物件をいいます。
	騒擾 ^{じょう} およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
た 行	損害	偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
	損害額	当会社が第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の規定に従い、損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。
	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
	通貨等	通貨および小切手をいいます。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
は 行	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	破裂もしくは爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等によって生じた事故をいい、洪水、高潮等を除きます。
	普通保険約款	事業財産保険普通保険約款をいいます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

は 行	保険期間	この保険契約に基づき補償の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券の保険期間欄に記載された期間をいいます。
	保険契約者の住所または通知先	保険証券記載の保険契約者の住所または通知先をいいます。なお、第2章基本条項第4条（契約後に通知いただく事項－保険契約者の住所変更）の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。
ま 行	無効	保険契約のすべての効力を契約時にさかのぼって失うことをいいます。
	免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
や 行	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1章 補償条項

第1条（保険の対象の範囲）

- （1）この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、屋外設備・装置または動産（注）とします。
- （注）物置、車庫その他の付属建物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合には、これに収容される動産を含みます。
- （2）次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車（注）
 - ② 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- （注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。
- （3）次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ② 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ③ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- （4）建物が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- （5）家財が保険の対象である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- （6）建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の対象であるときは、（4）に掲げる物で被保険者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- （7）建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が保険の対象であるときは、

(4)に掲げる物で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

- (8) 家財が保険の対象である場合において、生活用の通貨等または生活用の預貯金証書に、また、設備・什器等が保険の対象である場合においては、業務用の通貨等または業務用の預貯金証書に、第3条（保険金をお支払いする場合）（2）の盗難による損害が生じたときは、（2）の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この章および第2章基本条項にいう再取得価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財または設備・什器等の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第2条（保険の対象の保険金額）

保険契約締結時に保険の対象の再取得価額（注）を評価し、その額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額を保険金額とします。

（注）＜この保険約款全般に共通する用語の説明一定義＞の規定にかかわらず、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

第3条（保険金をお支払いする場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

事故の種類	説 明
① 火災、落雷または破裂もしくは爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって生じた事故をいいます。
② 風災、雹災または雪災	風災、雹災または雪災によって保険の対象が損害（注1）を受けた場合で、その損害（注1）の額（注2）が20万円以上となったときをいいます。
③ 物体の落下・飛来・衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦による損害を除きます。
④ 水濡れ	給排水設備（注3）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注4）による水濡れをいいます。ただし、②もしくは⑦による損害または給排水設備（注3）自体に生じた損害を除きます。
⑤ 騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。
⑥ 盗難	盗難によって生じた盗取、損傷または汚損をいいます。
⑦ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって生じた事故をいいます。
⑧ 不測かつ突発的な事故による破損等	①から⑦までの事故以外の不測かつ突発的な事故をいいます。

（注1）雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別

の事故によって生じたことが第2章基本条項第23条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同章第19条(事故の通知)および第20条(損害防止義務)の規定に基づく義務を負うものとします。

(注2) この場合の損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

(注3) スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注4) 水が溢れることをいいます。

(2) 当会社は、保険の対象が家財または設備・什器等の場合において、保険証券に「盗難」が補償対象である旨が記載されているときは、保険証券記載の建物内に収容される、次の①または②に規定するものの盗難によって生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 生活用または業務用の通貨等。ただし、小切手の盗難により損害が生じた場合には、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

ア 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知（注）し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。

イ 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。

② 生活用または業務用の預貯金証書。ただし、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

ア 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

イ 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされたときも、また同様とします。

（注）被保険者が振出人である場合を除きます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

④ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分（注3）が前条（1）②に掲げる事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害を除きます。

⑤ 保険契約者または被保険者が所有（注4）または運転（注5）する車両またはその積載物の衝突または接触

⑥ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

- ⑦ 前条（１）①から⑤まで、⑦、⑧または次条（２）②に規定する事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ⑧ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
- ⑨ 保険の対象である商品・製品等が屋外にある間に生じた損害
- ⑩ 保険の対象である動産が保険証券記載の保険の対象の所在地の敷地内に所在しない間に生じた事故による損害
- ⑪ 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑫ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注６）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャピテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ⑬ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注７）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- （注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注２）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注３）建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- （注４）所有権留保条項付売買契約により購入した場合および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
- （注５）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。
- （注６）保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。
- （注７）落書きを含みます。
- （２）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注１）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （注１）①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- （注２）使用済燃料を含みます。
- （注３）原子核分裂生成物を含みます。

- (3) 当会社は、別表1に掲げる物について生じた前条(1)②の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、前条(1)⑧の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
 - ② 保険契約者、被保険者、保険金受取人(注1)またはこれらの者の法定代理人の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
 - ③ 保険の対象に対する加工(注2)、修理、清掃または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ④ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害(注3)
 - ⑤ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等のみに生じた損害
 - ⑥ 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害
 - ⑦ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的事故によって生じた損害
 - ⑧ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
 - ⑨ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑩ 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合に生じた損害を除きます。
 - ⑪ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足によって生じた損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。
 - ⑫ 保険の対象の受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによって生じた損害
 - ⑬ 第1条(保険の対象の範囲)(3)②に定める貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董^{とう}、彫刻物、その他の美術品の盗難によって生じた損害
 - ⑭ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物のみに生じた損害
 - ⑮ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
 - ⑯ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ⑰ 保険の対象である楽器に生じた弦(注4)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - ⑱ 保険の対象である楽器の音色または音質の変化の損害
 - ⑲ 保険の対象である美術品の修理等にもなう価値の下落(注5)によって生じた損害
 - ⑳ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合における、保険の対象の汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害
- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険の対象の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。
- (注3) 加工または製造に使用された機械、設備または装置等の停止による損害を含みます。
- (注4) ピアノ線を含みます。

(注5) 保険の対象を復旧したにもかかわらず、損害発生の事実があることによって生ずる価値の下落をいいます。

(5) 当会社は、前条(1)⑧の事故によって次のいずれかに掲げる物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- ② 移動体通信端末機器および携帯式電子機器(注1)ならびにこれらの付属品
- ③ ラジオコントロール模型およびその付属品
- ④ 自転車および原動機付自転車(注2)ならびにこれらの付属品
- ⑤ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカート、航空機その他これらに類する物およびこれらの付属品
- ⑥ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
- ⑨ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑩ その他保険証券記載の物

(注1)「移動体通信端末機器および携帯式電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。

(注2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。

第5条(支払保険金の計算)

(1) 当会社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、①の算式により算出した額とし、保険金額または②に定める金額のいずれか低いほうを限度とします。

① 計算式

損害保険金	=	次条に定める損害額	-	保険証券記載の免責金額(注)
-------	---	-----------	---	----------------

(注) 免責金額は、保険金額設定単位ごとにそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

② 限度額

事故の種類		支払限度額
盗難 (第3条(保険金をお支払いする場合)(1)⑥に規定する事故をいいます。)	ア 貴金属・宝石等 (第1条(保険の対象の範囲)(3)②に掲げる物をいいます。)	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円
	イ 上記以外の物	保険金額
盗難 (同条(2)に規定する事故をいいます。)	ウ 生活用の通貨等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
	エ 業務用の通貨等	1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円
	オ 生活用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごと

		に 200 万円または家財保険金額のいずれか低い額
	カ 業務用の預貯金証書	1 回の事故につき、1 敷地内ごとに 300 万円または設備・什器等保険金額のいずれか低い額
キ、その他偶然な事故による破損等（同条（1）⑧に規定する事故をいいます。）		保険証券記載の支払限度額
ク、上記以外の事故		保険金額

- （2）当会社は、（1）の損害保険金に加え、次の費用の額を費用保険金として支払います。ただし、保険の対象が倉庫物件の場合は、②の地震火災費用保険金を支払いません。

費 用	お支払いする費用保険金
① 残存物取片づけ費用	第3条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。
② 地震火災費用	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備・装置または建物もしくは屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合（注1）に臨時に生ずる費用。なお、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置であるときは1基（注2）ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備・装置1基（注2）ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ア 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき（注3）。 イ 保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の再取得価額の50%以上となったとき。 ウ 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼以上となったとき（注3）、もしくはその家財を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の再取得価額の50%以上となったとき、または建物に収容されるすべての家財（注4）が保険の対象である場合には、その家財（注4）が全焼となったとき（注5）。 エ 保険の対象が家財以外の動産である場合には、その動産を収容する建物が半焼以上となったとき（注3）またはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の再取得価額の50%以上となったとき。 また、支払額は次の算式（注6）によって算出した額とし、1回の事故につき（注7）、一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円を限度とします。

	地震火災費用 保険金の額 = 保険金額 × 支払割合 (5%)
③ 修理付帯費用	第3条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の復旧にあたり、当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な次に掲げる費用（注8）の合計額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（注9）に30%を乗じて得た額または一般物件の場合は1,000万円、工場物件もしくは倉庫物件の場合は5,000万円のいずれか低い額を限度とします。 ア 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注10） イ 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注10）。ただし、復旧期間（注11）を超える期間に対応する費用を除きます。 ウ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。 エ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 オ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（注12）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（注12）を超えるものを除きます。 カ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（注13）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注12） キ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
④ 損害防止費用	第2章基本条項第20条（損害防止義務）（1）の場合において、保険契約者または被保険者が、第3条（保険金をお支払いする場合）（1）①の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な次の費用。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われない場合を除きます。 ア 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ 消火活動に使用したことにより損傷した物（注14）の修理費用または再取得費用 ウ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注15）
⑤ 権利保全行使費用	第2章基本条項第25条（代位）（3）の場合において、当会社に協力するために必要な費用

（注1）この場合においては、前条（2）②の規定は適用しません。

（注2）主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装

置については、これらの全体を1基とみなします。

(注3) 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再取得価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

(注4) 第1条(保険の対象の範囲)(3)②に掲げる物は含みません。

(注5) 家財の火災による損害の額が、その家財の再取得価額の80%以上となった場合をいいます。

(注6) 保険金額が再取得価額を超える場合は、算式の保険金額は、再取得価額とします。

(注7) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

(注8) 居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。

(注9) 保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

(注10) 被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。

(注11) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(注12) 敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間(注11)を超える期間に対応する費用を除きます。

(注13) 保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

(注14) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注15) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

(3) 当会社は、(1)および(2)の保険金の合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第6条(損害額の決定)

(1) 当会社が第3条(保険金をお支払いする場合)の規定に従い損害保険金として支払うべき損害の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、保険の対象の再取得価額を限度とします。

損害額	=	修理費	-	修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額
-----	---	-----	---	---------------------------

(2) (1)の修理費とは、損害が生じた地および時において、保険の対象を損害発生直前の状態(注1)に復旧するために保険の対象の修理に必要な費用(注2)をいい、前条(2)の費用を除きます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注1) 構造、質、用途、規模、型、能力において事故発生直前と同一の状態をいいます。

(注2) 復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用とします。

(3) 第3条(保険金をお支払いする場合)に規定する盗難によって生じた盗取の損害については、保険の対象の再取得価額によって損害額を定めます。この場合、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、この額に含まれるものとし

ます。ただし、その再取得価額を限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、保険金の種類（注）ごとに別表2に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
別表2に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）第5条（支払保険金の計算）（1）の損害保険金または同条（2）の各費用保険金をいいます。

（2）（1）の場合において、再取得価額を基準として算出した損害額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、（1）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

損害保険金	=	損害額	－	再取得価額を基準として算出した損害額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額
-------	---	-----	---	---

（3）別表2および（2）の損害額とは、それぞれの保険契約に支払保険金の計算に際して免責金額の適用がある場合には、第6条（損害額の決定）に規定する損害額からそのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（4）（1）の場合において、第5条（支払保険金の計算）（2）①の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、第3条（保険金を支払う場合）の損害保険金の額は、（1）または（2）の規定を適用して算出した額とします。

（5）損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、（1）から（3）までの規定をおのおの別に適用します。

第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの再取得価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前3条の規定を適用します。

第2章 基本条項

第1条（保険期間－補償される期間）

（1）この保険契約で補償される期間は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社へ事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社へ申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社へ告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2) の規定による解除が第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。

第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
- （注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (2) の規定による解除が第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6) の規定による解除が第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第4条（契約後に通知いただく事項－保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5条（契約後に通知いただく事項－保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第9条（保険契約の失効）(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第6条（契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象である建物の再取得価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。なお、この規定は第11条（保険金額の調整）に優先して適用されます。
- ① 増築、改築または一部取りこわし
 - ② この保険契約において補償しない事故による保険の対象である建物の一部滅失
- (2) (1) の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象である建物の再取

得価額（注）を再評価し、保険金額を変更するものとします。

（注）＜この保険約款全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

- （３）（１）の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から（２）の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、次の規定を適用して保険金を支払います。ただし、保険の対象の再取得価額が減少した場合を除きます。

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \left(\boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{再取得価額} \times \text{約定割合}}}$$

第7条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第8条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第9条（保険契約の失効）

- （１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第26条（保険金支払後の保険契約）（１）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- （２）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（１）の規定を適用します。

第10条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条（保険金額の調整）

- （１）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の再取得価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- （２）保険契約締結の後、保険の対象の再取得価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の再取得価額に至るまでの減額を請求することができます。

第12条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

きます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解約権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第13条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注1）暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

（2）当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

（3）（1）または（2）の規定による解除が第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第14条（保険契約解除または解約の効力）

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（1）保険料を変更する必要がある場合の保険料の返還または請求は次のとおりとします。

返還または請求する場合	当会社が返還または請求する額
① 第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（1）の事実の発生によって危険増加が生じた場合または危険が減少した場合	ア．変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過期間の月数（注1）}}{\text{保険期間月数（注2）}}$
③ 第6条（契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少）（2）の保険金額の変更の場合	イ．変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注3）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right]$
④ ①から③のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	

（注1）未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいい、未経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、②の場合における未経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（注2）保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

（注3）既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、②の場合における既経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時までの期間をいいます。

（2）当会社は、保険契約者が（1）①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（3）（1）①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）（3）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。

（5）（1）③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第6条（契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少）（3）の規定を適用して保険金を支払います。この場合、保険金額は、同条（2）の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

- (6) (1) ④の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 16 条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）

保険契約の無効、失効または取消しの場合における保険料の返還は次のとおりとします。

返還する場合	当会社が返還する額
① 第 8 条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合	保険料を返還しません。
② 第 10 条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合	
③ 第 9 条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{365}$ ただし、この保険契約の保険期間が 1 年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{\text{保険期間の日数}}$
④ 保険期間が 1 年を超える保険契約の無効または失効の場合	当会社が無効または失効を知った日の属する契約年度（注）に対する保険料については、上記①から③までの規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した 1 年ごとの期間をいいます。

第 17 条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

保険契約者が第 11 条（保険金額の調整）（1）の規定により保険契約を取消した場合または同条（2）の規定により保険金額の減額を請求した場合の保険料の返還は次のとおりとします。

返還する場合	当会社が返還する額
① 第 11 条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合	保険契約締結時^{きかのば}に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
② 第 11 条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注 1）}}{\text{保険期間月数（注 2）}} \right)$

（注 1）既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

(注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

第18条 (保険料の返還－解除または解約の場合)

保険契約を解除または解約した場合における保険料の返還は次のとおりとします。

返還する場合	当社が返還する額
① 第2条(契約時に告知いただく事項－告知義務)(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数(注1)}}{\text{保険期間月数(注2)}} \right)$
② 第3条(契約後に通知いただく事項－通知義務)(2)、第13条(重大事由による解除)(1)または第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{365}$ ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{\text{保険期間の日数}}$
④ 第12条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times 1 - \frac{\text{既経過期間の月数(注1)}}{\text{保険期間月数(注2)}}$ ただし、保険契約者が保険契約の条件の変更等を行うために、中途更改(注3)する場合で、当社が認めるときは、上記③に定める算式により算出した額を返還します。
⑤ 保険期間が1年を超える保険契約の解除または解約の場合	保険契約の解除または解約のあった日の属する契約年度(注4)に対する保険料については、上記①から④までの規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

(注1) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) この保険契約を一旦解約し、その解約日を保険期間の初日として新たな保険契約を当社と締結することをいいます。ただし、この保険契約を一旦解約しなければ保険契約の条件の変更等ができない場合に限りします。

(注4) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第 19 条（事故の通知）

- （１）保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- （注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （２）保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- （３）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 20 条（損害防止義務）

- （１）保険契約者または被保険者は、第 1 章補償条項第 3 条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- （２）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（１）に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害額から防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

第 21 条（残存物および盗難品の帰属）

- （１）当会社が第 1 章補償条項第 3 条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- （２）盗取された保険の対象について、当会社が第 1 章補償条項第 3 条（保険金をお支払いする場合）（１）⑥の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第 1 章補償条項第 6 条（損害額の決定）（３）の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- （３）保険の対象が盗取された場合に、当会社が第 1 章補償条項第 3 条（保険金をお支払いする場合）（１）⑥の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の再取得価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- （４）（３）の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- （注）第 1 章補償条項第 6 条（損害額の決定）（３）の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第 22 条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、第 1 章補償条項第 3 条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書

- ④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （３）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 23 条（保険金の支払時期）

- （１）当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注２）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注１）被保険者が前条（２）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注２）再取得価額を含みます。
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180 日
 - ② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- （注１）被保険者が前条（２）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注２）複数の該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注３）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な

理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 24 条（時効）

保険金請求権は、第 22 条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 25 条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第 26 条（保険金支払後の保険契約）

（１）第 1 章補償条項第 3 条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金の支払額がそれぞれ 1 回の事故につき保険金額（注）の 100%に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。

（２）（１）の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

（３）（１）の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

（４）保険期間が 1 年を超える保険契約の終了の場合には、その終了した日の属する契約年度（注）に対する保険料については、（１）の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した 1 年ごとの期間をいいます。

（５）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が 2 以上ある場合には、それぞれについて、（１）から（４）までの規定を適用します。

第 27 条（保険契約の継続）

（１）保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第 2 条（契約時に告知いただく事項—告知義務）の規定を適用します。

（注）新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場

合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

- (2) 第1条（保険期間－補償される期間）（3）の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第28条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第29条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 風災・^{ひょう}雹災・雪災における除外物件

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 仮設の建物（注1）およびこれに収容される動産 |
| 2. ゴルフネット（注2） |
| 3. 建築中の屋外設備・装置 |
| 4. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 |
| 5. 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置 |
| 6. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材 |

（注1）年間の使用期間が3か月以下のものに限りします。

（注2）ポールを含みます。

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）(1)①から⑤、⑦または⑧の損害保険金	損害額
2	第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）(1)⑥の損害保険金	(1) 第1章補償条項第1条（保険の対象の範囲）(3)②に掲げる物 1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（注1）または損害額のいずれか低い額
	(2) 上記以外の物	損害額

3	第1章補償条項第3条(保険金をお支払する場合)(2)の損害保険金	(1)生活用の通貨等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円(注2)または損害額のいずれか低い額
		(2)業務用の通貨等	1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円(注3)または損害額のいずれか低い額
		(3)生活用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円(注4)または損害額のいずれか低い額
		(4)業務用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注5)または損害額のいずれか低い額
4	第1章補償条項第5条(支払保険金の計算)(2)①の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額	
5	第1章補償条項第5条(支払保険金の計算)(2)②の地震火災費用保険金	(1)それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに一般物件の場合は300万円(注6)、工場物件の場合は2,000万円(注7)を超える場合	1回の事故につき、一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円(注6)、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円(注7)
		(2)上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再取得価額に5%(注8)を乗じて得た額を超えるとき。	1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再取得価額に5%(注8)を乗じて得た額
6	第1章補償条項第5条(支払保険金の計算)(2)③の修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに一般物件の場合は1,000万円(注9)、工場物件もしくは倉庫物件の場合は1敷地内ごとに5,000万円(注10)または修理付帯費用の額のいずれか低い額	
7	第1章補償条項第5条(支払保険金の計算)(2)④の損害防止費用保険金	損害防止費用の額	
8	第1章補償条項第5条(支払保険金の計算)(2)⑤の権利保全行使費用保険金	権利保全行使費用の額	

(注1) 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

- (注2) 他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注3) 他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注4) 他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注5) 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注6) 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注7) 他の保険契約等に、限度額が2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注8) 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
- (注9) 他の保険契約等に、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (注10) 他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(2) 地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。
小半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。

	ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいいます。
大半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
- （注）一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
- （注1）居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
- （注2）床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
- （注3）その建物に生じた（1）の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (4) (1) から (3) までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の紛失または盗難

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

（1）この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。

（2）（1）の建物には、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物を含みます。

（3）（1）の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 畳、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

（4）（1）および（3）の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車（注）

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董^{とう}、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書^{しやう}、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用^{じやう} 什器・備品その他これらに類する物

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

（1）この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。

（注）居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

（2）（1）の共用部分には、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物を含みます。

- (3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの
- (4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車 (注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1 個または 1 組の価額が 30 万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- (注) 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 2 条 (定義) 第 2 項に定める自動車をいい、同条第 3 項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第 5 条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第 2 条 (保険金を支払う場合) の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の 60% に相当する額。ただし、保険価額の 60% に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の 30% に相当する額。ただし、保険価額の 30% に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の 5% に相当する額。ただし、保険価額の 5% に相当する額を限度とします。
- (2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし (1) の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000 万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000 万円
- (3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第 2 条 (定義) 第 2 項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (2) ①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。

① 建物

$$5,000 \text{ 万円または保険価額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$\frac{1,000 \text{ 万円または保険価額のうち低い額}}{\times} \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2) および(3)の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2) から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (3) の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

$$\frac{(2) \text{ ①に規定する限度額}}{\times} \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$\frac{(2) \text{ ②に規定する限度額}}{\times} \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額を超える場合に限りです。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。

④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の

保険の対象とみなして（１）および（４）の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合（注）によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

（注）専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

（３）（１）の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし（１）の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000 万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000 万円

（４）（３）①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が（３）①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、（１）の規定を適用します。

① 専有部分

$$5,000 \text{ 万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$5,000 \text{ 万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$1,000 \text{ 万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

（５）当会社は、（３）①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または（３）①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに（３）および（４）の規定をそれぞれ適用します。

（６）（３）から（５）までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① （３）の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から（３）

①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② （４）の規定により保険金を支払った場合（注）は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$(3) \text{ ①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(3) \text{ ②に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①または②に規定する限度額を超える場合に限りま。

(7) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特則)

- (1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当社が支払うべき保険金を削減する場合には、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条 (2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第 10 条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社へ事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第 2 条 (保険金を支払う場合) の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社へ申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社へ告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または保険契約締結時から 5 年を経過した場合
(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2) の規定による解除が第 2 条 (保険金を支払う場合) の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第 20 条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した第 2 条 (保険金を支払う場合) の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第 11 条 (通知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注) が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社へ通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

- (7) (6) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険

者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第 15 条（保険契約の失効）(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第 14 条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第 3 条（地震防災対策強化地域の指定等）第 1 項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第 9 条（警戒宣言等）第 3 項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時まで締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。（注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第 15 条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第 32 条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が 2 以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第 16 条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 17 条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に

至るまでの減額を請求することができます。

第 18 条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第 19 条（重大事由による解除）

- （１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （２）（１）の規定による解除が第２条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（１）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第２条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （３）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）の規定による解除がなされた場合には、（２）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第 20 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 21 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- （１）第 10 条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基

づき計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 第 11 条（通知義務）（2）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) （1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) （4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) （1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) （6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 22 条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

- (1) 第 14 条（保険契約の無効）（1）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第 14 条（保険契約の無効）（2）の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第 33 条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第 23 条（保険料の返還－取消しの場合）

第 16 条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第 24 条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第 17 条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡^{さかのぼ}って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第 17 条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した

場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第 25 条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第 10 条（告知義務）（2）、第 11 条（通知義務）（2）もしくは（6）、第 19 条（重大事由による解除）（1）または第 21 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第 18 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第 26 条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
（注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 27 条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第 28 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族（注）法律上の配偶者に限ります。
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- （5）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- （1）当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了（注3）の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）保険価額を含みます。
- （注3）第33条（付帯される保険契約との関係）（2）において定める終了に限ります。
- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調

査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 365 日

⑤（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

（注１）被保険者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数の該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（４）当会社は、第 7 条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（注）を支払う場合には、（１）から（３）までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

（注）概算払の場合を含みます。

第 30 条（時効）

保険金請求権は、第 28 条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 31 条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 32 条（保険金支払後の保険契約）

（１）当会社が第 5 条（保険金の支払額）（１）①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2) (1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（5）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（5）①または②の残額を差し引いた金額を同条（5）の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2) (1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（6）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（6）①または②の残額を差し引いた金額を同条（6）の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3) (1) の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から (3) までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。
- （注）新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証をもって新たな保険証券に代えることができるものとします。
- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（％）
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

事業財産保険に付帯する場合の特則

この保険契約と同時に締結する火災保険契約が事業財産保険の場合には、この特則が適用されます。

当会社は、この特則により、地震保険普通保険約款の次に掲げる規定を読み替えるものとします。

1. 第 21 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）

「（2）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注 1）に対し次の算式により算出した保険料を返還または請求します。

- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

$$\frac{\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額}}{\text{前の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過期間の月数（注 2）}}{\text{保険期間月数（注 3）}}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\frac{\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額}}{\text{保険料との差額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注 4）}}{\text{保険期間月数（注 3）}} \right]$$

（注 1）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（注 2）未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいい、未経過期間の月数の算出において、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。なお、未経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（注 3）保険期間月数の算出において、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

（注 4）既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。なお、既経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時までの期間をいいます。

」

2. 第 24 条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）

「（2）第 17 条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の算式により算出した保険料を返還します。

$$\frac{\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額}}{\text{保険料との差額}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注 1）}}{\text{保険期間月数（注 2）}} \right]$$

（注 1）既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

（注 2）保険期間月数の算出において、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

」

3. 第 25 条（保険料の返還－解除の場合）

「（１）第 10 条（告知義務）（２）、第 11 条（通知義務）（２）、第 19 条（重大事由による解除）（１）または第 21 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（３）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式により算出した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注 1）}}{\text{保険期間月数（注 2）}} \right)$$

（注 1）既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

（注 2）保険期間月数の算出において、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

（２）第 11 条（通知義務）（６）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（３）第 18 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式により算出した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注 1）}}{\text{保険期間月数（注 2）}} \right)$$

（注 1）既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

（注 2）保険期間月数の算出において、1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

」

2. 特約

(1) 補償範囲を拡大・縮小する特約

① 商品等盗難危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、商品等盗難に関する追加特約第1条（保険金をお支払いしない場合）の規定にかかわらず、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）（1）⑥の事故によって保険の対象である商品・製品等について生じた損害に対し、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に掲げるほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合に生じた損害を除きます。
- ② 原動機付自転車（注）の盗難損害
（注）総排気量が125cc以下のものをいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

② 業務用現金盗難拡張補償特約

第1条（支払保険金の計算）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）を次のとおり読み替えて適用します。

読替箇所	読み替え前	読み替え後
第5条（支払保険金の計算）（1）②エ	1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円
同条（1）②カ	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・什器等保険金額のいずれか低い額	1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円または設備・什器等保険金額のいずれか低い額

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

③ 電氣的・機械的事故補償特約（財物補償用）

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）（4）⑦の規定にかかわらず、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 対象設備の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- ② 不当な修理や改造によって生じた損害
- ③ 消耗部品（注）および付属部品の交換によって生じた損害
- ④ コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等の損害
- ⑤ 電源周波数（Hz）、ガス種の変更に伴う改造または修理によって生じた損害
（注）消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球、替刃、針等をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

④ 風災縮小てん補特約

第1条（支払保険金の計算）

当会社は、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（1）の規定にかかわらず、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）（1）②の事故によって保険の対象について生じた損害に対しては、この特約に従い、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \left[\boxed{\begin{array}{l} \text{普通保険約款第1章補償} \\ \text{条項第6条（損害額の決} \\ \text{定）（1）の規定によっ} \\ \text{て算出した損害額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{保険証券記載の} \\ \text{免責金額（注）} \end{array}} \right] \times \boxed{\begin{array}{l} \text{保険証券} \\ \text{記載の縮} \\ \text{小割合} \end{array}}$$

（注）免責金額は、保険金額設定単位ごとにそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

⑤ 水災支払方法変更特約（損害割合 30%以上のみ実損払方式）

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）（1）⑦の規定にかかわらず、水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が建物内に収容される家財、設備・什器等または商品・製品等であるときはこれを収容する建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置であるときには1基（注1）ごとに、保険の対象が屋外設備・装置内に収容される設備・什器等または商品・製品等であるときにはこれを収容する屋外設備・装置1基（注1）ごとに、保険の対象が建物内または屋外設備・装置内に収容されていない設備・什器等であるときには保険の対象ごとにそれぞれ行います。

- ① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの再取得価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② ①に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水（注2）または地盤面（注3）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの再取得価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき。
- ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水（注2）または地盤面（注3）から45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じたとき。
- ④ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水（注2）または地盤面（注3）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたとき。
- ⑤ 保険の対象である屋外設備・装置、保険の対象である設備・什器等もしくは商品・製品等を収容する屋外設備・装置または保険の対象である建物内もしくは屋外設備・装置内に収容されていない設備・什器等に再取得価額の30%以上の損害が生じたとき。

（注1）主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。

（注2）居住の用に供する部分の床（注4）を超える浸水をいいます。

（注3）床面が地盤面より下にある場合は当該床面をいいます。

（注4）畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

第2条（支払保険金の計算）

この特約により、この特約が付帯された普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（1）の規定にかかわらず、前条に規定する損害保険金の額は、1回の事故につき、次の算式により算出した額とします。ただし、①の場合において、損害額が保険金額を超えるときは、算式の損害額は保険金額とし、②および③の場合において、保険金額が保険の対象の再取得価額を超えるときは、算式の保険金額は、再取得価額とします。

- ① 前条①または⑤の損害保険金

損害保険金	=	損害額	-	保険証券記載の免責金額（注）
-------	---	-----	---	----------------

- ② 前条②の損害保険金

損害保険金	=	保険金額	×	支払割合（15%）
-------	---	------	---	-----------

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

③ 前条③または④の損害保険金

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{支払割合 (5\%)}}$$

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

④ ②および③の規定に基づいて、当社が支払うべき損害保険金は、②および③の合計額で1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

(注) 免責金額は、保険金額設定単位ごとにそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の損害に対して損害保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、同条①から⑤までの損害ごとに次に定める額を支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

別表の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の場合において、再取得価額を基準として算出した損害額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、(1) の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

損害保険金	=	損害額	－	再取得価額を基準として算出した損害額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額
-------	---	-----	---	---

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

別表（他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額）

保険金の種類		支払限度額
第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金	(1)①または⑤の損害保険金	損害額
	(2)②の損害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注1)または再取得価額に15%(注2)を乗じて得た額のいずれか低い額 (注1) 他の保険契約等に、この損害に対する限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2) 他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が15%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

(3)③または④ の損害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円(注1)または再取得価額に5%(注2)を乗じて得た額のいずれか低い額 (注1)他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2)他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
(4)上記(2)および(3)の損害 保険金の合計額	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注) (注)他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。

⑥ 水災支払方法変更特約（比例払方式）

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）（1）⑦の規定にかかわらず、水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が建物内に収容される家財、設備・什器等または商品・製品等であるときはこれを収容する建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置であるときには1基（注1）ごとに、保険の対象が屋外設備・装置内に収容される設備・什器等または商品・製品等であるときにはこれを収容する屋外設備・装置1基（注1）ごとに、保険の対象が建物内または屋外設備・装置内に収容されていない設備・什器等であるときには保険の対象ごとにそれぞれ行います。

- ① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの再取得価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② ①に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水（注2）または地盤面（注3）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの再取得価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき。
- ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水（注2）または地盤面（注3）から45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じたとき。
- ④ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水（注2）または地盤面（注3）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたとき。
- ⑤ 保険の対象である屋外設備・装置、保険の対象である設備・什器等もしくは商品・製品等を収容する屋外設備・装置または保険の対象である建物内もしくは屋外設備・装置内に収容されていない設備・什器等に再取得価額の30%以上の損害が生じたとき。

（注1）主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。

（注2）居住の用に供する部分の床（注4）を超える浸水をいいます。

(注3) 床面が地盤面より下にある場合は当該床面をいいます。

(注4) 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

第2条 (支払保険金の計算)

この特約により、この特約が付帯された普通保険約款第1章補償条項第5条(支払保険金の計算)(1)の規定にかかわらず、前条に規定する損害保険金の額は、1回の事故につき、次のいずれかの算式により算出した額とします。ただし、①の場合において、損害額が保険金額を超えるときは、算式の損害額は保険金額とし、②および③の場合において、保険金額が保険の対象の再取得価額を超えるときは、算式の保険金額は、再取得価額とします。

① 前条①または⑤の損害保険金

損害保険金	=	損害額	×	縮小割合(70%)
-------	---	-----	---	-----------

② 前条②の損害保険金

損害保険金	=	保険金額	×	支払割合(10%)
-------	---	------	---	-----------

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします

③ 前条③または④の損害保険金

損害保険金	=	保険金額	×	支払割合(5%)
-------	---	------	---	----------

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

④ ②および③の規定に基づいて、当会社が支払うべき損害保険金は、②および③の合計額で1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

第3条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第1条(保険金をお支払いする場合)の損害に対して損害保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、同条①から⑤までの損害ごとに次に定める額を支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

別表の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、再取得価額を基準として算出した損害額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

損害保険金	=	損害額	-	再取得価額を基準として算出した損害額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額
-------	---	-----	---	---

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

別表（他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額）

保険金の種類		支払限度額
第1条（保険金をお支払いする場合）の保険金	(1)①または⑤の損害保険金	損害額に70%（注）を乗じて得た額 （注）他の保険契約等に縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。
	(2)②の損害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円(注1)または再取得価額に10%(注2)を乗じて得た額のいずれか低い額 （注1）他の保険契約等に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2）他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(3)③または④の損害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円(注1)または再取得価額に5%(注2)を乗じて得た額のいずれか低い額 （注1）他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2）他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(4)上記(2)および(3)の損害保険金の合計額	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注） （注）他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。

⑦ 時価比例払特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用語	定義
時価額	再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は、保険の対象が建物である場合は再取得価額の80%に相当する額を限度とし、保険の対象が建物以外の場合は再取得価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は再取得価額の50%に相当する額を限度とします。

第1条（保険の対象の評価に関する特則）

当会社は、この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第1章補償条項第2条（保険の対象の保険金額）の規定を適用しません。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、普通保険約款第1章補償条項第6条（損害額の決定）（1）の規定にかかわらず、損害額は、損害が生じた地および時における保険の対象の時価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、損害が生じた地および時における時価額を限度とし、次の算式（注1）によって算出した額とします。

損害額	=	修理費	-	修理によって時価額が増加した場合は、その増加額（注2）	-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額
-----	---	-----	---	-----------------------------	---	-------------------------

（注1）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（注2）保険の対象が建物である場合は再取得価額の80%に相当する額を限度とし、保険の対象が建物以外の場合は再取得価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、十分な維持管理等が行われている場合は再取得価額の50%に相当する額を限度とします。また、保険の対象が普通保険約款第1条（保険の対象の範囲）（3）②、③または商品・製品等である場合は、修理によって保険の対象の価額が増加しないものとします。

- (2) 普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）（1）⑥の盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、この額に含まれるものとします。ただし、その時価額を限度とします。

第3条（支払保険金の計算）

普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（1）①の規定にかかわらず、当会社の支払う損害保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

- ① 保険金額が保険の対象の時価額の80%に相当する額以上の場合

損害保険金	=	損害額	-	保険証券記載の免責金額（注）
-------	---	-----	---	----------------

- ② 保険金額が保険の対象の時価額の80%に相当する額より低い場合

損害保険金	=	$\left(\text{損害額} - \text{保険証券記載の免責金額(注)} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{時価額} \times 80\%}$
-------	---	---

（注）免責金額は、保険金額設定単位ごとにそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額に関する特則）

- (1) この特約が付帯される場合は、普通保険約款第1章補償条項第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（2）の規定は適用しません。
- (2) 他の保険契約等に再取得価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金を支払う旨の約定がある場合は、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）（1）の損害保険金に

ついては、その保険契約がないものとして算出した額を支払います。

第5条（読み替え規定）

この特約が付帯される場合は、前条の規定を除き、普通保険約款および付帯された特約において「再取得価額」とあるのは「時価額」と読み替えるものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

⑧ 支払限度額および免責金額の設定に関する特約

第1条（支払保険金の限度額）

この特約が付帯された普通保険約款、付帯された特約および次条の規定により当会社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額設定単位ごとに、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第2条（免責金額）

当会社が損害保険金として支払うべき損害額は、1回の事故（注）につき、保険証券記載の免責金額設定単位ごとに、普通保険約款および付帯された特約の規定により算出された損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、普通保険約款およびこれに付帯された特約に小損害額の控除の規定がある場合には、その規定は適用しません。

（注）1事由から発生した一連の事故をいいます。

第3条（縮小払との関係）

この特約が付帯された普通保険約款および付帯された特約において、縮小支払規定（注）がある場合には、第1条（支払保険金の限度額）の規定は縮小支払規定（注）適用後に適用し、前条の規定は縮小支払規定（注）適用前に適用します。

（注）保険金を縮小して支払う旨が規定された規定をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

⑨ 特定台風危険補償対象外特約

第1条（保険金をお支払いしない場合）

（1）当会社は、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）（1）②の規定にかかわらず、この保険契約の申込日以前（注1）に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故（注2）によって保険の対象について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）申込日を含みます。

（注2）その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じ

た事故を含みます。

(2) (1) の規定にかかわらず、保険契約者が保険期間の終了とともに継続して契約締結する継続契約については、これを適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

⑩ 特定対象物風災等危険補償対象外特約

第1条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）(1) ②の事故によって保険証券記載の特定対象物について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

(2) 費用保険金に関する特約

① 罹災時諸費用補償特約（補償危険限定型）

第1条（保険金をお支払いする場合）

当社は、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）(1) ①または⑦の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、罹災時諸費用保険金を支払います。

第2条（罹災時諸費用保険金の支払額）

当社は、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）(1) ①または⑦の損害保険金の保険証券記載の支払割合に相当する額を、前条の罹災時諸費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険証券記載の支払限度額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を第1条の保険金として、支払います。

① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合

保険証券記載の支払限度額（注2）から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注1）被保険者の所有する建物または建物以外のものでこの保険契約の保険の対象以外の

ものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

(注 2) 他の保険契約等(注 1) に保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(2) (1) の場合において、第 1 条(保険金をお支払いする場合)の罹災時諸費用保険金につき他の保険契約等(注)がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、普通保険約款第 1 章補償条項第 3 条(保険金をお支払いする場合)(1) ①または⑦の損害保険金の額は、それぞれ普通保険約款第 1 章補償条項第 7 条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定を適用して算出した額とします。

(注) 被保険者の所有する建物または建物以外のものでこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

第 4 条 (保険金の支払時期)

当会社は普通保険約款第 2 章基本条項第 23 条(保険金の支払時期)の規定にかかわらず、被保険者の要求がある場合は、罹災時諸費用保険金を内払いすることがあります。

第 5 条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第 6 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

② 罹災時諸費用補償特約

第 1 条 (保険金をお支払いする場合)

当会社は、普通保険約款第 1 章補償条項第 3 条(保険金をお支払いする場合)(1) ①から⑧までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、罹災時諸費用保険金を支払います。

第 2 条 (罹災時諸費用保険金の支払額)

当会社は、普通保険約款第 1 章補償条項第 3 条(保険金をお支払いする場合)(1) ①から⑧までの損害保険金の保険証券記載の支払割合に相当する額を、前条の罹災時諸費用保険金として、支払います。ただし、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第 3 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第 1 条(保険金をお支払いする場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等(注 1)がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険証券記載の支払限度額(注 2)を超えるときは、当会社は、次に定める額を第 1 条の保険金として、支払います。
① 他の保険契約等(注 1)から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等（注１）から保険金または共済金が支払われた場合

保険証券記載の支払限度額（注２）から、他の保険契約等（注１）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注１）被保険者の所有する建物または建物以外のものでこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

（注２）他の保険契約等（注１）に保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

- （２）（１）の場合において、第１条（保険金をお支払いする場合）の罹災時諸費用保険金につき他の保険契約等（注）がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、普通保険約款第１章補償条項第３条（保険金をお支払いする場合）（１）①から⑧までの損害保険金の額は、それぞれ普通保険約款第１章補償条項第７条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定を適用して算出した額とします。

（注）被保険者の所有する建物または建物以外のものでこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

第４条（保険金の支払時期）

当会社は普通保険約款第２章基本条項第２３条（保険金の支払時期）の規定にかかわらず、被保険者の要求がある場合は、罹災時諸費用保険金を内払いすることがあります。

第５条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- （１）この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- （２）この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- （３）この特約が付帯された保険契約に電氣的・機械的事故補償特約（財物補償用）が付帯される場合で、その特約により損害保険金が支払われるときは、この特約に従い、罹災時諸費用保険金を支払います。
- （４）この特約が付帯された保険契約に風災縮小てん補特約が付帯される場合で、普通保険約款第１章補償条項第３条（保険金をお支払いする場合）（１）②の損害保険金が支払われるときは、第１条（保険金をお支払いする場合）の規定にかかわらず、罹災時諸費用保険金を支払いません。

第６条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

③ 地震火災費用保険金補償対象外特約

第１条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第１章補償条項第５条（支払保険金の計算）（２）②にかかわらず、地震火災費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

（3）賠償責任に関する特約

① 店舗賠償責任補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
他人	第2条（補償の対象となる方—被保険者）に定める被保険者以外の者をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
施設	この特約が付帯された保険契約の保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物またはその建物に収容される動産で、保険証券記載の業務の用に供される部分およびものをいいます。
住宅	その敷地内の不動産および動産で、居住の用に供される部分およびものをいいます。
支払限度額	保険証券に記載されたこの特約の支払限度額であり、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、次条に定める被保険者が日本国内において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 記名被保険者が所有、使用もしくは管理する施設に起因し、または施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故
- ② 記名被保険者（注1）が、保険の対象または保険の対象を収容する建物に居住している場合は、その住宅の所有、使用もしくは管理に起因し、または次条に定める被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故
（注1）記名被保険者が法人であるときは、その代表者をいいます。
（注2）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条（補償の対象となる方—被保険者）

（1）この特約における被保険者は、次の者をいいます。ただし、責任無能力者を含まないものとし、また、前条①の適用に関しては、②から④までの者を除きます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注）の子

(注) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- (2) (1) の記名被保険者またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- (3) (1) の記名被保険者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく記名被保険者の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- （注1）保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ④ 排水または排気（注）によって生じた損害賠償責任
- （注）煙を含みます。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後でも、この特約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）に関する規定による当会社のこの特約の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠ったときも、また同様とします。

第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）

当会社は、第1条（保険金をお支払いする場合）①の事故によって、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 給排水管、冷暖房装置、湿度調整装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から漏出または溢出する蒸気、水その他内容物による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- ④ 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、販売もしくは鑑定または化粧品等の美容に起因する

損害賠償責任

- ⑤ エレベーター、エスカレーター、自動車または施設外における車両（注１）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑦ 業務を完了した後（注２）または業務を放棄した後に、その業務の結果に起因して生じた損害賠償責任
- ⑧ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（注１）原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
（注２）業務の目的物の引き渡しを要するときは、引き渡した後とします。

第5条（保険金をお支払いしない場合—その３）

当会社は、第1条（保険金をお支払いする場合）②の事故によって被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注１）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ④ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑥ 航空機、船舶・車両（注２）または銃器（注３）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
（注１）建物の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
（注２）原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
（注３）空気銃を除きます。

第6条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（注）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 被保険者が第8条（事故の発生）（１）③の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

- ⑥ 第9条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第8条（事故の発生）（1）②または第13条（代位）（3）の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用
（注）弁護士報酬を含みます。

第7条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、前条②および③の費用は、前条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の前条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第8条（事故の発生）

- （1）保険契約者または被保険者は、第1条（保険金をお支払いする場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次のいずれかに掲げる事項を行わなければなりません。
 - ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がいるときは、その住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面をもって当会社に通知すること。
 - ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。
 - ③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、当会社の承認の必要はありません。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面をもって当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等（注1）の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）第1条（保険金をお支払いする場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）既に他の保険契約等（注1）から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。
- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）のいずれかの義務に違反したときは、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① （1）①、⑤、⑥または⑦の場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② （1）③の場合は、防止または軽減することができたと認められる額
 - ③ （1）②の場合は、第三者から損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

- ④ (1) ④の場合は、当会社が損害賠償責任がないと認めた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条 (損害賠償責任解決の特則)

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第10条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求するときは、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
 - ⑤ 損害賠償金の支払または被害者から承諾があったことを示す書類
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者等に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支

払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第1条(保険金をお支払いする場合)の損害に対して、保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が損害の額を超えるとときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第13条 (代位)

(1)第1条(保険金をお支払いする場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)に規定する権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第14条（損害賠償請求権者の先取特権）

- (1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- （注）第6条（支払保険金の範囲）の②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）第6条（支払保険金の範囲）の②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

第16条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、保険契約者が次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(注1) 暴力団、暴力団員(注2)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2) 当社は、被保険者が(1)①または⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第2章基本条項第14条(保険契約解除または解約の効力)の規定にかかわらず、(1) または (2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) (3) の規定は、次の損害については適用しません。

① (1) ①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1) ①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第17条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

② 借家人賠償責任補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語	定義
借戸室	被保険者の借用する保険証券記載の建物または建物の戸室をいいます。
貸主	借戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
支払限度額	保険証券に記載されたこの特約の支払限度額であり、当社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。

第1条(保険金をお支払いする場合)

当社は、借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により、損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約に従い、保険金を支払います。

① 火災

② 破裂または爆発

第2条(補償の対象となる方—被保険者)

この特約における被保険者は、保険証券に被保険者として記載されたものとします。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- （1）当会社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失または指図
 - ③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定を適用しません。
 - ④ 借戸室の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ⑤ 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャピテーション、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
 - ⑥ 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注3）であって、借戸室ごとに、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
 - ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑨ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- （注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）借戸室の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。
- （注3）落書きを含みます。
- （注4）使用済燃料を含みます。
- （注5）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

第4条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（注）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交

涉に要した費用

- ④ 第7条（損害賠償責任解決の特則）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用
- ⑤ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第6条（事故の発生）（1）②または第11条（代位）（3）の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用
（注）弁護士報酬を含みます。

第5条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑤までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は、同条①の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第6条（事故の発生）

- （1）保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を行わなければなりません。
 - ① 事故発生の日時、場所、借戸室の貸主の住所および氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、書面をもって当会社に通知すること。
 - ② 損壊につき、被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - ③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、直ちに書面をもって当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等（注1）の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
（注1）第1条（保険金をお支払いする場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
（注2）既に他の保険契約等（注1）から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。
- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）のいずれかの義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① （1）①、⑤、⑥または⑦の場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② （1）③の場合は、防止または軽減することができたと認められる額
 - ③ （1）②の場合は、第三者から損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ （1）④の場合は、当会社が損害賠償責任がないと認めた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第7条 (損害賠償責任解決の特則)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第8条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
 - ⑤ 損害賠償金の支払または被害者から承諾があったことを示す書類
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者等に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)第1条(保険金をお支払いする場合)の損害に対して、保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、損害の額を超えるとときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 他の保険契約に保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします

(2)(1)の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い金額を差し引いた額とします。

第11条(代位)

(1)第1条(保険金をお支払いする場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)に規定する権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第12条（損害賠償請求権者の先取特権）

- (1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- （注）第4条（支払保険金の範囲）の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）第4条（支払保険金の範囲）の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第14条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、保険契約者が次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

こと。

(注1) 暴力団、暴力団員(注2)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2) 当社は、被保険者が(1)①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第2章基本条項第14条(保険契約解除または解約の効力)の規定にかかわらず、(1) または (2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) (3) の規定は、次の損害については適用しません。

① (1) ①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1) ①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

③ 借家人賠償責任補償特約包括契約に関する特約

第1条(借戸室の範囲)

当社は、契約者が借用する次に掲げる全ての建物または建物の戸室につきこれを「借戸室」として借家人賠償責任補償特約を付帯するものとします。

--

第2条(支払限度額)

各借戸室についての借家人賠償責任補償特約第5条(保険金の支払額)に定める支払限度額は、次のとおりとします。

区 分	保険金支払限度額

第3条(異動物件・通知)

(1) この借家人賠償責任補償特約の締結後、契約者は第1条(借戸室の範囲)に定める「借戸室」の管理台帳を常に備え付け、下記に定める方法により、借戸室数の総数を遅滞なく当会社に通知することとします。

通知日	通知締切日

- (2) (1) の場合において当会社は、保険期間満了時に、通知された借戸室数から算出した平均の借戸室数によって計算した確定保険料と暫定保険料の差額を返還または請求します。
- (3) 「借戸室」を取得した場合、当会社への通知の手続き前であっても取得した日から次の通知日までの期間に限り、その物件も第1条に定める借戸室に含めるものとし、各取得物件について前条の適用があるものとします。ただし、取得した日から最初にむかえる通知日を過ぎても通知がなされない場合は除きます。

第4条（当会社による借戸室管理台帳の閲覧）

当会社は、前条に定める管理台帳を必要に応じて閲覧する権利を有することとします。

第5条（契約の解除）

契約者が第1条（借戸室の範囲）の規定に違反した場合は、当会社はいつでもこの特約に従い借家人賠償責任補償特約を解除することができます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、借家人賠償責任補償特約および付帯された特約の規定を準用します。

④ 借用住宅修理費用補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
借戸室	被保険者の借用する保険証券記載の建物または建物の戸室をいいます。
貸主	借戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
支払限度額	保険証券に記載されたこの特約の支払限度額であり、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事故により、借戸室に損害（注1）が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、この特約に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借戸室の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発

- ④ 借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災、土砂崩れもしくは⑦の事故による損害を除きます。
- ⑤ 給排水設備（注2）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注3）による水濡れ。ただし、水災もしくは⑦の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
- ⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦ 風災、雹災または雪災
- ⑧ 盗難

（注1）雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款第2章基本条項第23条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同章第19条（事故の通知）および第20条（損害防止義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注2）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注3）水が溢れることをいいます。

第2条（補償の対象となる方—被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券に被保険者として記載されたものとします。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）、借戸室の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 借戸室の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
 - ④ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、借戸室の外側の部分（注3）が第1条（保険金をお支払いする場合）⑦に掲げる事故によって破損し、その破損部分から借戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害を除きます。
 - ⑤ 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主が所有（注4）または運転（注5）する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ⑥ 借戸室の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ⑦ 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注6）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャピテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損

害その他類似の損害またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害

- ⑧ 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注7）であって、借用戸室ごとに、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。

（注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。

（注3）外壁、屋根、開口部等をいいます。

（注4）所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

（注5）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

（注6）借用戸室の日常の使用に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

（注7）落書きを含みます。

- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

（注1）使用済燃料を含みます。

（注2）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

借用戸室を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

第5条（保険金の支払額）

当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額が、1回の事故につき3,000円を超過する場合に限り、その超過額を保険証券記載の支払限度額を限度として支払います。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）第1条（保険金をお支払いする場合）の損害に対して、保険金を支払うべき他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として、支払います。

① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合

保険証券記載の支払限度額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注1）被保険者の所有する建物または建物以外のものでこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

（注2）他の保険契約等（注1）に保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

（2）他の保険契約等（注）に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額を損害の額とします。

（注）被保険者の所有する建物または建物以外のものでこの保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含みます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

（4）引受方式に関する特約

① 敷地内特殊包括契約に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
建物・設備等	建物および屋外設備・装置をいいます。
再取得価額	普通保険約款の規定に関わらず、この特約においては、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、保険の対象が商品・製品等である場合には、当会社の定めるところにより計算した直近の会計年度における平均在庫価額をいいます。
協定保険価額	当会社と保険契約者の間で協定した保険の対象の再取得価額をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。
付保割合	保険証券記載の付保割合をいいます。
追加物件	第1条（保険の対象の範囲）の規定により保険の対象とすべき物件をいいます。ただし、同条（1）③および（3）に規定する物を除きます。
自動補償限度額	契約締結時における保険金額（注）の10%以下または3億円のいずれか低い額とします。 （注）包括単位が複数ある場合は、包括単位を合算するものとします。

第1条（保険の対象の範囲）

- （1）この保険契約における保険の対象は、普通保険約款第1章補償条項第1条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、敷地内に所在し、かつ、保険契約者が所有する次に掲げるすべての物件とします。
- ① 建物・設備等
 - ② 設備・什器等
 - ③ 商品・製品等
- （2）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 走行範囲が敷地内に限定されない自動車（注）、運搬車、牽引車または被牽引車。
 - ② 通貨等、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - ③ 動物、植物
 - ④ 日本国外に所在する物件
- （注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。
- （3）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 居住の用に供する建物および生活用動産
 - ② 建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは栈橋
 - ③ 軌道、護岸、防油堤、その他の土木建築物
 - ④ 他人に貸与または管理を委託している物
 - ⑤ 門、塀または垣
 - ⑥ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑦ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- （4）（1）の規定にかかわらず、（1）③に掲げる物の一部または全部を保険の対象から除外することができます。
- （5）敷地内に所在する他人所有の物は、（3）に掲げる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものにかぎり、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書に明記して、保険の対象とすることができます。
- （6）設備・什器等が保険の対象である場合においては、業務用の通貨等または業務用の預貯金証書に、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）（2）の盗難による損害が生じたときは、（2）の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう再取得価額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第2条（保険の対象の再取得価額の通知および協定）

- （1）保険期間が1年の場合は、次のとおりとします。
- ① 保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の再取得価額（注1）を通知するものとします。
 - ② ①の規定による通知に基づき、当会社と保険契約者との間で、保険の対象（注2）の再取得価額（注1）を協定するものとし、保険契約者は、協定保険価額を保険契約申込書に記載するものとします。

- ③ 保険契約締結の後、敷地内において保険の対象（注２）に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。

ア 保険契約者が前条の規定により保険の対象（注２）とすべき物件を取得した場合

イ 保険の対象（注２）である物件が増築または増設された場合

ウ 保険の対象（注２）が敷地内から取り除かれた場合

エ この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象（注２）が滅失した場合

- ④ 敷地内において、保険の対象（注２）を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

- ⑤ 保険期間の中途において、物価の変動または改修（注３）等により保険の対象（注２）の再取得価額（注１）に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。

- ⑥ 保険の対象（注２）について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象（注２）の協定保険価額から損害額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象（注２）について修復が行われた場合は、③アまたはイの場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。（注１）時価比例払特約を付帯した保険契約については、保険契約締結時の所在地における価額とします。

（注２）商品・製品等を除きます。

（注３）③イに掲げる場合を除きます。

- （２）保険期間が１年を超える場合は、次のとおりとします。

- ① 保険契約者は、保険契約締結時および保険契約の第２年度目以降の各保険年度の初日において、各保険の対象の再取得価額（注１）を通知するものとします。

- ② ①の規定による通知に基づき、当会社と保険契約者との間で、保険の対象の再取得価額（注１）を協定するものとし、保険契約者は協定保険価額を保険契約申込書に記載するものとします。ただし、第２年度目以降の各保険年度の初日における保険の対象（注２）またはその価額が、その前年保険年度の初日における保険の対象（注２）またはその価額と異なる場合には、第２年度目以降の各保険年度の初日に①の通知に基づき保険の対象の再取得価額（注１）を再協定するものとします。

- ③ 保険契約締結の後、敷地内において保険の対象（注２）に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。

ア 保険契約者が前条の規定により保険の対象（注２）とすべき物件を取得した場合

イ 保険の対象（注２）である物件が増築または増設された場合

ウ 保険の対象（注２）が敷地内から取り除かれた場合

エ この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象（注２）が滅失した場合

- ④ 敷地内において、保険の対象（注２）を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

- ⑤ 保険期間の中途において、物価の変動または改修（注３）等により保険の対象（注２）の再取得価額（注１）に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。

- ⑥ 保険の対象（注２）について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象（注２）の協定保険価額から損害額を差し引いた残額を損害が生じたとき以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象（注２）について修復が行われた場合は、③アまたはイの場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。

（注１）時価比例払特約を付帯した保険契約については、保険契約締結時の所在地における価額とします。

（注２）商品・製品等を除きます。

（注３）③イに掲げる場合を除きます。

第３条（保険金額）

- （１）保険金額は、敷地内に所在するすべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額とします。ただし、第２年度目以降の各保険年度の初日において保険の対象の再取得価額が再協定されたときは、これらの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に修正するものとします。
- （２）（１）の規定にかかわらず、敷地内に所在するすべての保険の対象について包括単位ごとにそれぞれ包括して保険金額を定める場合には、包括単位ごとの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の保険金額とします。ただし、第２年度目以降の各保険年度の初日において保険の対象の再取得価額が再協定されたときは、これらの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に修正するものとします。
- （３）前条（１）③、⑤および⑥ただし書もしくは同条（２）③、⑤および⑥ただし書の規定により新たな保険の対象の再取得価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保険価額の追加分、増額分または減失分に付保割合を乗じて得た額を保険金額の増減分として保険金額に加えまたは差し引くものとします。

第４条（保険料の返還または請求）

- （１）前条（１）ただし書、同条（２）ただし書および同条（３）の場合においては、当会社は、（３）に定める保険金額の増減分または第２年度目以降の各保険年度の初日に生じた保険料の過不足に対し、未経過期間について当会社の定める方式によって計算した保険料を返還または請求します。ただし、第２条（保険の対象の再取得価額の通知および協定）（１）⑥または同条（２）⑥ただし書の規定による保険金額の増額分（注）に対しては、保険料を請求しないものとします。
- （注）損害発生前の協定保険価額に相当する額までの増額分をいいます。
- （２）（１）の規定により当会社が保険料を請求した場合において、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第２条（保険の対象の再取得価額の通知および協定）（２）②ただし書、前条（１）ただし書、同条（２）ただし書および同条（３）の規定にかかわらず、保険の対象の再取得価額の再協定または保険金額の変更はなかったものとして取り扱います。

第５条（支払保険金の計算）

- （１）当会社の支払う損害保険金の額は、１回の事故（注）につき、普通保険約款第１章補償条項第５条（支払保険金の計算）（１）①に規定する損害保険金とします。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た額を限度とします
- （注）１事由から発生した一連の事故をいいます。
- （２）損害発生時において、保険金額が敷地内に所在するすべての保険の対象の再取得価額の合

計額に付保割合を乗じて得た額に不足する場合（注）は、当会社は、その不足する割合によって（１）の規定によって支払うべき損害保険金の額を削減します。

（注）第３条（保険金額）（２）の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合には、包括単位の保険金額がその包括単位のすべての保険の対象の再取得価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に不足するときにいいます。

第６条（自動補償）

（１）保険契約締結後、保険契約者が敷地内において追加物件を取得した場合（注１）において、その追加物件の再取得価額に付保割合を乗じて得た額が契約締結時における自動補償限度額以下である場合は、追加物件を取得した旨の通知がなされないときであっても、追加物件を取得した日から保険期間満了時（注２）までの期間に限りその追加物件について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

（注１）第２条（保険の対象の再取得価額の通知および協定）（１）③イもしくは同条（２）

③イの増築または増設部分および同条（１）⑥ただし書もしくは同条（２）⑥ただし書の修復部分を含みます。

（注２）保険期間が１年を超える保険契約の場合は、追加物件を取得した日の属する保険年度の末日とします。ただし、最後の保険年度においては保険期間満了時とします。

（２）（１）の規定により損害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の再取得価額を協定保険価額とみなし、この額を損害発生時の保険金額に加算した額をもって、保険金額とみなして前条の規定を適用します。

（３）追加物件の取得が２回以上ある場合において、追加物件の再取得価額の累計額と新たな追加物件の再取得価額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、（１）の規定は適用しません。

（４）（１）に規定する追加物件の取得した場合においては、追加物件を取得した旨の通知がなされないときであっても、追加物件を取得した日から保険期間満了時（注）までの期間に限りその追加物件を保険の対象に含み、他の付帯された特約の規定に従い、休業損失保険金、利益保険金または営業継続費用保険金を支払います。

（注）保険期間が１年を超える保険契約の場合は、追加物件を取得した日の属する保険年度の末日とします。ただし、最後の保険年度においては保険期間満了時とします。

第７条（通知・精算等の省略）

下表のいずれかに該当する場合は、第２条（保険の対象の再取得価額の通知および協定）（１）③の通知、同条（１）⑥ただし書の協定保険価額の修正、同条（２）③の通知、同条（２）⑥ただし書の協定保険価額の修正、第３条（保険金額）（３）の保険金額の増減ならびに第４条（保険料の返還または請求）（１）の保険料の返還または請求の規定は適用しません。

① 保険契約者が前条（１）に規定する追加物件の取得した場合において、追加物件の再取得価額の累積額が自動補償限度額以下であるとき

② 保険の対象（注１）に次のいずれかに該当する事実が発生した場合において、その保険の対象の価額（注２）が自動補償限度額以下であるとき

ア 第２条（１）③ウまたはエおよび同条（２）③ウまたはエに該当する事実が発生した場合

イ この保険契約において当会社が補償する事故によって保険の対象の全部または一部が滅失した場合

（注１）商品・製品等を除きます。

(注2) 第2条(1)①および同条(2)①に規定する保険の対象の価額の評価と同一の方法により評価した額とします。

第8条 (契約の解除)

保険契約者が第1条(保険の対象の範囲)の規定により保険の対象とすべき物件を保険の対象としなかった場合は、当会社は、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第9条 (保険料の返還または請求)

前条または普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第10条 (読み替え規定)

この特約においては、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
—	保険金額	協定保険価額
第5条(支払保険金の計算)(2)②	また、支払額は次の算式(注6)によって算出した額とし、1回の事故につき(注7)、一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円を限度とします。	また、支払額は次の算式(注6)によって算出した額とし、1回の事故につき(注7)、1敷地内ごとに300万円を限度とし、工場物件を含む敷地内については2,000万円を限度とします。
第5条(支払保険金の計算)(2)③	ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(注9)に30%を乗じて得た額または一般物件の場合は1,000万円、工場物件もしくは倉庫物件の場合は5,000万円のいずれか低い額を限度とします。	ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(注9)に30%を乗じて得た額または1,000万円、工場物件もしくは倉庫物件を含む施設内については5,000万円のいずれか低い額を限度とします。
別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額 5	1回の事故につき、一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円(注6)、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円(注7)	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注6)を限度とし、工場物件を含む敷地内については2,000万円(注7)
別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額 6	1回の事故につき、1敷地内ごとに一般物件の場合は1,000万円(注9)、工場物件もしくは倉庫物件の場合は1敷地内ごとに5,000万円(注10)または修理付帯費用の額のいずれか低い額	1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円(注9)、工場物件もしくは倉庫物件を含む施設内については5,000万円(注10)または修理付帯費用の額のいずれか低い額

第 11 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

拡張補償特約に関する自動補償不適用条項

下表に掲げる特約の規定により損害保険金が支払われるべき損害については、敷地内特殊包括契約に関する特約第 6 条（自動補償）または複数敷地内特殊包括契約に関する特約第 6 条（自動補償）の適用はないものとします。

- | |
|---------------------|
| ① 地震危険補償特約 |
| ② 地震危険補償特約（縮小支払方式） |
| ③ 地震危険補償特約（支払限度額方式） |
| ④ 地震衝撃危険補償対象外特約 |
| ⑤ 地震破裂爆発危険補償特約 |
| ⑥ 地震水災危険補償特約 |
| ⑦ 噴火危険補償特約 |

② 複数敷地内特殊包括契約に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
建物・設備等	建物および屋外設備・装置をいいます。
再取得価額	普通保険約款の規定に関わらず、この特約においては、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、保険の対象が商品・製品等である場合には、当会社の定めるところにより計算した直近の会計年度における平均在庫価額をいいます。
協定保険価額	当会社と保険契約者の間で協定した保険の対象の価額をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から 1 年間をいいます。
付保割合	保険証券記載の付保割合をいいます。
追加敷地内	保険証券に記載のない敷地内をいいます。ただし、保険証券に保険の対象に関する条件が記載されているときは、その条件に該当する敷地内に限ります。
追加物件	第 1 条（保険の対象の範囲）の規定により保険の対象とすべき物件をいいます。ただし、同条（1）③および（3）に規定する物を除きます。
自動補償限度額	契約締結時における保険金額（注）の 10% 以下または 3 億円のいずれか低い額とします。 （注）包括単位が複数ある場合は、包括単位を合算するものとします。

第 1 条（保険の対象の範囲）

- （1）この保険契約における保険の対象は、普通保険約款第 1 章補償条項第 1 条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、下記の条件に該当し、かつ、保険契約者が所有する次に掲げるすべての物件のうち、敷地内に所在するものとします。

保険証券記載の通り。

- ① 建物・設備等
- ② 設備・什器等
- ③ 商品・製品等

(2) (1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 走行範囲が敷地内に限定されない自動車（注）、運搬車、牽引車または被牽引車。ただし、原動機付自転車（注）は保険の対象に含まれます
- ② 通貨等、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ③ 動物、植物
- ④ 日本国外に所在する物件

（注） 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車をいい、同条第 3 項に定める原動機付自転車を含まません。

(3) (1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

- ① 居住の用に供する建物および生活用動産
- ② 建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽、棧橋
- ③ 軌道、護岸、防油堤、その他の土木建築物
- ④ 他人に貸与または管理を委託している物
- ⑤ 門、塀または垣
- ⑥ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1 個または 1 組の価額が 30 万円を超えるもの
- ⑦ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

(4) (1) の規定にかかわらず、(1) ③に掲げる物の一部または全部を保険の対象から除外することができます。

(5) (1) の条件に該当する他人所有の物件は、(3) に掲げる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものにかぎり、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書に明記して、保険の対象とすることができます。

(6) 設備・什器等が保険の対象である場合においては、業務用の通貨等または業務用の預貯金証書に、普通保険約款第 1 章補償条項第 3 条（2）の盗難による損害が生じたときは、(2) の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう協定保険価額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第 2 条（保険の対象の再取得価額の通知および協定）

(1) 保険期間が 1 年の場合は、次のとおりとします。

- ① 保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の再取得価額（注 1）を通知するものとします。
- ② ①の規定による通知に基づき、当会社と保険契約者との間で、保険の対象の再取得価額（注 1）を協定するものとし、保険契約者は、協定保険価額を保険契約申込書に記載するものとします。
- ③ 保険契約締結の後、1 つの敷地内において保険の対象（注 2）に次に該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。

ア 保険契約者が前条の規定により保険の対象（注 2）とすべき物件を取得した場合

イ 保険の対象（注 2）である物件が増築または増設された場合

ウ 保険の対象（注２）が敷地内から取り除かれた場合

エ この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象（注２）が滅失した場合

④ １つの敷地内において、保険の対象（注２）を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

⑤ 保険期間の中途において、物価の変動または改修（注３）等により保険の対象（注２）の再取得価額（注１）に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。

⑥ 保険の対象（注２）について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象（注２）の協定保険価額から損害額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象（注２）について修復が行われた場合は、③アまたはイの場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。

⑦ 保険契約締結の後、保険契約者が追加敷地内において、前条の規定により保険の対象（注２）とすべき物件を取得した場合には、保険契約者はその都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および保険の対象を記載するものとします。

（注１）時価比例払特約を付帯した保険契約については、保険契約締結時の所在地における価額とします。

（注２）商品・製品等を除きます。

（注３）③イに掲げる場合を除きます。

（２）保険期間が１年を超える場合は、次のとおりとします。

① 保険契約者は、保険契約締結時および保険契約の第２年度目以降の各保険年度の初日において、各保険の対象の再取得価額を通知するものとします。

② ①の規定による通知に基づき、当会社と保険契約者との間で、保険の対象の再取得価額（注１）を協定するものとし、保険契約者は、協定保険価額を保険契約申込書に記載するものとします。ただし、第２年度目以降の各保険年度の初日における保険の対象（注２）またはその価額が、その前年保険年度の初日における保険の対象（注２）またはその価額と異なる場合には、第２年度目以降の各保険年度の初日に①の通知に基づき保険の対象の再取得価額（注１）を再協定するものとします。

③ 保険契約締結の後、１つの敷地内において保険の対象（注２）に次に該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。

ア 保険契約者が前条の規定により保険の対象（注２）とすべき物件を取得した場合

イ 保険の対象（注２）である物件が増築または増設された場合

ウ 保険の対象（注２）が敷地内から取り除かれた場合

エ この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象（注２）が滅失した場合

④ １つの敷地内において、保険の対象（注２）を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

⑤ 保険期間の中途において、物価の変動または改修（注３）等により保険の対象の再取得価額（注１）に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。

⑥ 保険の対象（注２）について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象（注２）の協定保険価額から損害額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象（注２）について修

復が行われた場合は、③アまたはイの場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。

- ⑦ 保険契約締結の後、追加敷地内において、前条の規定により保険の対象（注2）とすべき物件を取得した場合には、保険契約者はその都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および保険の対象を記載するものとします。

（注1）時価比例払特約を付帯した保険契約については、保険契約締結時の所在地における価額とします。

（注2）商品・製品等を除きます。

（注3）③イに掲げる場合を除きます。

第3条（保険金額）

- （1）保険金額は、すべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額とします。ただし、第2年度目以降の各保険年度の初日において保険の対象の再取得価額が再協定されたときは、これらの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に修正するものとします。
- （2）（1）の規定にかかわらず、すべての保険の対象について包括単位ごとにそれぞれ包括して保険金額を定める場合には、包括単位ごとの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の保険金額とします。ただし、第2年度目以降の各保険年度の初日において保険の対象の再取得価額が再協定されたときは、これらの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に修正するものとします。
- （3）前条（1）③、⑤、⑥ただし書および⑦の規定もしくは同条（2）③、⑤、⑥ただし書および⑦の規定により新たな保険の対象の再取得価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保険価額の追加分、増減分または減失分に付保割合を乗じて得た額を保険金額の増減分として保険金額に加えまたは差し引くものとします。

第4条（保険料の返還または請求）

- （1）前条（1）ただし書、同条（2）ただし書および同条（3）の場合においては、当会社は、（3）に定める保険金額の増減分または第2年度目以降の各保険年度の初日に生じた保険料の過不足に対し、未経過期間について当会社の定める方式によって計算した保険料を返還または請求します。ただし、第2条（保険の対象の再取得価額の通知および協定）（1）⑥または同条（2）⑥ただし書の規定による保険金額の増額分（注）に対しては、保険料を請求しないものとします。（注）損害発生前の協定保険価額に相当する額までの増額分をいいます。
- （2）（1）の規定により当会社が保険料を請求した場合において、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第2条（保険の対象の再取得価額の通知および協定）（2）②ただし書、前条（1）ただし書、同条（2）ただし書および同条（3）の規定にかかわらず、保険の対象の再取得価額の再協定または保険金額の変更はなかったものとして取り扱います。

第5条（支払保険金の計算）

- （1）当会社の支払う損害保険金の額は、1回の事故（注）につき、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（1）①に規定する損害保険金とします。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。
- （注）1事由から発生した一連の事故をいいます。
- （2）損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内のすべての保険の対象の協

定保険価額の合計額がこれらの保険の対象の価額の合計額に不足する場合（注）は、当会社は、その不足する割合によって（１）の規定によって支払うべき損害保険金の額を削除します。

（注）第３条（保険金額）（２）の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合には、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内の当該保険の対象が属する包括単位におけるすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がこれらの保険の対象の価額の合計額に不足するときにいいます。

（３）１回の事故につき、複数の敷地内の保険の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに（２）の規定を適用します。

第６条（自動補償）

（１）保険契約締結の後、保険契約者が１つの敷地内（注１）において追加物件を取得した場合（注２）において、その追加物件の再取得価額に付保割合を乗じて得た額が契約締結時における自動補償限度額以下であるときは、追加物件を取得した旨の通知がなされないときであっても、追加物件を取得した日から保険期間満了時（注３）までの期間に限りその追加物件について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

（注１）追加敷地内を含みます。

（注２）第２条（保険の対象の再取得価額の通知および協定）（１）③イもしくは同条（２）③イの増築または増設部分および同条（１）⑥ただし書もしくは同条（２）⑥ただし書の修復部分を含みます。

（注３）保険期間が１年を超える保険契約の場合は、追加物件を取得した日の属する保険年度の末日とします。ただし、最後の保険年度においては保険期間満了時とします。

（２）（１）の規定により損害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の再取得価額を協定保険価額とみなし、この額を損害発生時の保険金額に加算した額をもって、保険金額とみなして前条の規定を適用します。

（３）追加物件の取得が２回以上ある場合において、追加物件の再取得価額の累計額と新たな追加物件の再取得価額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、（１）の規定は適用しません。

（４）（１）に規定する追加物件の取得した場合においては、追加物件を取得した旨の通知がなされないときであっても、追加物件を取得した日から保険期間満了時（注）までの期間に限りその追加物件を保険の対象に含み、他の付帯された特約の規定に従い、休業損失保険金、利益保険金または営業継続費用保険金を支払います。

（注）保険期間が１年を超える保険契約の場合は、追加物件を取得した日の属する保険年度の末日とします。ただし、最後の保険年度においては保険期間満了時とします。

第７条（通知・精算等の省略）

下表のいずれかに該当する場合は、第２条（保険の対象の再取得価額の通知および協定）（１）③および⑦の通知、同条（１）⑥ただし書の協定保険価額の修正、同条（２）③および⑦の通知、同条（２）⑥ただし書の協定保険価額の修正、第３条（保険金額）（３）の保険金額の増減ならびに第４条（保険料の返還または請求）（１）の保険料の返還または請求の規定は適用しません。

① 前条（１）に規定する追加物件の取得した場合において、追加物件の再取得価額の累積額が自動補償限度額以下であるとき

② 保険の対象（注１）に次のいずれかに該当する事実が発生した場合において、その保険の対象の価額（注２）が自動補償限度額以下であるとき

ア 第２条（１）③ウまたはエおよび同条（２）③ウまたはエに該当する事実が発生した場合

イ この保険契約において当社が補償する事故によって保険の対象の全部または一部が滅失した場合

(注1) 商品・製品等を除きます。

(注2) 第2条(1)①および同条(2)①に規定する保険の対象の価額の評価と同一の方法により評価した額とします。

第8条 (契約の解除)

保険契約者が第1条(保険の対象の範囲)の規定により保険の対象とすべき物件を保険の対象としなかった場合は、当社は、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第9条 (保険料の返還または請求)

前条または普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第10条 (読み替え規定)

この特約においては、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
—	保険金額	協定保険価額
第5条(支払保険金の計算)(2)②	また、支払額は次の算式(注6)によって算出した額とし、1回の事故につき(注7)、一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円を限度とします。	また、支払額は次の算式(注6)によって算出した額とし、1回の事故につき(注7)、1敷地内ごとに300万円を限度とし、工場物件を含む敷地内については2,000万円を限度とします。
	ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(注9)に30%を乗じて得た額または一般物件の場合は1,000万円、工場物件もしくは倉庫物件の場合は5,000万円のいずれか低い額を限度とします。	ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(注9)に30%を乗じて得た額または1,000万円、工場物件もしくは倉庫物件を含む施設内については5,000万円のいずれか低い額を限度とします。
別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額 5	1回の事故につき、一般物件の場合は1敷地内ごとに300万円(注6)、工場物件の場合は1敷地内ごとに2,000万円(注7)	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注6)を限度とし、工場物件を含む敷地内については2,000万円(注7)
別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額 6	1回の事故につき、1敷地内ごとに一般物件の場合は1,000万円(注9)、工場物件もしくは倉庫物件の場合は1敷地内ごとに5,000	1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円(注9)、工場物件もしくは倉庫物件を含む施設内については5,000万円(注10)

	万円（注 10）または修理付帯費用の額のいずれか低い額	または修理付帯費用の額のいずれか低い額
--	-----------------------------	---------------------

第 11 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

拡張補償特約に関する自動補償不適用条項

下表に掲げる特約の規定により損害保険金が支払われるべき損害については、敷地内特殊包括契約に関する特約第 6 条（自動補償）または複数敷地内特殊包括契約に関する特約第 6 条（自動補償）の適用はないものとします。

- | |
|---------------------|
| ① 地震危険補償特約 |
| ② 地震危険補償特約（縮小支払方式） |
| ③ 地震危険補償特約（支払限度額方式） |
| ④ 地震衝撃危険補償対象外特約 |
| ⑤ 地震破裂爆発危険補償特約 |
| ⑥ 地震水災危険補償特約 |
| ⑦ 噴火危険補償特約 |

③ 商品製品等に関する特約（敷地内特殊包括契約に関する特約用）

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
特殊包括特約	敷地内特殊包括契約に関する特約をいいます。
継続契約	この特約の保険の対象について、引き続きこの特約および特殊包括特約を付帯した保険契約をいいます。
平均通知価額	通知価額の平均をいいます。
平均在庫価額	在庫価額の平均をいいます。
暫定保険料	保険契約締結時のこの特約の保険の対象の保険金額に所定の保険料率を乗じて得た額をいいます。

第 1 条（特約の適用範囲）

この特約は、この特約が付帯された特殊包括特約の保険の対象のうち、商品・製品等に対して適用されます。

第 2 条（協定保険価額および在庫価額の通知）

（1）保険期間が 1 年の場合は、次のとおりとします。

- ① 保険期間中において、在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

- ② 保険期間満了後 30 日以内（注）に、保険契約者は、保険期間中の在庫価額を次のいずれかの方法により当会社に通知しなければなりません。

ア 保険始期月から 10 か月目の月末

イ 保険始期月ならびに始期から 3 か月目、6 か月目および 9 か月目の月末

ウ 保険始期月および始期から 6 か月目の月末

- ③ ②の通知は、保険証券記載の敷地内に所在する保険の対象について包括して行うものとします。

（注）継続契約を締結する場合は、保険期間満了の 30 日前または継続手続きを行う時のいずれか早い時期までをいいます。

- （2）保険期間が 1 年を超える場合は、次のとおりとします。

- ① 保険契約締結時においては、直接会計年度における平均在庫価額を契約時の協定保険価額とし、第 2 年度目、第 3 年度目、第 4 年度目または第 5 年度目の応当日においては、前契約年度の平均在庫価額により保険価額を再協定するものとします。また、当該年度に在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

- ② 第 2 年度目以降については、前契約年度の在庫価額を次のいずれかの方法により当会社に通知しなければなりません。ただし、最終年度については、（1）②の規定に従い通知することとします。

ア 保険始期月から 10 か月目の月末

イ 保険始期月ならびに始期から 3 か月目、6 か月目および 9 か月目の月末

ウ 保険始期月および始期から 6 か月目の月末

- ③ ②の通知は、保険証券記載の敷地内に所在する保険の対象について包括して行うものとします。

第 3 条（当会社の検査権）

- （1）当会社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後 2 年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を検査することができます。
- （2）（1）の検査において、当会社が受領した通知における平均通知価額が実際の平均在庫価額に不足していたことが判明した場合は、普通保険約款第 1 章補償条項第 6 条（損害額の決定）（1）の損害額（注）を算出する際、商品・製品等の損害額を平均在庫価額に対する平均通知価額の割合により削減して計算します。
- （注）免責金額を適用する前の金額をいいます。
- （3）（2）の場合において、当会社が既に損害保険金を支払っていたときには、保険契約者または被保険者は、（2）により算出した損害保険金と実際に支払った損害保険金の差額を当会社に返還するものとします。

第 4 条（保険料の精算）

- （1）第 2 条（協定保険価額および在庫価額の通知）の通知に基づき計算した平均通知価額に所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。ただし、保険期間が 1 年を超える場合は、再協定した保険価額に応じ、応当日以後の期間に対し、当会社の定める長期未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。
- （2）（1）の計算において、その保険の対象についてこの特約による保険契約と契約方式を異にする他の保険契約で当会社の承認を得たものがある場合には、この保険契約の存する通知日

の通知価額からその保険金額を差し引きます。ただし、通知価額を超えて差し引きません。

- (3) 当会社が特殊包括特約第5条（支払保険金の計算）の規定によって損害保険金を支払った場合において、罹災時以降の通知日の通知価額（注1）に支払った損害保険金の額（注2）を下回るものがあるときは、その通知日の通知価額に代えて損害保険金の額をもって、(1)の平均通知価額を算出します。

（注1）(2)の規定が適用される場合には、通知価額から他の保険契約の保険金額を差し引いた残額とします。

（注2）損害保険金の支払いが2回以上あった場合には、それぞれの罹災時以降の通知日まで支払った損害保険金の額のうち最も高い額とします。

- (4) 当会社は、(1)による確定保険料と暫定保険料を比較してその差額を返還または請求します。ただし、保険期間が1年を超える場合は、保険期間の満了時において、第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)②のただし書き以下の規定による通知に基づき算出した平均在庫価額により算出した年間保険料と前契約年度の協定保険価額により算出した年間保険料との差額を返還または請求します。
- (5) (4)の暫定保険料は、保険期間の途中において、当会社が収受したものを加算し、返還したものを差し引いた額とします。

第5条（精算の省略）

保険期間満了時に、この特約の保険の対象について、継続契約を締結する場合は、前条の精算は行いません。ただし、継続契約の保険期間が1年未満の場合は除きます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、敷地内特殊包括契約に関する特約および付帯された特約の規定を準用します。

④ 商品製品等に関する特約（複数敷地内特殊包括契約に関する特約用）

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
特殊包括特約	複数敷地内特殊包括契約に関する特約をいいます。
継続契約	この特約の保険の対象について、引き続きこの特約および特殊包括特約を付帯した保険契約をいいます。
平均通知価額	通知価額の平均をいいます。
平均在庫価額	在庫価額の平均をいいます。
暫定保険料	保険契約締結時のこの特約の保険の対象の保険金額に所定の保険料率を乗じて得た額をいいます。

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、この特約が付帯された特殊包括特約の保険の対象のうち、商品・製品等に対して適用されます。

第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）

（1）保険期間が1年の場合は、次のとおりとします。

- ① 保険期間中において、在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。
- ② 保険期間満了後30日以内（注）に、保険契約者は、保険期間中の在庫価額を次のいずれかの方法により当会社に通知しなければなりません。
 - ア 保険始期月から10か月目の月末
 - イ 保険始期月ならびに始期から3か月目、6か月目および9か月目の月末
 - ウ 保険始期月および始期から6か月目の月末
- ③ ②の通知は、同一敷地内に所在する保険の対象について包括して行うものとします。

（注）継続契約を締結する場合は、保険期間満了の30日前または継続手続きを行う時のいずれか早い時期までをいいます。

（2）保険期間が1年を超える場合は、次のとおりとします。

- ① 保険契約締結時においては、直接会計年度における平均在庫価額を契約時の協定保険価額とし、第2年度目、第3年度目、第4年度目または第5年度目の応当日においては、前契約年度の平均在庫価額により保険の対象の保険価額を再協定するものとします。また、当該年度に在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。
- ② 第2年度目以降については、前契約年度の在庫価額を次のいずれかの方法により当会社に通知しなければなりません。ただし、最終年度については、（1）③の規定に従い通知することとします。
 - ア 保険始期月から10か月目の月末
 - イ 保険始期月ならびに始期から3か月目、6か月目および9か月目の月末
 - ウ 保険始期月および始期から6か月目の月末
- ③ ②の通知は、同一敷地内に所在する保険の対象について包括して行うものとします。

第3条（当会社の検査権）

- （1）当会社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後2年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を検査することができます。
- （2）（1）の検査において、当会社が受領した通知における平均通知価額が実際の平均在庫価額に不足していたことが判明した場合は、普通保険約款第1章補償条項第6条（損害額の決定）（1）の損害額（注）を算出する際、商品・製品等の損害額を平均在庫価額に対する平均通知価額の割合により削減して計算します。

（注）免責金額を適用する前の金額をいいます。
- （3）（2）の場合において、当会社が既に損害保険金を支払っていたときには、保険契約者または被保険者は、（2）により算出した損害保険金と実際に支払った損害保険金の差額を当会社に返還するものとします。

第4条（保険料の精算）

- （1）第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）の通知に基づき計算した平均通知価額に所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。ただし、保険期間が1年を超える場合は、再協定した保険の対象の保険価額に応じ、応当日以後の期間に対し、当会社の定める長期未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

- (2) (1) の計算において、その保険の対象についてこの特約による保険契約と契約方式を異にする他の保険契約で当会社の承認を得たものがある場合には、この保険契約の存する通知日の通知価額からその保険金額を差し引きます。ただし、通知価額を超えては差し引きません。
- (3) 当会社が特殊包括特約第5条（支払保険金の計算）の規定によって損害保険金を支払った場合において、罹災時以降の通知日の通知価額（注1）に支払った損害保険金の額（注2）を下回るものがあるときは、その通知日の通知価額に代えて損害保険金の額をもって、(1)の平均通知価額を算出します。
- （注1）(2)の規定が適用される場合には、通知価額から他の保険契約の保険金額を差し引いた残額とします。
- （注2）損害保険金の支払いが2回以上あった場合には、それぞれの罹災時以降の通知日までに支払った損害保険金の額のうち最も高い額とします。
- (4) 当会社は、(1)による確定保険料と暫定保険料を比較してその差額を返還または請求します。ただし、保険期間が1年を超える場合は、保険期間の満了時において、第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)②のただし書き以下の規定による通知に基づき算出した平均在庫価額により算出した年間保険料と前契約年度の協定保険価額により算出した年間保険料との差額を返還または請求します。
- (5) (4)の暫定保険料は、保険期間の中途において、当会社が収受したものを加算し、返還したものを差し引いた額とします。

第5条（精算の省略）

保険期間満了時に、この特約の保険の対象について、継続契約を締結する場合は、前条の精算は行いません。ただし、継続契約の保険期間が1年未満の場合は除きます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、複数敷地内特殊包括契約に関する特約および付帯された特約の規定を準用します。

（5）契約方式に関する特約

① 火災通知保険特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
収容建物	収容建物には、危険区画または野積の場所を含みます。
制限額	支払保険金制限額をいいます。
包括方式	2以上の建物に収容する保険の対象についての在庫価額を包括して通知する方式をいいます。
最終通知価額	損害が生じる前の最終の通知における通知価額をいいます。
通知日在庫価額	第6条（在庫価額の通知）の規定により通知すべき実際の在庫価額をいいます。

第1条（保険の対象および支払保険金制限額）

保険の対象、その符号、収容建物の名称、構造および制限額は、別紙明細書のとおりとします。

第2条（保険責任の始期）

当会社の保険責任は、当社が暫定保険料を領収した時に始まります。

第3条（暫定保険料）

制限額の75%に相当する額に所定の保険料率を乗じて得た額を暫定保険料とします。

第4条（制限額または保険の対象の収容建物の変更）

- (1) 保険期間中に、制限額を増額し、または収容建物を追加することができます。この場合における暫定保険料については、前条の計算を満期日までの未経過期間について日割計算によって行ないます。
- (2) (1) の増額分についての暫定保険料の領収前に損害が生じた場合は、当会社は、増額前の制限額を超えて損害保険金を支払いません。
- (3) (1) の保険の対象を収容する建物の追加分についての暫定保険料の領収前に、その追加された建物に収容される保険の対象に損害が生じた場合は、当会社は、その損害に対しては、損害保険金を支払いません。
- (4) 保険期間中に、制限額を減額し、または第12条（一部の建物についての保険契約の解約）(1) もしくは(3) に規定する場合のほか、一部の収容建物についてこの保険契約を解約し、もしくは保険の対象の収容建物から除外することはできません。

第5条（在庫価額の計算方式）

通知日における在庫価額と罹災時の在庫価額は、同一の計算方式によって算出するものとします。

第6条（在庫価額の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、所定の様式により、各符号について、その在庫高の有無にかかわらず、毎□□日を通知日とし、その日における時価による在庫価額を記載した通知書を作成し、これを毎通知日後30日以内に当会社に発送しなければなりません。
- (2) (1) の通知が所定の期間内に発送されなかった場合には、制限額と前回の通知価額とのいずれか高い額をもってその通知日の通知価額とみなします。ただし、いかなる場合でも、その通知日の在庫価額を下回ることとはしないものとします。
- (3) 包括方式による保険契約の場合においては、(2) の規定の適用上、それぞれの建物の制限額を合計した額をもって制限額とみなします。
- (4) (1) の約定通知日が適当でないと認められる場合には、当事者は、いつでも、相手方に対しこの変更を求めることができます。

第7条（保険料の精算）

- (1) 保険期間満了後、保険の対象の符号ごとに、前条の通知価額の平均価額を算出し、これに所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。
- (2) (1) の計算において、その保険の対象についてこの特約による保険契約と契約方式を異にする他の保険契約で当会社の承認を得たものがある場合には、その保険契約の存する通知日の通知価額からその保険金額を差し引きます。ただし、通知価額を超えては差し引きません。

(3) 当社が第 10 条（保険金の支払額）の規定によって損害保険金を支払った場合において、罹災時以降の通知日の通知価額（注 1）に支払った損害保険金の額（注 2）を下回るものがあるときは、その通知日の通知価額に代えて損害保険金の額をもって、（1）の通知価額の平均価額を算出します。

（注 1）（2）の規定が適用される場合には、通知価額から他の保険契約の保険金額を差し引いた残額とします。

（注 2）損害保険金の支払が 2 回以上あった場合には、それぞれの罹災時以降の通知日までに支払った損害保険金の額のうち最も高い額とします。

(4) 当社は、（1）から（3）までによる確定保険料と暫定保険料（注）をそれぞれ合計した額を比較してその差額を返還または請求します。

（注）包括方式による保険契約においては、暫定保険料を合計した額をいいます。

(5)（4）の暫定保険料は、保険期間の中途において、当社が収受したものを加算し、返還したものを差し引いた額とします。

第 8 条（最低保険料）

暫定保険料の合計額の 15 分の 4 を最低保険料とし、前条により当社が差額を返還する場合でも、その返還する額は、暫定保険料の合計額の 15 分の 11 を超えないものとします。

第 9 条（損害の発生）

保険の対象が罹災した場合には、被保険者は、遅滞なく、これを当社に通知するとともに、当社の請求するところに従い、入出庫状況を示す証憑書類^{ひょう}の写を添付した損害見積書を当社に提出しなければなりません。

第 10 条（保険金の支払額）

(1) 当社が損害保険金として支払うべき損害額および罹災時の在庫価額は、その損害が生じた地および時における保険契約の対象の再取得価額によって定めます。

(2) 当社は、制限額を限度とし、（1）の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

(3) 損害が生じた保険の対象（注）について、他の保険契約がある場合は、当社の承認を得たものであると否とを問わず、当社は、制限額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、次の算式において、他の保険契約の保険金額は、罹災時の在庫価額を超えないものとします。

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{(1) の規定による損害の額}} \times \frac{\boxed{\text{罹災時の在庫価額}} - \boxed{\text{他の保険契約の保険金額}}}{\boxed{\text{罹災時の在庫価額}}}$$

（注）包括方式による保険契約の場合は、その損害のあった建物に収容される保険の対象をいいます。

(4) 罹災前、最終通知価額が通知日在庫価額に不足していた場合には、当社は、次のいずれかの算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

① 最終通知価額の通知日に他の保険契約がない場合

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\text{(1) から (3) までの規定による損害保険金}} \times \frac{\boxed{\text{最終通知価額}}}{\boxed{\text{通知日在庫価額}}}$$

- ② 最終通知価額の通知日に他の保険契約がある場合。この場合、算式における、他の保険契約の保険金額は、最終通知価額を超えないものとします。

$$\boxed{\text{損害保険金}} = \boxed{\begin{array}{c} (1) \text{ から } (3) \text{ ま} \\ \text{での規定による} \\ \text{損害保険金} \end{array}} \times \frac{\boxed{\text{最終通知価額}} - \boxed{\text{他の保険契約の保険金額}}}{\boxed{\text{通知日在庫価額}} - \boxed{\text{他の保険契約の保険金額}}}$$

第 11 条（保険者の検査権）

当会社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後 1 年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を検査することができます。

第 12 条（一部の建物についての保険契約の解約）

- (1) 保険期間中に、法令その他これに準ずる命令に基づく収容建物の取りこわし、譲渡もしくは移転または収容建物の滅失その他やむを得ない事由の生じた場合において、当会社の承認を得たときは、保険契約者は、その建物について保険契約を解約することができます。この場合には、その建物について第 7 条（保険料の精算）の規定に準じ、暫定保険料と既経過期間に対し日割計算した確定保険料とを比較してその差額を返還または請求します。
- (2) (1) の確定保険料は、既経過期間に対し、その建物の制限額の 20% に相当する額について日割計算した額を下回ることとはしないものとします。
- (3) 包括方式による保険契約の保険期間中に、(1) の事由が生じた場合において、当会社の承認を得たときは、保険契約者は、その建物を包括された収容建物から除外することができます。この場合に返還する暫定保険料は、既経過期間に対し、日割計算した暫定保険料を、領収した暫定保険料から差し引いた残額とします。

第 13 条（保険契約の解約または解除）

- (1) この保険契約を保険契約者が解約したときは、第 7 条（保険料の精算）の規定に準じ、既経過期間に対し月割計算した確定保険料によって精算し、当会社が解除したときは、既経過期間に対し日割計算した確定保険料によって精算するものとします。
- (2) 法令その他これに準ずる命令に基づく収容建物全部の取りこわし、譲渡もしくは移転または収容建物全部の滅失その他やむを得ない事由の生じた場合は、保険契約者は、(1) の規定にかかわらず、当会社の承認を得てこの保険契約をただちに解約することができます。この場合は、(1) の規定にかかわらず、第 7 条（保険料の精算）の規定に準じ、既経過期間に対し日割計算した確定保険料によって精算するものとします。
- (3) (1) および (2) の確定保険料の合計額は、既経過期間に対し、制限額の 20% に相当する額について短期料率を乗じて得た額または日割計算した額の合計額を下回ることとはしないものとします。

第 14 条（普通保険約款に掲げる損害防止費用との関係）

第 10 条（保険金の支払額）(3) および (4) の規定は、この特約の付帯された普通保険約款第 1 章補償条項第 5 条（支払保険金の計算）(2) ④の損害防止費用を算出する場合にこれを準用します。

第 15 条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款の規定中「保険金額」とあるのを「支払保険金制限額ま

たは在庫価額のいずれか低い額」と読み替えて適用します。

第 16 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

② 火災保険倉庫特約（第 2 方式）

〔 〕（以下「甲」といいます。）と〔 〕 保険会社（以下「乙」といいます。）は、甲の倉庫に収容される甲の受寄貨物について締結する火災保険契約に関し、次のとおり約定します。

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
倉庫	屋外のタンク、屋外のサイロ、および野積の場所を含み、保険証券に危険区画の記載がある倉庫についてはその各危険区画をいいます。
制限額	支払保険金制限額をいいます。
敷地内	保険証券記載の倉庫の敷地内をいいます。
応当日	保険期間の初日に相当する日をいいます。
包括通知方式	2 以上の倉庫に収容する保険の対象について各倉庫の在庫価額を合計した 1 個の在庫価額を通知する方式をいいます。
実際の在庫価額	第 6 条（在庫価額の通知）の規定によって通知すべき在庫価額をいいます。

第 1 条（保険契約の手続）

- （1）甲は、この特約によって保険契約を申込み場合は、この特約によるべき旨を記載した乙の定める火災保険契約申込書に、保険の対象を収容する倉庫の名称、構造およびその制限額、保管貨物の級別その他の必要事項を記載して乙に提出するものとします。
- （2）乙は、この特約によって保険契約を締結した場合は、保険証券に（1）の事項を記載してこれを甲に交付します。

第 2 条（保険期間）

この特約による保険契約の保険期間は、12 か月間とします。

第 3 条（保険の対象の範囲）

- （1）保険の対象は、甲が寄託を受けて保険証券記載の倉庫に収容する他人の貨物とします。
- （2）次に掲げる物は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれるものとします。ただし、その物の本来の納置場所が保険証券記載の倉庫である場合に限ります。
 - ① 入庫手続未済または出庫手続済の貨物であって、現に敷地内にある物
 - ② 倉移しその他の荷扱いの目的のため、一時的に、敷地内において保険証券記載の倉庫以外の場所に納置されている貨物

- ③ 甲の倉庫営業上必要な荷造材料であって甲の所有する物
- (3) (1) の他人の貨物には、甲が他人と共有する物も含まれるものとします。
- (4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、甲が火災保険に付する義務を負わない旨を甲と寄託者との間において約定した貨物は、保険の対象に含まれないものとします。
- (5) (1) または (2) ①もしくは②の貨物については、甲は、他人のための契約である旨を乙に告げることを要しません。

第4条（暫定保険料）

- (1) 制限額の 75%に相当する額に乙の定める保険料率を乗じて得た額を暫定保険料とします。
- (2) 甲は、保険期間の始期までに、暫定保険料の 12 分の 1 に相当する額を乙に支払い、以後毎月、応当日までに、同額を乙に支払うものとします。
- (3) 乙は、保険期間が始まった後でも、保険期間の始期までに支払うべき暫定保険料の 12 分の 1 に相当する額の領収前に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 甲が各応当日までに、暫定保険料の 12 分の 1 に相当する額を乙に対して支払わない場合は、乙は、その応当日からその保険料を領収するまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（制限額または倉庫の変更）

- (1) 甲が保険期間中に、制限額を増額し、または保険の対象を収容する倉庫を追加しようとする場合は、あらかじめ乙の承認を受けなくてはなりません。
- (2) 乙が(1)の承認をした場合は、甲は、その増額分またはその追加分の制限額に対応し前条(1)の計算により算出した暫定保険料について、保険期間の末日までの未経過期間に対し日割によって計算した額を一時に乙に支払うものとします。
- (3) (2) の増額分についての暫定保険料の領収前に損害が生じた場合は、乙は、増額前の制限額を超えては、保険金を支払いません。
- (4) (2) の保険の対象を収容する倉庫の追加分についての暫定保険料の領収前に、その追加された倉庫に収容される保険の対象に損害が生じた場合は、乙は、その損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 保険期間中に、制限額を減額し、または、第 21 条（保険契約の全部または一部の終了）の場合のほか、保険証券記載の倉庫のうち一部を、保険契約から除外することはできません。

第6条（在庫価額の通知）

- (1) 甲は、毎□□日を通知日とし、各倉庫ごとに、その在庫高の有無にかかわらず、その通知日の営業終了時における在庫価額を記載した通知書を作成し、これを毎通知日後 7 日（注）以内に発送しなければなりません。
- （注）休日は算入しません。
- (2) (1) の規定という各倉庫ごとの通知にかえて、包括通知方式によることができます。この場合、甲は、火災保険契約申込書に包括通知方式による旨を記載するものとします。
- (3) (1) および (2) の通知は、保険の対象のすべてについて行なわなければなりません。
- (4) 甲は (1) から (3) までの通知とあわせて、第 3 条（保険の対象の範囲）(4) の規定により保険の対象から除外される貨物についても、その在庫価額を乙に通知するものとします。この通知については、(1) および (2) の規定を準用します。
- (5) (1) の通知が所定の期間内に発送されなかった場合には、次のいずれかの額をその通知日

の通知価額とみなします。ただし、いかなる場合でも、その通知日の在庫価額を下回ることはしないものとします。

- ① 制限額を各倉庫ごとに定め、かつ、各倉庫ごとに在庫価額を通知する旨を定めた保険契約、または、制限額を2以上の倉庫につき包括して定め、かつ、包括通知方式による旨を定めた保険契約にあっては、制限額と前回の通知価額とのいずれか高い額
 - ② 制限額を各倉庫ごとに定め、かつ、包括通知方式による旨を定めた保険契約にあっては、その包括された倉庫の制限額の合計額と前回の通知価額とのいずれか高い額
 - ③ 制限額を2以上の倉庫につき包括して定め、かつ、各倉庫ごとに在庫価額を通知する旨を定めた保険契約にあっては、制限額を前回の各倉庫ごとの通知価額で比例配分した額と前回の通知価額とのいずれか高い額
- (6) (1) の通知日が適当でないと認められる場合には、当事者は、いつでも相手方に対しその変更を求めることができます。
- (7) この条の在庫価額は、甲の寄託約款にいう寄託価額によって算出するものとします。

第7条（保険料の精算）

- (1) 保険期間満了後、保険の対象を収容する各倉庫（注）ごとに前条の通知価額の保険期間中の平均価額を算出し、これに乙の定める保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。
- （注）包括通知方式による旨を定めた保険契約にあっては、その包括された倉庫とします。
- (2) 制限額を2以上の倉庫について包括して定めた場合（注）には、(1) に定める確定保険料の額は、保険の対象を収容する各倉庫ごとに、前条の通知価額の保険期間中の平均価額を算出し、これに乙の定める保険料率を乗じて得た額の合計額とします。
- （注）包括通知方式による旨を定めた保険契約を除きます。
- (3) 保険の対象について、この特約による保険契約と契約方式を異にする他の保険契約であって乙の承認を得たものがある場合には、(1) および(2) の計算において、その保険契約の存する通知日の通知価額からその保険契約の保険金額を差し引きます。ただし、通知価額をこえては差し引きません。
- (4) 乙は、(1) から(3) までの規定による確定保険料の額と、既に領収した暫定保険料の額（注）とを比較して、その差額を返還または請求します。
- （注）包括通知方式による旨を定め、かつ、制限額を各倉庫ごとに定めた保険契約にあっては、その包括された倉庫につき暫定保険料を合計した額をいいます。
- (5) (4) の暫定保険料の額は、保険期間の中途において乙が収受したものを加算し、乙が返還したものを差し引いた額とします。

第8条（異動の承認に関する特則）

- (1) 乙が告知等変更特約（事業財産用）第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）の規定により読み替えて適用される普通保険約款第2章基本条項第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）(3) ③または同特約第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の規定により読み替えて適用される普通保険約款第2章基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）(1) および普通保険約款第2章第5条（契約後に通知いただく事項－保険の対象の譲渡）(1) の承認をする場合は、乙はその定めるところに従い、暫定保険料の追加払を請求することができます。この追加分は、一時に支払うものとします。
- (2) 甲が(1) の暫定保険料の追加払を怠った場合は、乙は、この追加分の領収前に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 告知等変更特約（事業財産用）第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の規定により読み替えて適用される普通保険約款第2章基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（1）の事実が生じた場合において、甲が同特約第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の規定により読み替えて適用される普通保険約款第2章基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（1）の規定に従いその承認を求めたときは、乙はこれに対し遅滞なく回答するものとします。もし、乙が、承認の裏書の請求書を受領した日の後7日（注）以内になんらかの回答をしない場合は、乙がこれを承認したものとみなされます。
- （注）休日 は算入しません。

第9条（保管貨物の級別および変更）

- (1) 保管貨物の級別は、乙が主務官庁から認可を受けた級別によります。
- (2) 甲は、級別の不明な貨物については、乙に照会してその決定を求めるものとします。
- (3) 甲は、保険証券記載の倉庫の保管貨物の級別を変更する場合は、告知等変更特約（事業財産用）第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の規定により読み替えて適用される第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（1）および普通保険約款第2章第5条（契約後に通知いただく事項－保険の対象の譲渡）（1）に定めるところに従い、乙にその旨を通知して承認を求めなければなりません。告知等変更特約（事業財産用）第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の規定により読み替えて適用される普通保険約款第2章基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（2）から（4）までの規定および前条の規定は、この場合にその適用があるものとします。

第10条（火気禁止）

保険期間中、甲および被保険者は、保険証券にこの特約を適用しない旨の明記がないかぎり、保険証券記載の倉庫において、喫煙その他一切の火気（注1）、電力および動力を使用しないものとし、また、何人にも同様にこれらを使用させないものとします。ただし、次に掲げるものに使用する場合は電力および動力については、この規定を適用しません。

- ① 荷役用機械（注2）およびこれを運転し、または操作するための電気設備
- ② 照明設備。ただし、白熱電球にあつては、適当な防護設備のあるものに限りです。
- ③ 冷房、暖房、換気、送風および除湿用の空調設備。ただし、暖房にあつては、熱交換方式で燃料タンクおよび燃焼室の設備のいずれもが倉庫建物内にない場合に限りです。
- ④ 荷扱用車両の充電設備
- ⑤ 別表（付帯作業表）に掲げる作業
- ⑥ 別表（付帯作業表）に掲げる作業に従事する作業員のために使用する電気カーペットまたは電気毛布

（注1） 保険証券記載の倉庫の修繕等のため乙が特に認めた場合のものを除きます。

（注2） 車両を含みます。

第11条（作業禁止）

保険期間中、甲および被保険者は、保険証券にこの特約を適用しない旨の明記がないかぎり、保険証券記載の倉庫において、荷扱作業以外の作業を行なわないものとし、また、何人にも同様にこれを行なわせないものとします。ただし、別表（付帯作業表）に掲げる作業については除きます。

第 12 条（火気禁止、作業禁止の違反または故意、重過失もしくは法令違反）

- （１）被保険者（注）が第 10 条（火気禁止）または前条の規定に違反した場合は、乙は、その事実によってその被保険者の貨物について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注）被保険者の法定代理人、または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の業務執行機関を含みます
- （２）被保険者（注）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合には、乙は、その被保険者の貨物の損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注）被保険者の法定代理人、または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の業務執行機関を含みます
- （３）普通保険約款第 1 章補償条項第 4 条（保険金をお支払いしない場合）（１）①の規定にかかわらず、乙は甲（注）が第 10 条（火気禁止）もしくは前条の規定に違反したことによって生じた損害またはその他甲（注）の重大な過失もしくは法令違反によって生じた損害に対しても、保険金を支払います。ただし、甲（注）の故意によって生じた損害および第 3 条（保険の対象の範囲）（２）③の荷造材料について生じた損害を除きます。
- （注）甲の法定代理人、または甲が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の業務執行機関を含みます。
- （４）（３）の規定は乙が被保険者（注 1）の権利を承継して甲（注 2）に対し損害賠償の請求をすることを妨げないものとします。
- （注 1）被保険者の法定代理人、または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の業務執行機関を含みます
- （注 2）甲の法定代理人、または甲が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の業務執行機関を含みます。

第 13 条（損害発生時の提出書類）

保険の対象について損害が生じた場合、普通保険約款第 2 章基本条項第 19 条（事故の通知）の規定に基づいて甲が乙に提出すべき書類には、入出庫状況を示す証憑書類の写を含みます。

第 14 条（損害保険金の支払額）

乙が支払うべき損害保険金の額は、次のいずれかによって算出します。

- ① 罹災時の在庫価額および乙が損害保険金として支払うべき損害の額は、第 6 条（在庫価額の通知）の通知におけるのと同じの基準によってこれを算定します。ただし、保険の対象の罹災時における時価による額を超えないものとします。
- ② 損害が生じた保険の対象について他の保険契約の保険契約がある場合は、乙の承認を得たものであると否とを問わず、罹災時の在庫価額からその保険契約の保険金額を差し引いた残額（注 1）のその在庫価額に対する割合によって、損害保険金を支払います。
- ③ ②の規定によって算出した損害保険金の額が、損害の生じた保険の対象を収容する倉庫の制限額を超える場合は、これをその制限額（注 2）とします。この場合、第 3 条（保険の対象の範囲）（２）①または②の貨物については、その貨物がその本来の納置場所である倉庫に収容されていたものとみなして制限額を適用します。
- ④ 制限額を 2 以上の倉庫について包括して定めた場合における③の規定の適用については、罹災時において、次の算式によって算出した額を各倉庫ごとの制限額とみなします。

$$\boxed{\text{その倉庫の制限額}} = \boxed{\text{包括して定めた制限額}} \times \frac{\boxed{\text{罹災時におけるその倉庫の在庫価額}}}{\boxed{\text{罹災時におけるその包括された倉庫の在庫価額の合計額}}}$$

- ⑤ 罹災前最終の通知日における通知価額が実際の在庫価額に不足していた場合は、その不足する割合によって、①から④までの規定によって算出した保険金の額を削減します。この場合において、その通知日に他の保険契約があったときは、乙の承認を得たものであると否とを問わず、実際の在庫価額から通知価額を差し引いた残額の実際の在庫価額からその保険契約の保険金額を差し引いた残額（注3）に対する割合によって、①から④までの規定によって算出した保険金の額を削減します。

（注1）在庫価額をこえては差し引きません。

（注2）保険の対象の各口については、①および②の規定によって算出した各口ごとの損害保険金の額の割合によって制限額を比例配分した額をいいます。

（注3）実際の在庫価額をこえては差し引きません。

第15条（損害調査中の損害）

乙が損害を調査する間に罹災貨物について発生しまたは増大した品質上の損害であって、その保険事故またはその損害調査に起因すると認められるものは、前条①の損害に含めます。

第16条（損害防止費用）

- （1）保険事故が生じた場合において、損害の防止または軽減のために甲または被保険者が支出した費用は、必要または有益なものに限り、乙がこれを負担します。ただし、損害の生じた保険の対象を収容する倉庫の制限額（注）から第14条（損害保険金の支払額）①から④までの規定によって算出した保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

（注）制限額を2以上の倉庫について包括して定めた場合には、第14条（損害保険金の支払額）

④によって算出した各倉庫ごとの制限額をいいます。

- （2）第14条（損害保険金の支払額）②および⑤の規定は、（1）本文の負担金を算出する場合にこれを準用します。

第17条（保険金の支払）

- （1）乙の支払うべき保険金の額が決定した場合は、乙は、その全部であるとして一部であることを問わず、決定した部分については遅滞なくこれを支払います。

- （2）乙は、甲を経由して保険金を支払います。乙が被保険者または第三者から直接に保険金の請求を受けた場合は、乙は、遅滞なくその旨を甲に通知します。

第18条（損害保険金に対応する未経過保険料）

乙が損害保険金を支払った場合は、甲は、これと同時に、その損害保険金相当額に対応する保険料を、罹災の日から罹災時以降初めて到来する応当日までの未経過期間について、日割計算によって支払うものとします。

第19条（代 位）

乙は、第12条（火気禁止、作業禁止の違反または故意、重過失もしくは法令違反）（3）の場合を除き、保険金の支払により被保険者から承継した甲に対する損害賠償請求権を行使しないものとします。

第 20 条（保管貨物に関する記録および調査）

- (1) 甲はファイル（注）に保管貨物の品目、級別、数量、価額および出入を記録し、常にその状態を明瞭しておかなければなりません。この場合、第 3 条（保険の対象の範囲）（4）の貨物については、他の貨物と明確に区分して記録しなければなりません。
- （注）適当な帳簿、カード、磁気テープ等の記録手段をいいます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合において、（1）のファイル（注）に未記入の保管貨物があるときは、甲は、乙に対し、伝票その他の書類によって、その貨物についての証明をしなければなりません。
- （注）適当な帳簿、カード、磁気テープ等の記録手段をいいます。
- (3) 乙は、保険期間中および保険期間満了後 1 年以内において、（1）のファイル（注）その他の保管貨物に関する記録を調査することができます。
- （注）適当な帳簿、カード、磁気テープ等の記録手段をいいます。
- (4) 保険の対象について損害が生じた場合において、乙が必要と認めたときは、乙は、甲と協議のうえ、罹災貨物に関する記録を一時保有することができるものとします。
- (5) 乙が各倉庫内の保険の対象の現在高について報告を求めた場合は、甲は、遅滞なくこれを乙に通知しなければなりません。

第 21 条（保険契約の全部または一部の終了）

- (1) 乙の負担する事故であると否とを問わず、事故による倉庫の滅失または法令による倉庫の取りこわし、譲渡もしくは移転によって保険契約の全部または一部が終了した場合は、乙は、第 7 条（保険料の精算）の計算に準じ、既経過期間に対し日割によって計算した確定保険料の額と、その時まで乙が領収した暫定保険料の額とを比較して、その差額を返還または請求します。その他の事由によって保険契約の全部または一部が終了した場合は、確定保険料の額は、既経過期間に対し乙の定める月割率によって計算します。
- (2) 包括通知方式による旨を定めた保険契約、または制限額を 2 以上の倉庫について包括して定めた保険契約において、その包括された倉庫の一部について保険契約が終了した場合は、（1）の規定にかかわらず、その保険契約の保険期間満了後、その包括された全部の倉庫について第 7 条（保険料の精算）の計算を行ない、同条（4）の差額を追徴または返還します。

第 22 条（保険契約の継続）

保険期間が満了した場合において、甲または乙の一方から相手方に対し別段の意思表示をしなかったときは保険契約は、同一の内容および条件をもって、さらに 12 か月間継続されるものとします。継続された保険契約の保険期間が満了した場合も、同様とします。

第 23 条（特約の解除）

この特約が解除された場合においても、解除の時より前に締結された保険契約は、引続き、この特約に定める条件によるものとします。

第 24 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。上記のとおり約定した証として、甲および乙は、本書 2 通を作成し、それぞれ記名捺印の上各自 1 通を所持するものとします。

年 月 日

甲

乙

別表（付帯作業表）

倉庫業者、農業倉庫業者または協同組合が寄託者のために保管貨物の庫入もしくは庫出に伴って倉庫建物内で行なう通常倉庫業務に付帯する作業であって次に掲げるもの。ただし、その作業の行なわれる場所の合計床面積は原則として建物の延床面積の10%以内または150㎡以内であり、この場合において作業に動力を用いるときは、使用動力機械は可搬式のものに限られ、かつ動力の合計は10KWを超えないものとします。

- ① 荷解き、開梱
- ② 荷直し、包装、荷造り（注1）
- ③ 缶詰、びん詰製品の詰替え、詰合せ
- ④ マーク付け・刷り、シール貼り・剥がし、ラベル付け・剥がし、カード付け、荷札付け（エフ付け）、送り状付け、ナンバー付け、値札付け（注2）
- ⑤ 検査、検量、計量、検数、看貫、見本抽出
- ⑥ 家具類の組立て（注3）
- ⑦ 洋紙または織物の裁断
- ⑧ 各種金属のさび落し
- ⑨ 生ゴムまたは電線の切断
- ⑩ 繊維製品のクリーニング（注4）

（注1）袋詰のためのミシン掛、箱詰、縄掛け、バンド掛けを含みます。

（注2）インク等に危険品を使用しないものに限りします。

（注3）ネジ、ボルト・ナット等による組立てで、接着剤等に危険品を使用しないものに限りします。

（注4）溶剤等に危険品を使用しないものに限りします。

（6）利益補償に関する特約

① 休業損失補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
損失	営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
建物等	建物または構築物をいいます。なお、構築物とは土地に定着する建物以外の建造物や工作物等をいいます。
敷地外ユーティリティ設備	以下の事業者の占有する電気、ガス、熱、水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で以下の事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限りします。 ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者

	② ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 ③ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 ④ 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 ⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる時間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も、保険証券に記載された約定復旧期間を超えないものとしします。
休業日数	復旧期間内の休業日数（注）をいいます。ただし、一部休業の場合は、復旧期間内の売上減少高等を考慮して公正に休業日数（注）の調整を行うものとしします。 （注）定休日を除きます。
粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費（注）を差し引いた残高をいいます。 （注）期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。
経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。
支払限度率	最近の会計年度（1 か年間）の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。
売上減少高	事故直前12か月のうち復旧期間に充当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた額をいいます。

第1条（保険の対象の範囲）

- （1）この特約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件とします。
- （2）次に掲げる物は、この特約の保険の対象に含まれるものとしします。
- ① 保険証券記載の建物等のうち、他人が占有する部分
 - ② 保険証券記載の建物等に隣接するアーケード（注）またはそのアーケード（注）に面する建物等
 - ③ 保険証券記載の建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
（注）屋根おおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。
- （3）保険証券記載の建物等と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備は、この特約の保険の対象に含まれるものとしします。
- （4）次に掲げる物は、この特約の保険の対象に含まれません。
- ① 自動車（注）
 - ② 通貨等、有価証券、印紙、切手、その他これらに類する物
（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含まません。
- （5）次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、この特約の保険の対象に含まれません。
- ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ② 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1

組の価額が 30 万円を超えるもの

③ 稿本、設計書、図案、雛型^{ひな}、鑄型^い、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

第 2 条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事故のうち、保険証券の「事故の種類と補償の概要」の欄に「○」の記載があるものによって保険の対象が損害（注 1）を受けた結果生じた損失に対して、この特約に従い、休業損失保険金を支払います。

事故の種類	説 明
① 火災、落雷 または破裂も しくは爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって生じた事故をいいます。
② 風災 ^{ひょう} 、雹災 ^{ひょう} または雪災	風災、雹災または雪災によって生じた事故をいいます。
③ 物体の落下 ・飛来・衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦による損害を受けた結果生じた損失を除きます。
④ 水濡れ	給排水設備（注 2）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注 3）による水濡れをいいます。ただし、②もしくは⑦による損害または給排水設備（注 2）自体に生じた損害を受けた結果生じた損失を除きます。
⑤ 騒擾 ^{じょう} 、集団 行動、労働争 議に伴う暴力 ・破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。
⑥ 盗難	盗難によって生じた盗取、損傷または汚損をいいます。
⑦ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって生じた事故をいいます。
⑧ 不測かつ突 発的な事故に よる破損等	①から⑦までの事故以外の不測かつ突発的な事故をいいます。

（注 1）②の雪災の事故による損害が 1 回の積雪期において複数生じた場合であって、おの他の別の事故によって生じたことが普通保険約款第 2 章基本条項第 23 条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1 回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同章第 19 条（事故の通知）および第 20 条（損害防止義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注 2）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注 3）水が溢れることをいいます。

第 3 条（保険金をお支払いしない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由による損害を受けた結果生じた損失に対しては、

保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注２）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
 - ④ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分（注３）が前条②に掲げる事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害を除きます。
 - ⑤ 保険契約者または被保険者が所有（注４）または運転する（注５）車両またはその積載物の衝突または接触
 - ⑥ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ⑦ 前条①から⑤まで、⑦または⑧の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - ⑧ 万引き
 - ⑨ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
 - ⑩ 保険の対象である商品・製品等が屋外にある間に生じた損害
 - ⑪ 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ⑫ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注６）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似的損害またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
 - ⑬ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注７）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- （注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注２）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注３）建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- （注４）所有権留保条項付売買契約により購入した場合および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
- （注５）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。
- （注６）保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。
- （注７）落書きを含みます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由による損害（注１）を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
 - ③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （注１）①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- （注２）使用済燃料を含みます。
- （注３）原子核分裂生成物を含みます。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
- ① 国または公共機関による法令等の規制
 - ② 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害
- (4) 当会社は、敷地外ユーティリティ設備に次のいずれかに該当する事由が生じた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
- ① 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - ③ 労働争議
 - ④ 脅迫行為
 - ⑤ 水源の汚染、渇水、水不足
- (5) 当会社は、前条⑧の事故によって次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
 - ② 保険契約者、被保険者、保険金受取人（注１）またはこれらの者の法定代理人の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
 - ③ 保険の対象に対する加工（注２）、修理、清掃または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ④ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害（注３）
 - ⑤ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等のみに生じた損害
 - ⑥ 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害
 - ⑦ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的事故によって生じた損害
 - ⑧ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
 - ⑨ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑩ 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合に生じた損害を除きます。
 - ⑪ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足によって生じた損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。

- ⑫ 保険の対象の受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによって生じた損害
- ⑬ 第1条（保険の対象の範囲）（5）②に定める貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品の盗難によって生じた損害
- ⑭ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物のみに生じた損害
- ⑮ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ⑯ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑰ 保険の対象である楽器に生じた弦（注4）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑱ 保険の対象である楽器の音色または音質の変化の損害
- ⑲ 保険の対象である美術品の修理等にともなう価値の下落（注5）によって生じた損害
- ⑳ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合における、保険の対象の汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害

（注1）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険の対象の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

（注3）加工または製造に使用された機械、設備または装置等の停止による損害を含みます。

（注4）ピアノ線を含みます。

（注5）保険の対象を復旧したにもかかわらず、損害発生のあることによって生ずる価値の下落をいいます。

（6）当会社は、前条⑧の事故によって次のいずれかに掲げる物が損害を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- ② 移動体通信端末機器および携帯式電子機器（注1）ならびにこれらの付属品
- ③ ラジオコントロール模型およびその付属品
- ④ 自転車および原動機付自転車（注2）ならびにこれらの付属品
- ⑤ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカート、航空機その他これらに類する物およびこれらの付属品
- ⑥ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
- ⑨ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑩ その他保険証券記載の物

（注1）「移動体通信端末機器および携帯式電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。

（注2）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。

第4条（支払保険金の計算）

- （１）当会社が支払う休業損失保険金の額は、１回の事故について、次の算式により算出した額とします。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。

休業損失保険金	=	保険証券記載の保険金額	×	休業日数（注）
---------	---	-------------	---	---------

（注）第２条（保険金をお支払いする場合）④もしくは⑦の事故によって損害を受けた結果生じた損失または敷地外ユーティリティ設備が同条の事故によって損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の３日間を控除した残りの日数内の休業日数により、保険金を算出するものとします。

- （２）当会社は、（１）の休業損失保険金に加え、次の費用の額を費用保険金として支払います。

費 用	お支払いする費用保険金
① 休業日数短縮費用	休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用（注１）ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。
② 損失防止費用	第１０条（普通保険約款の読み替え）により読み替えて適用される普通保険約款第２章基本条項第２０条（損害防止義務）（１）の場合において、保険契約者または被保険者が、第２条（保険金をお支払いする場合）①による損害もしくは損失の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な次の費用。ただし、この特約の規定により保険金が支払われない場合を除きます。 ア 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ 消火活動に使用したことにより損傷した物（注２）の修理費用または再取得費用 ウ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（注３）
③ 権利保全行使費用	普通保険約款第２章基本条項第２５条（代位）（３）の場合において、当会社に協力するために必要な費用

（注１）損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用および②に規定する費用を含みません。

（注２）消火活動に従事した者の着用物を含みます。

（注３）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第２条（保険金をお支払いする場合）の損失を補償する他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、保険金の種類（注）ごとに別表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損失額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）前条（１）の休業損失保険金または同条（２）の各費用保険金をいいます。

第6条（契約後に通知いただく事項－通知義務）

普通保険約款第2章基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）のほか、営業の場所を変更した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

第7条（契約後に通知いただく事項－営業の譲渡）

- （1）保険契約締結の後、被保険者が営業を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- （2）（1）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を営業の譲受人に移転させるときは、（1）の規定にかかわらず、営業の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- （3）当会社が（2）の規定による承認をする場合には、次条の規定にかかわらず、（2）の権利および義務は、営業が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第8条（特約の失効）

保険契約締結後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時にこの特約は効力を失います。

- ① 営業が譲渡された場合
- ② 営業を廃止した場合

第9条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、復旧期間が終了した時から発生し、これを行行使うことができるものとします。ただし、復旧期間が1か月以上にわたった場合は、被保険者は、保険金の内払を請求することができます。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害状況調書
 - ④ 売上高等営業状況を示す帳簿
 - ⑤ 損失見積書
 - ⑥ 保険の対象の盗難による損失の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑦ その他当会社が次条の規定により読み替えて適用される普通保険約款第2章基本条項第23条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （3）当会社は、事故の内容または損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しも

しくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 10 条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款第 2 章基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第 20 条（損害防止義務）（1）	損害	損害および損失
第 20 条（損害防止義務）（2）	損害額	損害額または損失額
第 23 条（保険金の支払時期）（1）	前条	休業損失補償特約第 9 条（保険金の請求）
第 23 条（保険金の支払時期）（1）	損害	損失
第 25 条（代位）		

第 11 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

事故または費用の種類		支払限度額
第 2 条（保険金をお支払いする場合）の事故		休業損失保険金の額
第 4 条（支払保険金の計算）（2）の費用	休業日数短縮費用	休業日数短縮費用の額
	損失防止費用	損失防止費用の額
	権利保全行使費用	権利保全行使費用の額

② 企業費用利益保険特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
建物等	建物または構築物をいいます。なお、構築物とは土地に定着する建物以外の建造物や工作物等をいいます。
敷地外ユーティリティ設備	以下の事業者の占有する電気、ガス、熱、水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線以下の事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限りです。 ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 ② ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 ③ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 ④ 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 ⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者

損失	営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。
営業収益	「売上高」または「生産高」のうち、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
収益減少額	標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
てん補期間	保険金の支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時もしくは営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。
利益率	直近の会計年度(1か年間)において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失(注)が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$ (注) 営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。
営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用(注)をいい、同期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用(注)に含まないものとします。 ① 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 ② 第2条(保険金をお支払いする場合)の事故によって損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 ③ 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 (注) 必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、保険の対象が復旧された時に終わります。ただし、保険の対象を、事故発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も12か月を超えないものとします。

標準営業収益	事故発生直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益。ただし、営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、被保険者との協議による合意に基づく公正な調整を行った後の営業収益をいうものとします。
--------	--

第1条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件とします。
- (2) 次に掲げる物は、この特約の保険の対象に含まれるものとします。
- ① 保険証券記載の建物等のうち、他人が占有する部分
 - ② 保険証券記載の建物等に隣接するアーケード（注）またはそのアーケード（注）に面する建物等
 - ③ 保険証券記載の建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
（注）屋根おおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。
- (3) 保険証券記載の建物等と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備は、この特約の保険の対象に含まれるものとします。
- (4) 次に掲げる物は、この特約の保険の対象に含まれません。
- ① 自動車（注）
 - ② 通貨等、有価証券、印紙、切手、その他これらに類する物
（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。
- (5) 次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、この特約の保険の対象に含まれません。
- ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ② 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ③ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事故のうち、保険証券の「事故の種類と補償の概要」の欄に「○」の記載があるものによって保険の対象が損害（注1）を受けた結果生じた損失または営業継続費用に対して、この特約に従い、利益保険金または営業継続費用保険金を支払います。

事故の種類	説 明
① 火災、落雷 または破裂も しくは爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって生じた事故をいいます。
② 風災、雹災 または雪災	風災、雹災または雪災によって生じた事故をいいます。
③ 物体の落下 ・飛来・衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦による損害を受けた結果

	生じた損失または営業継続費用を除きます。
④ 水濡れ	給排水設備（注２）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注３）による水濡れをいいます。ただし、②もしくは⑦による損害または給排水設備（注２）自体に生じた損害を受けた結果生じた損失または営業継続費用を除きます。
⑤ 騒擾 ^{じょう} 、集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾 ^{じょう} およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。
⑥ 盗難	盗難によって生じた盗取、損傷または汚損をいいます。
⑦ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって生じた事故をいいます。
⑧ 不測かつ突発的な事故による破損等	①から⑦までの事故以外の不測かつ突発的な事故をいいます。

（注１）②の雪災の事故による損害が１回の積雪期において複数生じた場合であって、おの他の別の事故によって生じたことが普通保険約款第２章基本条項第２３条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、１回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同章第１９条（事故の通知）および第２０条（損害防止義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注２）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注３）水が溢れることをいいます。

第３条（保険金をお支払いしない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由による損害を受けた結果生じた損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注２）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りま。
- ④ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分（注３）が前条②に掲げる事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害を除きます。
- ⑤ 保険契約者または被保険者が所有（注４）または運転する（注５）車両またはその積載物の衝突または接触
- ⑥ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ⑦ 前条①から⑤まで、⑦または⑧の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ⑧ 万引き

- ⑨ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難
 - ⑩ 保険の対象である商品・製品等が屋外にある間に生じた損害
 - ⑪ 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ⑫ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注６）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャピテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
 - ⑬ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注７）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
 - （注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注２）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注３）建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。
 - （注４）所有権留保条項付売買契約により購入した場合および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
 - （注５）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。
 - （注６）保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。
 - （注７）落書きを含みます。
- （２）当会社は、次のいずれかに該当する事由による損害（注１）を受けた結果生じた損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - （注１）①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
 - （注２）使用済燃料を含みます。
 - （注３）原子核分裂生成物を含みます。
- （３）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 国または公共機関による法令等の規制
 - ② 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害
- （４）当会社は、敷地外ユーティリティ設備に次のいずれかに該当する事由が生じた結果生じた

損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ③ 労働争議
- ④ 脅迫行為
- ⑤ 水源の汚染、渇水、水不足

(5) 当会社は、前条⑧の事故によって次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ② 保険契約者、被保険者、保険金受取人（注1）またはこれらの者の法定代理人の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- ③ 保険の対象に対する加工（注2）、修理、清掃または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ④ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害（注3）
- ⑤ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等のみに生じた損害
- ⑥ 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害
- ⑦ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的事故によって生じた損害
- ⑧ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ⑨ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑩ 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合に生じた損害を除きます。
- ⑪ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足によって生じた損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。
- ⑫ 保険の対象の受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによって生じた損害
- ⑬ 第1条（保険の対象の範囲）（5）②に定める貴金属、宝玉石および宝飾ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品の盗難によって生じた損害
- ⑭ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物のみに生じた損害
- ⑮ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ⑯ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑰ 保険の対象である楽器に生じた弦（注4）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑱ 保険の対象である楽器の音色または音質の変化の損害
- ⑲ 保険の対象である美術品の修理等にとまなう価値の下落（注5）によって生じた損害
- ⑳ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合における、保険の対象の汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害

（注1）保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険の対象の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

(注3) 加工または製造に使用された機械、設備または装置等の停止による損害を含みます。

(注4) ピアノ線を含みます。

(注5) 保険の対象を復旧したにもかかわらず、損害発生的事实があることによって生ずる価値の下落をいいます。

(6) 当会社は、前条⑧の事故によって次のいずれかに掲げる物が損害を受けた結果生じた損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
- ② 移動体通信端末機器および携帯式電子機器(注1)ならびにこれらの付属品
- ③ ラジオコントロール模型およびその付属品
- ④ 自転車および原動機付自転車(注2)ならびにこれらの付属品
- ⑤ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカート、航空機その他これらに類する物およびこれらの付属品
- ⑥ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物
- ⑨ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑩ その他保険証券記載の物

(注1)「移動体通信端末機器および携帯式電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。

(注2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。

第4条(支払保険金の計算)

(1) 当会社が支払う第2条(保険金をお支払いする場合)の利益保険金の額は、1回の事故につき、①の算式により算出した額とし、保険金額を限度とします。

① 計算式

利益保険金	=	損失額	-	保険証券記載の免責金額(注)
-------	---	-----	---	----------------

(注) 免責金額は、保険金額設定単位ごとにそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

② 損失額

損失額	=	喪失利益の額	+	収益減少防止費用の額
-----	---	--------	---	------------

ただし、第2条(保険金をお支払いする場合)②から⑧までに規定する事故によって損害を受けた結果生じた損失または敷地外ユーティリティ設備が同条に規定する事故によって損害を受けた結果生じた損失のうち、その事故の発生した時を含む日の午前零時から24時間に発生したものについては、損失額から差し引くものとします。

③ 喪失利益の額

喪失利益の額	=	収益減少額	×	保険証券記載の約定支払割合(注)
--------	---	-------	---	------------------

ただし、てん補期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式により得られた額

を差し引いた額とします。

$$\boxed{\text{支出を免れた経常費}} \times \frac{\boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合（注）}}}{\boxed{\text{利益率}}}$$

（注）約定支払割合が利益率より大きいときは、「約定支払割合」を「利益率」と読み替えることとします。

④ 収益減少防止費用の額

$$\boxed{\text{収益減少防止費用の額}} = \boxed{\text{収益減少防止費用}} \times \frac{\boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合（注）}}}{\boxed{\text{利益率}}}$$

ただし、次の算式によって算出した額を限度とします。

$$\boxed{\text{収益減少防止費用の限度額}} = \boxed{\text{収益減少防止費用の支出によって減少することを免れた営業収益}} \times \frac{\boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合（注）}}}{\boxed{\text{利益率}}}$$

（注）約定支払割合が利益率より大きいときは、「約定支払割合」を「利益率」と読み替えることとします。

- （２）当会社が支払うべき第２条（保険金をお支払いする場合）の営業継続費用保険金の額は、１回の事故につき、①の算式により算出した額とし、②に定める金額を限度とします。

① 計算式

$$\boxed{\text{営業継続費用保険金}} = \boxed{\text{営業継続費用の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額（注）}}$$

（注）免責金額は、保険金額設定単位ごとにそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

② 限度額

$$\boxed{\text{限度額}} = \boxed{\text{保険証券記載の保険金額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の割合}}$$

- （３）当会社は、（１）の利益保険金および（２）の営業継続費用保険金に加え、権利保全行使費用（注）保険金を支払います。

（注）普通保険約款第２章基本条項第２５条（代位）（３）の場合において、当会社に協力するために必要な費用をいいます。

第５条（営業収益、利益率の調整）

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢がいちじるしく変化した場合は、当会社は、損失の査定にあたり、標準営業収益および利益率につき被保険者との協議による合意に基づく公正な調整を行うものとします。

第６条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第２条（保険金をお支払いする場合）の損失または営業継続費用を補償する他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、保険金の種類（注）ごとに別表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損失額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残

額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 第4条(支払保険金の計算)(1)の利益保険金または同条(2)の営業継続費用保険金をいいます。

第7条(契約後に通知いただく事項—通知義務)

普通保険約款第2章基本条項第3条(契約後に通知いただく事項—通知義務)のほか、営業の場所を変更した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

第8条(契約後に通知いただく事項—営業の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が営業を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を営業の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、営業の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第10条(特約の失効)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、営業が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第9条(管理義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象につき事故の発生を予防するために必要な整備、保守および運転管理を行わなければなりません。
- (2) 保険の対象につき事故発生のおそれが大であると認められる場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。

第10条(特約の失効)

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時にこの特約は効力を失います。

- ① 営業が譲渡された場合
- ② 営業を廃止した場合

第11条(保険料の精算)

- (1) 保険契約者は、保険料が、営業収益等によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当会社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第 12 条（損害、損失および営業継続費用防止義務）

- （１）保険契約者および被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害、損失および営業継続費用の発生および拡大の防止に努めなければなりません。もし、故意または重大な過失によってこれを怠った場合は、当会社は、損害、損失および営業継続費用の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- （２）当会社は第 4 条（支払保険金の計算）（１）④に規定する収益減少防止費用および（２）に規定する営業継続費用を除き、（１）の損害、損失および営業継続費用の発生または拡大の防止に要した費用を負担しません。

第 13 条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、次に掲げる時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 第 4 条（支払保険金の計算）（１）に規定する利益保険金
てん補期間が終了した時。ただし、喪失利益が 1 か月以上継続して生じた場合の保険金は、収益減少防止費用を除き毎月末に概算額を請求することができます。
 - ② 第 4 条（支払保険金の計算）（２）に規定する営業継続費用保険金
第 2 条（保険金をお支払いする場合）の事故による営業継続費用が発生した時。
- （２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損失見積書
 - ④ 保険の対象の盗難による損失の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ その他当会社が次条により読み替えて適用される普通保険約款第 2 章基本条項第 23 条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （３）当会社は、事故の内容または損失額もしくは営業継続費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 14 条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款第 2 章基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第 23 条（保険金の支払時期）（１）	損害	損失または営業継続費用
第 23 条（保険金の支払時期）（１）	前条	企業費用利益保険特約第 13 条（保険金の請求）
第 25 条（代位）	損害	損失または営業継続費用

第 15 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

事故または費用の種類	支払限度額
第 2 条（保険金をお支払いする場合）の事故によって保険の対象が損害を受けた結果生じた損失	利益保険金の額
第 2 条（保険金をお支払いする場合）の事故によって保険の対象が損害を受けた結果生じた営業継続費用	営業継続費用保険金の額
第 4 条（支払保険金の計算）（3）の権利保全行使費用	権利保全行使費用の額

③ 食中毒・特定感染症利益補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
損失	営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。
営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
営業収益	「売上高」または「生産高」のうち、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
収益減少額	標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
てん補期間	保険金の支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時もしくは営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12 か月を限度とします。
利益率	直近の会計年度（1 か年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失（注）が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$ （注）営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。

標準営業収益	事故発生直前 12 か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益。ただし、営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、被保険者との協議による合意に基づく公正な調整を行った後の営業収益をいうものとします。
--------	--

第 1 条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事故によって生じた損失に対して、この特約に従い、利益保険金を支払います。

- ① 施設（注 1）における食中毒（注 2）の発生（注 3）または施設（注 1）において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒（注 2）の発生、あるいはその疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による施設（注 1）の営業の禁止、停止その他の処置
 - ② 施設（注 1）または施設（注 1）が所在する建物等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症および三類感染症の原因となる病原体に汚染されたこと、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設（注 1）の消毒、立入り制限その他の処置
- （注 1）保険証券記載の被保険者の営業施設をいいます。
（注 2）食物中毒をいいます。
（注 3）食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。

第 2 条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した前条の事故によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注 1）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者（注 2）または被保険者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
 - ③ 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ 労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
 - ⑨ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
- （注 1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注 2）被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注 3）使用済燃料を含みます。
（注 4）原子核分裂生成物を含みます。

第3条（支払保険金の計算）

（1）当会社が支払う第1条（保険金をお支払いする場合）の利益保険金の額は、1回の事故につき、①の算式により算出した額とし、保険金額を限度とします。

① 計算式

$$\boxed{\text{利益保険金}} = \boxed{\text{損失額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額（注）}}$$

（注）免責金額は、保険金額設定単位ごとにそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。

② 損失額

$$\boxed{\text{損失額}} = \boxed{\text{喪失利益の額}} + \boxed{\text{収益減少防止費用の額}}$$

③ 喪失利益の額

$$\boxed{\text{喪失利益の額}} = \boxed{\text{収益減少額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合（注）}}$$

ただし、てん補期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式により得られた額を差し引いた額とします。

$$\boxed{\text{支出を免れた経常費}} \times \frac{\boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合（注）}}}{\boxed{\text{利益率}}}$$

（注）約定支払割合が利益率より大きいときは、「約定支払割合」を「利益率」と読み替えることとします。

④ 収益減少防止費用の額

$$\boxed{\text{収益減少防止費用の額}} = \boxed{\text{収益減少防止費用}} \times \frac{\boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合（注）}}}{\boxed{\text{利益率}}}$$

ただし、次の算式によって算出した額を限度とします。

$$\boxed{\text{収益減少防止費用の限度額}} = \boxed{\text{収益減少防止費用の支出によって減少することを免れた営業収益}} \times \boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合（注）}}$$

（注）約定支払割合が利益率より大きいときは、「約定支払割合」を「利益率」と読み替えることとします。

（2）当会社は、（1）の利益保険金に加え、権利保全行使費用（注）保険金を支払います。

（注）普通保険約款第2章基本条項第25条（代位）（3）の場合において、当会社と協力するために必要な費用をいいます。

第4条（営業収益、利益率の調整）

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢がいちじるしく変化した場合は、当会社は、損失の査定にあたり、標準営業収益および利益率につき被保険者との協議による合意に基づく公正な調整を行うものとします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金をお支払いする場合）の損失を補償する他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、保険金の種類（注）ごとに別表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損失額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 第3条（支払保険金の計算）（1）の利益保険金または同条（2）の権利保全行使費用保険金をいいます。

第6条（損失防止義務）

- (1) 保険契約者および被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。もし、故意または重大な過失によってこれを怠った場合は、当会社は、損失の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 当会社は第3条（支払保険金の計算）（1）④に規定する収益減少防止費用を除き、（1）の損失の発生または拡大の防止に要した費用を負担しません。

第7条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、てん補期間が終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。ただし、喪失利益が1か月以上継続して生じた場合の保険金は、毎月末に概算額を請求することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損失見積書
 - ④ その他当会社が次条により読み替えて適用される普通保険約款第2章基本条項第23条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損失額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款第2章基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

読替箇所	読み替え前	読み替え後
第23条（保険金の支払時期）（1）	損害	損失
第23条（保険金の支払時期）（1）	前条	食中毒・特定感染症利益補償特約第7条（保険金の請求）
第25条（代位）	損害	損失

第9条（準用規定）

- （１）当会社は、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、休業損失補償特約、企業費用利益保険特約および付帯された特約の規定を準用します。
- （２）（１）の規定にかかわらず、当会社は、休業損失補償特約第1条（保険の対象の範囲）および第3条（保険金をお支払いしない場合）または企業費用利益保険特約第1条（保険の対象の範囲）および第3条（保険金をお支払いしない場合）の規定は準用しません。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

事故または費用の種類	支払限度額
第1条（保険金をお支払いする場合）の事故	利益保険金の額
第3条（支払保険金の計算）（２）の権利保全行使費用	権利保全行使費用の額

④ 電氣的・機械的事故補償特約（休業補償用）

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、企業費用利益保険特約第3条（保険金をお支払いしない場合）（５）⑦の規定にかかわらず、不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故によって保険の対象が損害を受けた結果生じた損失または営業継続費用に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、企業費用利益保険特約第3条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 対象設備の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- ② 不当な修理や改造によって生じた損害
- ③ 消耗部品（注）および付属部品の交換によって生じた損害
- ④ コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等の損害
- ⑤ 電源周波数（Hz）、ガス種の変更に伴う改造または修理によって生じた損害
（注）消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球、替刃、針等をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、企業費用利益保険特約および付帯された特約の規定を準用します。

⑤ ビル付帯設備一括契約特約

第1条（保険の対象の範囲）

当会社は、この特約に従い、電気的・機械的事故補償特約（休業補償用）における保険の対象を下表に掲げる機械、機械設備または装置とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
給排水・衛生 消火設備	ソーラーシステム、衛生設備、給水設備、給湯設備、飲料用冷水設備、排水設備、散水設備、汚水処理設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エスカレータ、エレベータ、ダムウェータ等
電気設備	火災報知設備、警報装置、盗難防止装置、防災センター設備、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、照明器具、配線、母線、支持フレーム、開閉器用空気圧縮機、保護装置、碍管、碍子、バッテリー、無停電装置、充電設備、リアクトル、コンデンサ、開閉器、計器用変成器、継電器、制御・監視盤、受配電盤、変圧器等
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
ボイラ	ボイラ
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理・塵芥焼却設備等
配線・配管・ダクト設備	上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備
その他、保険証券に明記された物	

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、企業費用利益保険特約および付帯された特約の規定を準用します。

⑥ 工場内受配電設備一括契約特約

第1条（保険の対象の範囲）

当会社は、この特約に従い、電気的・機械的事故補償特約（休業補償用）における保険の対象は、下表に掲げる受配電設備とします。

設備名称	受配電設備
集中制御装置	受変電用および機械、機械設備または装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等
避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、碍子等
保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
照明設備	照明器具等
配線設備	動力用および配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等

放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
受変電設備	変圧器、電圧調理器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、畜電池、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線等
その他、保険証券に明記された物	

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、企業費用利益保険特約および付帯された特約の規定を準用します。

⑦ 工場内ユーティリティ設備一括契約特約

第1条（保険の対象の範囲）

当会社は、この特約に従い、電氣的・機械的事故補償特約（休業補償用）における保険の対象は、下表に掲げる機械、機械設備または装置とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
消火設備	ポンプ、スプリンクラーヘッド、タンク、水槽、配管等
エア供給・ガス供給設備	空気圧縮機、エアレシーバ、脱湿装置、アフタークーラー、気化器、ポンプ、タンク、ダクト、配管等
燃料設備	圧縮機、ポンプ、燃料タンク、気化器、加熱器、配管等
用水設備	給水設備、給湯設備、衛生設備、飲料用冷水設備、冷却塔、浄水装置、純水装置、ろ過機、圧縮機、ポンプ、タンク、水槽、配管等
ボイラ付属設備	給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管等
集中制御装置	受配電用および機械、機械設備または装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等
避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、碍子等
保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
照明設備	照明器具等
配線設備	動力用および配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮器、支持フレーム、母線、配線等
その他、保険証券に明記された物	

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、企業費用利益保険特約および付帯された特約の規定を準用します。

⑧ 敷地外物件補償特約

第1条（保険の対象の範囲）

- （1）この特約における保険の対象は、企業費用利益保険特約第1条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、保険証券記載の供給者または受入者の敷地内に所在する建物または構築物およびこれらの所在する敷地内にある供給者または受入者が占有する物件とします。
- （2）保険証券に明記されていない供給者または受入者（注1）が占有する日本国内に所在する物件（注2）についてもこの特約における保険の対象に含まれるものとします。
- （注1）原材料等の供給物を直接被保険者に供給する者または製品等を直接被保険者より受け入れる者に限ります。
- （注2）敷地外ユーティリティ設備、石油精製工場および火災保険危険品級別表にいう特別危険品を原料とする石油化学工場を除きます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（注1）を受けた結果、被保険者に生じた損失または営業継続費用に対して、この特約に従い、利益保険金または営業継続費用保険金を支払います。

事故の種類	説 明
① 火災、落雷 または破裂も しくは爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって生じた事故をいいます。
② 風災、雹災 ^{ひょう} または雪災	風災、雹災または雪災によって生じた事故をいいます。
③ 物体の落下 ・飛来・衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②による損害を受けた結果生じた損失または営業継続費用を除きます。
④ 水濡れ	給排水設備（注2）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注3）による水濡れをいいます。ただし、②による損害または給排水設備（注2）自体に生じた損害を受けた結果生じた損失または営業継続費用を除きます。
⑤ 騒擾 ^{じょう} 、集団 行動、労働争 議に伴う暴力 ・破壊行為 ^{ひょう}	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。
⑥ 盗難	盗難によって生じた盗取、損傷または汚損をいいます。

（注1）②の雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おの他の別の事故によって生じたことが普通保険約款第2章基本条項第23条（保険金の支払

時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同章第19条(事故の通知)および第20条(損害防止義務)の規定に基づく義務を負うものとします。

(注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注3) 水が^{あふ}溢れることをいいます。

第3条(無記名構外物件の支払保険金の限度)

第1条(保険の対象の範囲)(2)の保険の対象が、企業費用利益保険特約第2条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害を受けた結果生じた損失または営業継続費用について当会社が支払うべき保険金の額は、同特約第4条(支払保険金の計算)にかかわらず、次の額をもって限度とします。

① 同特約第4条(支払保険金の計算)(1)に規定する利益保険金

保険期間を通じて保険金額の10%

② 同条(2)に規定する営業継続費用保険金

1回の事故につき保険証券に記載された復旧期間に対応する割合の10%を保険金額に乗じて得た額とし、かつ保険期間を通じて保険金額の10%

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、企業費用利益保険特約および付帯された特約の規定を準用します。

⑨ てん補期間の終期に関する特約

企業費用利益保険特約<用語の定義>の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約のてん補期間は、補償危険による損害を受けた保険の対象が復旧された時に終わるものとします。ただし、保険の対象を補償危険による損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。また、てん補期間が約定されている場合は、約定てん補期間を超えないものとし、てん補期間が約定されていない場合は、12か月を限度とします。

⑩ 家賃補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
家賃	建物の賃貸料(注)で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる限りにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。 ① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ② 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③ 賄料 (注) 区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額

推定復旧期間	保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。
復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までにより要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間を超えないものとし、また、損害を受けた保険の対象の復旧または再取得をしない場合で、第3条（賃貸の不継続）ただし書に該当するときは、推定復旧期間をもって復旧期間とみなします。
約定復旧期間	復旧期間を基準として、当事者が約定した期間をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約の保険の対象が普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）のうち、保険証券にこの保険契約の対象である旨記載された事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金支払の条件）

当会社は、保険の対象について生じた損害に対して、この特約が付帯された普通保険約款の規定により保険金が支払われるべき場合に限り、前条の損失に対して、保険金を支払います。

第3条（賃貸の不継続）

被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧もしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生の際にさかのぼって効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、効力を失いません。

第4条（保険価額）

この特約の保険価額は、損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額とします。

第5条（保険金の支払額）

- （1）当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）の保険金として支払うべき損失額は、保険価額によって定めます。
- （2）保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間（注）内に生じた損失額を保険金として、支払います。
（注）約定復旧期間を限度とします。
- （3）保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{家賃について復旧期間（注）内に生じた損失額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険価額}}}$$

（注）約定復旧期間を限度とします。

第6条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、復旧期間が終了し家賃の損失額が確定した後に、これを行行使うことができます。
- （２）（１）の規定にかかわらず、復旧期間が１か月を超えた場合において、被保険者は、保険金の内払いを請求することができます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金をお支払いする場合）の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が家賃について復旧期間（注）内に生じた損失額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （注）約定復旧期間を限度とします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

⑪ ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約（休業補償用）

当会社は、汽器（注１）（注２）、ボイラ（注１）（注３）、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（注４）の破裂または爆発によりその機器に生じた損害を受けた結果生じた損失もしくは営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- （注１）汽器（注２）、ボイラ（注３）とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。
- （注２）汽器には、化学工場その他における１作業設備・装置の一部を構成するもの（注５）は含まれません。
- （注３）ボイラには、炉および煙道の構成部分が含まれます。
- （注４）これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。
- （注５）化学工場その他における１作業設備・装置の一部を構成するものとは、熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が１作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

⑫ 保険料精算省略特約（企業費用利益保険特約用）

第1条（保険料精算の省略）

当会社は、企業費用利益保険特約第11条（保険料の精算）（1）および（3）の規定を適用しません。ただし、普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）①の規定により保険料を返還または請求した場合、この保険契約の無効または失効の場合、ならびにこの保険契約が解除された場合を除きます。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

（7）保険料払込方法に関する特約

① 保険料分割払特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険料払込期日	保険契約者が分割保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、保険証券記載の払込期日をいいます。 （注）保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座（注）をいいます。 （注）提携金融機関に設定した口座とします。
変更日	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日（注）をいいます。 （注）事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）または地震保険普通保険約款第11条（通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金額であって、変更手続き完了のお知らせに記載された金額をいいます。
追加保険料払込期日	保険契約者が追加保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 （注）保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

区 分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

- （2）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- （3）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当会社は、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （4）保険契約者は、当会社の承認を得て、分割保険料の払込方法を変更することができます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

- （1）保険証券記載の保険期間が始まった後でも、当会社は前条（1）の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。
- （2）当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故については、保険金を支払いません。
- （3）保険契約者が（2）の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）第5条（追加保険料領収前の事故）（3）の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込み）

- （1）訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社が追加保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区 分	追加保険料の払込み
① 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）①および②ならびに地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）および（2）に定めるところに従い請求した追加保険料	当会社が請求した日にその全額を一時に当会社に払い込むものとします。
② 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）③および④ならびに地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）に定めるところに従い請求した追加保険料	

- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して、下表のとおり払い込むことを承認します。

区 分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	当会社が請求した日に当会社払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割追加保険料	追加保険料払込期日までに払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (4) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割追加保険料の追加保険料払込期日を第2回分割追加保険料の追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 当会社は、保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 前条(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合（注）	保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 前条(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合	追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (2) (1)①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生

した事故による損害については適用しません。

(3) 前条(2)の定めるところにより、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次のとおりとします。

- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、(1)および(2)の規定を適用します。
- ② 当社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払い込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ 保険契約者が②の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注)を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第3条(分割保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

第6条(保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この特約が付帯された普通保険約款の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払分割保険料の全額を一時に払込まなければなりません。

第7条(解除—分割保険料不払の場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合
- ② 保険料の払込方法が月払の場合で、保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合
(注1) 第4条(追加保険料の払込み)(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
(注2) 第4条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
(注3) 払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。

(2) (1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料(注1)を払い込むべき保険料払込期日(注2)または保険期間の末日のいずれか早い日

② (1) ②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)または保険期間の末日のいずれか早い日

(注1) 第4条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注2) 第4条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注3) 払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。

(3) (1)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料から、既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条(保険料の返還)

次のいずれかの規定は、当社が返還すべき保険料(注)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。この場合において、「既に払い込まれた保険料」とあるのは「年額保険料」と読み替えるものとします。

① 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第16条(保険料の返還—無効、失効または取消しの場合)③

② 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第18条(保険料の返還—解除または解約の場合)

③ 地震保険普通保険約款の事業財産保険に付帯する場合の特則3. 第25条(保険料の返還—解除の場合)(1)または(3)

(注) ①から③までのいずれかの規定により算出した額から未払込分割保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当社はその額を請求することができます。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

② 長期保険保険料年払特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
年額保険料	契約年度に対する払込分割保険料の総額をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険料払込期日	保険契約者が分割保険料を当社に払い込む期日(注)であって、保険証券記載の払込期日をいいます。 (注) 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する

	口座（注）をいいます。 （注）提携金融機関に設定した口座とします。
変更日	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日（注）をいいます。 （注）事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）または地震保険普通保険約款第11条（通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金額であって、変更手続き完了のお知らせに記載された金額をいいます。
追加保険料払込期日	保険契約者が追加保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 （注）保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

区 分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

（2）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

（3）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、年額保険料を複数回以上に分割して払い込むときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当社は、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

（1）保険証券記載の保険期間が始まった後でも、当社は前条（1）の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。

（2）当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以

降に生じた事故については、保険金を支払いません。

- (3) 保険契約者が(2)の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料の払込方法が月払のときは、当社は払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注)を既に適用しているときは、払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第5条(追加保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

第4条(追加保険料の払込み)

- (1) 訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当社が追加保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区 分	追加保険料の払込み
① 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)①および②ならびに地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)および(2)に定めるところに従い請求した追加保険料	当社が請求した日にその全額を一時に当社に払い込むものとします。
② 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)③および④ならびに地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(6)に定めるところに従い請求した追加保険料	

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社は、保険契約者が(1)の追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して、下表のとおり払い込むことを承認します。

区 分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	当社が請求した日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割追加保険料	追加保険料払込期日までに払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (4) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割追加保険料の追加保険料払込期日を第2回分割追加保険料の追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保

険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第5条（追加保険料領収前の事故）

（1）当会社は、保険契約者が前条（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 前条（1）①の追加保険料の払込みを怠った場合（注）	保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 前条（1）②の追加保険料の払込みを怠った場合	追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

（2）（1）①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

（3）前条（2）の定めるところにより、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次のとおりとします。

① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、（1）および（2）の規定を適用します。

② 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払い込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

③ 保険契約者が②の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）第3条（分割保険料領収前の事故）（3）の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

第6条（保険金支払の場合の保険料払込み）

保険金の支払により、この特約が付帯された普通保険約款の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払いを受ける以前に、保険金支払の原因となった損害が発生した保険年度の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（解除－分割保険料不払の場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- ② 保険料の払込方法が月払の場合で、保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
（注1）第4条（追加保険料の払込み）（2）の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

（注2）第4条（2）の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

（注3）払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。

（2）（1）の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① （1）①による解除の場合は、その分割保険料（注1）を払い込むべき保険料払込期日（注2）または保険期間の末日のいずれか早い日
- ② （1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または保険期間の末日のいずれか早い日

（注1）第4条（2）の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

（注2）第4条（2）の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

（注3）払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。

（3）（1）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料から、既経過期間に対して月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（保険料の返還または請求）

（1）次のいずれかの規定は、当会社が返還すべき保険料（注）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。この場合において、保険料の払込方法が月払のときは、「既に払い込まれた保険料」とあるのは「年額保険料」と読み替えるものとします。

- ① 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第16条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）③
- ② 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第18条（保険料の返還－解除または解約の場合）
- ③ 地震保険普通保険約款の事業財産保険に付帯する場合の特則3．第25条（保険料の返還－解除の場合）（1）または（3）

（注）①から③までのいずれかの規定により算出した額から未払込分割保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

（2）普通保険約款の規定により分割保険料を変更すべき事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する契約年度の翌契約年度以降、分割保険料を変更します。なお、当該事由が生じた日の属する契約年度末までの保険料については、保険料を返還または請求します。

第9条（保険料の改定による分割保険料の取扱い）

保険期間の中途において、この保険契約に適用していた保険料が改定された場合においても、当会社は、分割保険料の変更は行いません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

③ 長期保険保険料一括払特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
未経過料率	当会社の定める長期保険未経過料率をいいます。

第1条（保険料の返還または請求－通知義務等の場合）

（1）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）②の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（2）普通保険約款第2章基本条項第6条（契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少）（2）の規定により保険金額を変更した場合は、同章第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）③の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料に対し、保険金額の変更が生じた時以降の期間（注）に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、保険金額の変更が生じた時以降の期間をいいます。

（3）保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合は、普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）④の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料に対し、保険契約の条件変更が生じた時以降の期間（注）に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、保険契約の条件変更が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第2章基本条項第16条（保険料の返還－無効、

失効または取消しの場合) ③および④の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条 (保険料の返還－保険金額の調整の場合)

普通保険約款第2章基本条項第11条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、普通保険約款第2章基本条項第17条(保険料の返還－保険金額の調整の場合)②の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条 (保険料の返還－解除または解約の場合)

普通保険約款第2章基本条項第2条(契約時に告知いただく事項－告知義務)(2)、第3条(契約後に通知いただく事項－通知義務)(2)もしくは(6)、第13条(重大事由による解除)(1)または第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または普通保険約款第2章基本条項第12条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、普通保険約款第2章基本条項第18条(保険料の返還－解除または解約の場合)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条 (保険料の返還または請求－保険料改定の場合)

この保険契約に適用されている保険料が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条 (保険料の返還－損害保険金を支払った場合)

普通保険約款第2章基本条項第26条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、普通保険約款第1章補償条項第3条(保険金をお支払いする場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度(注)を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

④ 初回保険料の払込方法等に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用 語	定 義
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険契約者が初回保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、保険期間の初日の属する月の翌月の保険証券記載の払込期日をいいます。 （注）保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座（注）をいいます。 （注）提携金融機関に設定した口座とします。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
初回追加保険料	追加保険料（注）を一時に払い込む場合は、当会社が請求した追加保険料（注）の総額をいい、追加保険料（注）を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。 （注）この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、変更日の属する保険年度に対する追加保険料をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。
初回追加保険料払込期日	保険契約者が初回追加保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、変更日の属する月の翌月の変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 （注）保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
変更日	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日（注）をいいます。 （注）事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）または地震保険普通保険約款第11条（通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を次条に定める方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（初回保険料の払込方法）

（1）初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。ただし、その場合には、次に定める条件をすべて満たしていなければなりません。

- ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結のときに設定されていること。
- ② 保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日（注）までになされていること。

(注) この特約を付して保険契約を締結した旨の所定の保険契約申込書を当会社が受領した日と保険期間の初日が同日である場合は、保険期間の初日をこの保険契約の効力発生時とします。

- (2) (1) の規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、初回保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、初回保険料払込期日までに、初回保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が初回保険料を前条（1）に定める口座振替により払い込む場合で、初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときには、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者が初回保険料を前条（1）に定める口座振替により払い込む場合、保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) 保険契約者が初回保険料を前条（1）に定める口座振替により払い込む場合で、保険契約者が初回保険料を払い込むべき初回保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （注）提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。

第4条（初回保険料の払込みがない場合）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害に対しては、事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第1条（保険期間－補償される期間）（3）、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）および普通保険約款に付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めたときには、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 被保険者、損害賠償請求権者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前の事故による損害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1) の規定にかかわらず、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、

初回保険料を初回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

- (3) (2) の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第6条（保険責任の始期および終期の特則）

保険期間が始まった後であっても、当社は、保険契約者が当社へこの特約を付して保険契約を締結した旨の所定の保険契約申込書を提出し、当社がこれを受領した時までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（初回追加保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者または被保険者が、訂正の申出または通知事項等の通知を書面または当社の定める通信方法により当社所定の連絡先に行った場合は、当社は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日に指定口座から当社の口座に振り替えることにより払い込むことを承認します。ただし、この保険契約の保険料の払込方法が口座振替による場合に限り、(2) (1) の規定にかかわらず、当社の定めるところにより、初回追加保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第8条（初回追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、初回追加保険料払込期日までに、初回追加保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、初回追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回追加保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合、保険契約者は、初回追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) 保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、初回追加保険料を払い込むべき初回追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日（注）を初回追加保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （注）提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。
- (5) 保険契約者は、事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)④または地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第9条（初回追加保険料の払込みがない場合）

- (1) 初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) ①および②ならびに地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) および(2)の追加保険料の支払を怠った場合	第11条(解除－保険料不払の場合)(1) ②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) ③および④ならびに地震保険普通保険約款（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）第21条(6)の追加保険料の払込みを怠った場合	初回追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

- (3) (2) ①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- (4) 保険契約者が(2)の初回追加保険料の払い込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は「初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注)を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。
- (注) 第4条（初回保険料の払込みがない場合）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

第10条（初回追加保険料払込み前の事故）

- (1) 被保険者、損害賠償請求権者または保険金を受け取るべき者が、初回追加保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が初回追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の確約に反して保険契約者が初回追加保険料払込期日に払込みを怠り、かつ、初回追

加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、下表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区 分	返還を請求できる保険金の額
① 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）①および②ならびに地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）および（2）に定めるところに従い請求したものである場合	事故による損害に対して既に支払った保険金の全額
② 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）③および④ならびに地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）に定めるところに従い請求したものである場合	次の算式により算出される額 事故による損害 に対して既に支 払った保険金の 全額 － 第9条（初回追加 保険料の払込みが ない場合）（2）② の保険金の額

第 11 条（解除－保険料不払の場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合

② 初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みがない場合
- （2）（1）の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① （1）①による解除の場合は、保険期間の初日

② （1）②による解除の場合は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末または保険期間の末日のいずれか早い日

第 12 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑤ 保険料支払手段に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用 語	説 明
保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合における当会社が請求する追加保険料を含みます。

後払型決済手段	クレジットカード払等、利用者が代金を決済機関に対して後払いする決済手段をいいます。
決済機関	決済手段を提供する事業者をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、保険料を当社が定める決済手段によって払い込むことができます。ただし、保険契約者が当社が定める決済手段の会員規約やサービス利用規約等により当該決済手段の会員であると認められている場合または当該決済手段の使用を認められている場合に限りです。
- （2）本条（1）の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- （1）前条（1）の規定により保険契約者が当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時（注）以後、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）決済手続が完了した時

保険期間の開始前に決済手続が完了した場合は、保険期間の開始した時とします。

- （2）保険契約者が後払型決済手段により保険料を払い込む場合で、当社が保険料相当額を領収できないときには、前条（2）の規定を適用しません。ただし、保険契約者が決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- （1）前条（2）の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- （2）保険契約者が決済手段所定の手続を行った場合において、本条（1）の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第2条（保険料の払込方法）（2）の規定を適用します。
- （3）保険契約者が本条（2）の保険料の払込みを怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （4）本条（3）の解除は、将来に向かってのみ効力を生じます。

第5条（保険料の返還の特則）

保険契約者が後払型決済手段により保険料を払い込む場合において、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、保険料相当額を領収したことを確認した後（注）に保険料を返還することができます。

（注）保険料相当額を領収したことを確認した後

前条（2）の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑥ 団体扱に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署または公社、公団、会社等の企業体（注）または官公署をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組合組織をいいます。
集金契約	保険料集金に関する契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
一括払	年額保険料を一括して払い込むことをいいます。
分割払	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払込保険料	年額保険料のうち、保険契約者が当社への払い込みを完了していない保険料であって、一括払いの場合は、年額保険料をいい、分割払の場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効）（1）②の事実の場合は、集金が不能となった最初の集金日の属する月の翌月末、②以外の事実の場合は、集金が不能となった最初の集金日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。

第1条（特約の適用）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けている者であること、またはその団体を退職した者であること。
- ② 団体または職域労働組合等と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ この保険契約が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア 集金者が集金日に保険契約者から集金すること。
 - イ 上記アにより集金した保険料を当会社に支払うこと。

第2条（保険料の払込方法等）

保険契約者は、年額保険料を一括払または分割払のいずれかの方法により、下表のとおり払い込むものとします。

区 分	払込方法
① 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかにより払い込むものとします。 ア 保険契約締結と同時に直接当会社に払い込む。 イ 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。
② 分割払の方法による場合の第2回目以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。

第3条（保険料領収前の事故）

- （1）保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）（1）の規定は、前条①イに従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込み）

- （1）当会社が事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）または地震保険普通保険約款の事業財産保険に付帯する場合の特則の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。
- （2）（1）の追加保険料が、普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）①または②の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったとき（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- （3）（2）の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。

この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- （4）（3）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害につ

いては適用しません。

- (5) 普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（1）④の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) この特約は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事実が発生した場合には集金不能日等から将来に向かってその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が、指定口座から口座振替により保険料を払い込む場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌月末までに指定口座から集金者の口座へ振り替えられなかったとき。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金日の属する月の翌月末までに当会社に支払った場合を除きます。
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合。ただし、保険契約者が退職により団体の構成員でなくなった場合において、退職後も引き続きこの特約に従い保険料を払い込むことを集金不能日等の属する月の翌々月末までに当会社に通知した場合を除きます。
- ④ 保険契約者が保険料の支払を拒んだ場合
- ⑤ ①から④の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

- (2) (1) ①または⑤の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

区 分	期 日
① 前条（1）②以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末
② 前条（1）②の場合	集金不能日等の属する月の翌月末

- (2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不

能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、第7条(特約の失効)(1)

①から⑤に定める日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条(保険料の返還)

次のいずれかの規定は、当会社が返還すべき保険料(注)がある場合にかぎり、その保険料を返還します。この場合において、保険料の払込方法が分割払のときは、「既に払い込まれた保険料」とあるのは「年額保険料」と読み替えるものとします。

① 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第16条(保険料の返還―無効、失効または取消しの場合)③

② 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第18条(保険料の返還―解除または解約の場合)

③ 地震保険普通保険約款の事業財産保険に付帯する場合の特則3. 第25条(保険料の返還―解除の場合)(1)または(3)

(注) ①から③までのいずれかの規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

⑦ 集団扱に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
集団	当会社が承認する保険証券記載の集団をいいます。
構成員	当該集団自身および当該集団を構成する集団の構成員を含みます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(集団扱用)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金者が集金手続を行い得る最初の集金日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
一括払	年額保険料を一括して払い込むことをいいます。
分割払	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払込保険料	年額保険料のうち、保険契約者が当会社への払い込みを完了していない保険料であって、一括払の場合は、年額保険料をいい、分割払の場合は、年額保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引き

	た額をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効）（1）②の事実の場合は、集金が不能となった最初の集金日の属する月の翌月末、②以外の事実の場合は、集金が不能となった最初の集金日をいいます。

第1条（特約の適用）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員であること。
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア 集金日までに保険契約者またはその代理人から保険料を集金すること。
 - イ 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の払込方法等）

保険契約者は、年額保険料を一括払または分割払のいずれかの方法により、下表のとおり払い込むものとします。

区 分	払込方法
① 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかの方法により払い込むものとします。 ア 保険契約と同時に直接当会社に払い込む。 イ 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。
② 分割払の方法による場合の第2回目以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。

第3条（保険料領収前の事故）

- （1）保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または第1回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。
- （2）（1）の規定は、前条①の保険料または第1回分割保険料が、前条①イに従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込み）

- （1）当会社が事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）または地震保険普通保険約款の事業財産保険に付帯する場合の特則の規定による追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。
- （2）（1）の追加保険料が、普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）①または②の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったとき（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- （3）（2）の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。
- (5) 普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)④の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第5条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- (1) この特約は、次に掲げる事実のいずれかに該当する場合、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が、指定口座から口座振替により保険料を払い込む場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌月末までに指定口座から集金者の口座へ振り替えられなかったとき。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金日の属する月の翌月末までに当会社に支払った場合を除きます。
 - ③ 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合
 - ④ 保険契約者が保険料の支払を拒んだ場合
 - ⑤ ①から④の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) (1) ①もしくは⑤の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

区 分	期 日
① 前条(1)②以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末
② 前条(1)②の場合	集金不能日等の属する月の翌月末

- (2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、(1) に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

第9条（保険料の返還）

次のいずれかの規定は、当会社が返還すべき保険料（注）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。この場合において、保険料の払込方法が分割払のときは、「既に払い込まれた保険料」とあるのは「年額保険料」と読み替えるものとします。

- ① 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第16条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）③
- ② 事業財産保険普通保険約款第2章基本条項第18条（保険料の返還－解除または解約の場合）
- ③ 地震保険普通保険約款の事業財産保険に付帯する場合の特則3. 第25条（保険料の返還－解除の場合）（1）または（3）

（注）①から③までのいずれかの規定により算出した額から未払込保険料を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

⑧ 団体扱における追加保険料に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
集金者	集金契約を当会社との間に締結した者をいいます。
覚書	追加保険料集金に関する契約書に係わる覚書をいいます。
集金契約	団体扱に関する特約に定める集金契約をいいます。
集金不能日等	団体扱に関する特約に定める集金不能日等をいいます。
未払込保険料	団体扱に関する特約に定める未払込保険料をいいます。

第1条（特約の適用）

この特約は、団体扱に関する特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第2条（追加保険料の払込みの特則）

- (1) 団体扱に関する特約第4条（追加保険料の払込み）（1）の規定にかかわらず、普通保険約款に定める告知・通知事項等を承認する場合の追加保険料を当会社が請求したときは、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
- (2) 保険契約者が団体扱に関する特約第2条（保険料の払込方法等）に定めるところに従い、年額保険料を一括して払い込んでいる場合は、（1）の追加保険料の全額を一括して当会社に払い込むものとします。
- (3) 保険契約者が団体扱に関する特約第2条（保険料の払込方法等）に定めるところに従い、年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、（1）の追加保険料の全額を一括して払い込むか、または当会社が承認する回数に分割して払い込むものとします。

第3条（告知・通知事項等の通知方法の特則）

保険契約者が前条の追加保険料を集金者を経て払い込む場合、保険契約者または被保険者は、普通保険約款の告知義務もしくは通知義務の規定による通知もしくは訂正の申出を、書面または当会社の定める通信方法により、当会社に直接行わなければなりません。

第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱に関する特約第7条（特約の失効）（1）の規定により、同特約が失効した場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

区 分	期 日
① 団体扱に関する特約第7条（1）②以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末
② 同条（1）②の場合	集金不能日等の属する月の翌月末

第5条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

第6条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

- （1）当会社は、第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- （2）当会社は、（1）の解除を行う場合には、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

⑨ 集団扱における追加保険料に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
集団扱特約	集団扱に関する特約をいいます。
集金者	集金契約を当会社との間に締結した者をいいます。
覚書	集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書をいいます。
集金契約	集団扱特約第1条（特約の適用）に定める集金契約をいいます。
集金不能日等	集団扱特約第7条（特約の失効）に規定する集金不能日等をいいます。
未払込保険料	追加保険料の総額および年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条（特約の適用）

この特約は、集団扱特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合に適用されます。

第2条（追加保険料の払込みの特則）

- (1) 集団扱特約第4条（追加保険料の払込み）（1）の規定にかかわらず、この特約が付帯された普通保険約款に定める告知・通知事項等を承認する場合の追加保険料を当会社が請求したときは、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
- (2) 保険契約者が集団扱特約第2条（保険料の払込方法等）に定めるところに従い、年額保険料を一時に払い込んでいる場合は、（1）の追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むものとしします。
- (3) 保険契約者が集団扱特約第2条（保険料の払込方法等）に定めるところに従い、年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、（1）の追加保険料の全額を一時に払い込むか、または当会社が承認する回数に分割して払い込むものとしします。

第3条（告知・通知事項等の通知方法の特則）

保険契約者が前条の追加保険料を集金者を経て払い込む場合、保険契約者または被保険者は、普通保険約款の告知義務もしくは通知義務の規定による通知もしくは訂正の申出を、書面または当会社の定める通信方法により、当会社に直接行わなければなりません。

第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

集団扱特約第7条（特約の失効）（1）の規定により、同特約が失効した場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は、次に定める期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当会社に払い込まなければなりません。

区 分	期 日
① 集団扱特約第7条（1）②以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末
② 同条（1）②の場合	集金不能日等の属する月の翌月末

第5条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

第6条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、（1）の解除を行う場合には、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

⑩ 自動継続特約（地震保険用）

第1条（自動継続の方法）

- (1) この保険契約は、保険期間が満了する日の属する月の前月10日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約

が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、自動継続を行いません。

(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

- (2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 前条の規定により継続された保険契約の保険料の払込期日は、その継続保険期間の初日とし、保険契約者は払込期日までに当該保険料を払込むものとします。ただし、次の条件を全て満たす場合には、提携金融機関（注1）ごとに当会社の定める期日を払込期日とし、指定口座（注2）から当会社の口座に振り替えることによって、継続された保険契約の保険料の払込みを行うものとします。

① 継続契約の保険期間の始期の属する月の前月末日までに、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料（注3）を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。

② 継続契約の保険期間の始期の属する月の前月末日までに、指定口座（注2）が提携金融機関（注1）に設定されていること。

③ 継続契約の保険期間の始期の属する月の前月末日までに、保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出がなされていること。

（注1）当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

（注2）保険契約者の指定する口座をいいます。

（注3）この保険契約に年額保険料を分割して払い込むことを約定する特約が適用されている場合には第1回分割保険料とします。

- (2) 保険契約者が、(1)の継続された保険契約の保険料について、当該継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 保険契約者が(2)の継続契約の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

- (4) 団体扱特約（金融機関等融資物件用）を付帯した場合は、集金契約の定めるところにより集金するものとします。

- (5) 集団扱に関する特約（金融機関融資住宅等火災保険特約用）を付帯した場合は、集金契約の定めるところにより集金するものとします。

- (6) (1) から (5) までの規定にかかわらず、継続契約に初回保険料の口座振替に関する特約、初回保険料の払込方法等に関する特約、初回追加保険料の口座振替に関する特約またはクレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）が適用される場合には、保険契約者は、付帯される特約の規定に従い、継続契約の保険料を払い込むものとします。

第3条（保険料不払の場合の失効）

保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日の属する月の翌月末までに当会社へ払込まれない場合は、保険契約は払込期日に遡ってその効力を失います。

第4条（継続契約の保険証券）

継続された保険契約については、当社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と当該継続契約の保険料に対する領収証をもってこれに代えることができます。

第5条（継続契約に適用される制度または料率等）

当会社が制度または料率等（注）を改定した場合は、継続された保険契約には、継続された保険契約の保険期間の初日における制度または料率等（注）を適用するものとします。

（注）地震保険普通保険約款およびこれに付帯される特約、保険引受に関する制度、保険料率等をいいます。

第6条（普通保険約款との関係）

（1）第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）および第11条（通知義務）（2）の効力を妨げないものとします。

（2）この特約は地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

⑪ 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効等の場合）

（1）保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（3）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（2）地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（4）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応

する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合には、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	92%	44%	95%	62%	30%	96%	71%	47%	22%	97%	77%	57%	38%	18%
2か月まで	88%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	34%	15%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	52%	33%	13%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	70%	51%	31%	11%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	88%	69%	49%	29%	10%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	52%	4%	68%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	73%	49%	24%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

(8) その他の事項に関する特約

① 商品等盗難に関する追加特約

第1条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、保険の対象である商品・製品等について、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）（1）⑥の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

② 冷凍（冷蔵）損害補償対象外特約

当会社は、保険の対象である冷凍（冷蔵）物について、冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害に対しては、その原因がこの保険契約で補償する事故であると否とを問わず、保険金を支払いません。

③ ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約（財物補償用）

当会社は、汽器（注1）（注2）、ボイラ（注1）（注3）、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（注4）の破裂または爆発によりその機器に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）汽器（注2）、ボイラ（注3）とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。

（注2）汽器には、化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの（注5）は含まれません。

（注3）ボイラには、炉および煙道の構成部分が含まれます。

（注4）これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。

（注5）化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものとは、熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

④ 先物契約特約

この契約については、保険期間開始の時に使用されている火災保険料率表によるものとします。

⑤ 代位求償権不行使特約

この特約が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人（注）に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人（注）の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、これを行使できるものとします。

（注）賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転賃人および転借人を含みます。

⑥ 植物特約

当会社は、この特約が付された保険契約の保険の対象である鑑賞用植物が、当該保険契約により当会社が補償する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死（注）した場合にのみ保険金を支払います。

（注）その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。

⑦ 動物特約

当会社は、この特約が付された保険契約の保険の対象である動物が当該保険契約により当会社が補償する危険の発生によって、当該動物を収容する保険証券記載の建物または工作物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

⑧ 作業特約

- （１）保険期間中、保険契約者および被保険者は、保険の対象である倉庫建物（注）または保険の対象を収容する倉庫建物（注）において、荷扱作業以外の作業を行わないものとし、また、何人にも同様にこれを行わせないとします。ただし、別表（付帯作業表）に掲げる作業については除きます。

（注）屋外タンクまたはサイロを含みます。

- （２）（１）に違反した場合は、当会社は、その事実に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

別表（付帯作業表）

倉庫業者または協同組合が寄託者のために保管貨物を庫入または庫出に伴って倉庫建物内で行う通常倉庫業に付帯する作業であって次に掲げるもの。ただし、その作業の行われる場所の床面積の合計は、原則として建物の延床面積の10%以内または150㎡以内であり、この場合において作業に動力を用いるときは使用動力機械は可搬式のものに限られ、かつ、動力の合計は10kWを超えないものとします。

- ① 荷解き、開梱
- ② 荷直し、包装、荷造（注１）
- ③ 缶詰、びん詰製品の詰替え、詰合せ
- ④ マーク付け・刷り、シール貼り・剥がし、ラベル付け・剥がし、カード付け、荷札付け（エ

フ付け)、送り状付け、ナンバー付け、値札付け(注2)

- ⑤ 検査、検量、計量、検数、看貫、見本抽出
- ⑥ 家具類の組立て(注3)
- ⑦ 洋紙または織物の裁断
- ⑧ 各種金属のさび落し
- ⑨ 生ゴムまたは電線の切断
- ⑩ 繊維製品のクリーニング(注4)

(注1) 袋詰のためのミシン掛け、箱詰、縄掛け、バンド掛けを含みます。

(注2) インク等に危険品を使用しないものに限りです。

(注3) ネジ、ボルト・ナット等による組立てで、接着剤等に危険品を使用しないものに限りです。

(注4) 溶剤等に危険品を使用しないものに限りです。

⑨ 火気禁止特約(工場物件用)

- (1) 保険期間中、保険契約者および被保険者は、保険の対象である建物(注1)または保険の対象を収容する建物(注1)において、喫煙その他一切の火気、電力および動力を使用しないものとし、また、何人にも同様にこれらを使用させないものとします。ただし、次に掲げるものに使用する場合の電力および動力については除きます。

- ① 荷役用機械(注2)およびこれを運転または操作するための電気設備
- ② 照明設備。ただし、白熱電球にあっては、適当な防護設備があるものに限りです。
- ③ 冷房、暖房、換気、送風および除湿用の空調設備。ただし、暖房にあっては、熱交換方式で燃料タンクおよび燃焼室の設備のいずれもが建物内でない場合に限りです。
- ④ 荷扱用車両の充電設備
- ⑤ 消防法(昭和23年法律第186号)に規定する消防用設備等
- ⑥ 警備業法(昭和47年法律第117号)に規定する警備業務用機械装置

(注1) 貯蔵用タンク・サイロを含みます。

(注2) 車両を含みます。

- (2) (1)に違反した場合は、当会社は、その事実に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

⑩ 火気禁止特約(倉庫物件用)

- (1) 保険期間中、保険契約者および被保険者は、保険の対象である倉庫建物(注1)または保険の対象を収容する倉庫建物(注1)において、喫煙その他一切の火気(注2)、電力および動力を使用しないものとし、また、何人にも同様にこれらを使用させないものとします。ただし、次に掲げるものに使用する場合の電力および動力については除きます。

- ① 荷役用機械(注3)およびこれを運転または操作するための電気設備
- ② 照明設備。ただし、白熱電球にあっては、適当な防護設備があるものに限りです。
- ③ 冷房、暖房、換気、送風および除湿用の空調設備。ただし、暖房にあっては、熱交換方式で燃料タンクおよび燃焼室の設備のいずれもが倉庫建物内でない場合に限りです。
- ④ 荷扱用車両の充電設備
- ⑤ 消防法(昭和23年法律第186号)に規定する消火設備および警報設備
- ⑥ 警備業法(昭和47年法律第117号)に規定する警備業務用機械装置

- ⑦ 作業特約別表（付帯作業表）に掲げる作業
- ⑧ 作業特約別表（付帯作業表）に掲げる作業に従事する作業員のために使用する電気カーペットまたは電気毛布

（注1）屋外タンクまたはサイロを含みます。

（注2）倉庫建物の修繕等のため当社が特に認めたものを除きます。

（注3）車両を含みます。

- （2）（1）に違反した場合は、当社は、その事実に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

⑪ 告知等変更特約（事業財産用）

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、保険法（平成20年法律第56号）第36条第4号の規定に該当する保険契約に適用されます。

第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）

当社は、この特約に従い、普通保険約款第2章基本条項第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）

- （1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 - （2）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - （3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① （2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- （注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- （4）（2）に規定する事実が、当社が保険契約申込書において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、（2）の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、（2）の規定を適用します。

(5) (2) の規定による解除が、第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第2章基本条項第14条（保険契約解除または解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。」

第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章基本条項第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築もしくは引き続き15日以上にわたって修繕すること。
- ② 保険の対象または保険の対象を収容する建物の用途を変更すること。
- ③ 保険の対象を他の場所に移転すること。
- ④ ①から③までのほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生すること。

（注）保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実がある場合（注）には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）(4) ただし書の規定に該当する場合を除きます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1) の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1) に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた、第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) ①、②または④に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。

(5) (4) の規定は、(1) の事実に基づかずに発生した第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。」

第4条（保険の対象の調査）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章基本条項第7条（保険の対象の調査）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第7条（保険の対象の調査）

- （1）当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。
- （2）保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由がなく（1）の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定は、（2）に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。」

第5条（保険金額の調整）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章基本条項第11条（保険金額の調整）（1）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第11条（保険金額の調整）

- （1）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。」

第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- （1）保険料を変更する必要がある場合の保険料の返還または請求は次のとおりとします。

返還または請求する場合	当会社が返還または請求する額
① 告知等変更特約（事業財産用）第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）の規定により読み替えて適用される第2条（契約時に告知いただく事項－告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 告知等変更特約（事業財産用）第3条（契約時に通知いただく事項－通知義務）の規定により読み替えて適用される第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（1）の事実が生じた場合	ア．変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過期間の月数（注1）}}{\text{保険期間月数（注2）}}$
③ 第6条（契約後に通知いただく事項－保険の対象である建物の価額の増加または減少）（2）の保険金額の変更の場合	イ．変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注3）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$
④ ①から③のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面	

をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合

(注1) 未経過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいい、未経過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、②の場合における未経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（1）の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、②の場合における既経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（1）の事実が生じた時までの期間をいいます。

(2) 当会社は、保険契約者が（1）①または②の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1) ①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、告知等変更特約（事業財産用）第3条（契約時に通知いただく事項－通知義務）の規定により読み替えて適用される第3条（契約後に通知いただく事項－通知義務）（1）の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については、この限りではありません。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。」

第7条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章基本条項第17条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第17条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

保険契約者が第11条（保険金額の調整）（2）の規定により保険金額の減額を請求した場合の保険料の返還は次のとおりとします。

返還する場合	当会社が返還する額
第11条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注1）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$

(注1) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。」

第8条（保険料の返還－解除または解約の場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章基本条項第18条（保険料の返還－解除ま

たは解約の場合)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第18条(保険料の返還―解除または解約の場合)」

返還する場合	当会社が返還する額
① 告知等変更特約(事業財産用)第2条(契約時に告知いただく事項―告知義務)の規定により読み替えて適用される第2条(契約時に告知いただく事項―告知義務)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合 ② 告知等変更特約(事業財産用)第3条(契約時に通知いただく事項―通知義務)の規定により読み替えて適用され第3条(契約後に通知いただく事項―通知義務)(2)、同特約第4条(保険の対象の調査)の規定により読み替えて適用される第7条(保険の対象の調査)(2)、第13条(重大事由による解除)(1)または同特約第6条(保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合)の規定により読み替えて適用される第15条(保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数 (注1)}}{\text{保険期間月数 (注2)}} \right]$
③ 第12条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数 (注1)}}{\text{保険期間月数 (注2)}} \right]$ なお、保険契約者が保険契約の条件の変更等を行うために、中途更改(注3)する場合で、当会社が認めるときは、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{365}$ ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{\text{保険期間の日数}}$
④ 保険期間が1年を超える保険契約の解除または解約の場合	保険契約の解除または解約のあった日の属する契約年度(注4)に対する保険料については、上記①から④の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

- (注1) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注3) この保険契約を一旦解約し、その解約日を保険期間の初日として新たな保険契約を当会社と締結することをいいます。ただし、この保険契約を一旦解約しなければ保険契約の条件の変更等ができない場合に限ります。
- (注4) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。』

第9条（保険金の請求）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章基本条項第22条（保険金の請求）（2）④の規定中、「次条（1）」とあるのは「告知等変更特約（事業財産用）第10条（保険金の支払時期）の規定により読み替えて適用される第23条（保険金の支払時期）（1）」と読み替えて適用します。

第10条（保険金の支払時期）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章基本条項第23条（保険金の支払時期）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第23条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
（注2）再取得価額を含みます。
- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- ⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180 日
(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) から(3) までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から(3) までの期間に算入しないものとします。
(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。」

第11条(保険契約の継続)

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章基本条項第27条(保険契約の継続)(1)の規定中「第2条(契約時に告知いただく事項－告知義務)」とあるのは「告知等変更特約(事業財産用)第2条(告知義務)」の規定により読み替えて適用される第2条(契約時に告知いただく事項－告知義務)」と読み替えて適用します。

第12条(他の特約が付帯されている場合の読替え)

車両敷地外危険補償対象外特約または車両敷地外危険補償特約がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定中「普通保険約款第3条(契約時に通知いただく事項－通知義務)」とあるのは「告知等変更特約(事業財産用)第3条(契約時に通知いただく事項－通知義務)」の規定により読み替えて適用される普通保険約款第3条(契約時に通知いただく事項－通知義務)」と読み替えて適用します。

第13条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

⑫ テロ危険等補償対象外特約

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款および付帯された特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によってもしくはその事由の結果として生じた損失、損害または費用に対しては保険金を支払いません。

- ① テロ行為(注1)
- ② 生化学物質による汚損・き損・破壊

③ 情報（注２）のみに生じた損害

（注１）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

（注２）プログラム、ソフトウェアおよびデータをいいます。

第２条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

⑬ サイバー攻撃等補償限定特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
サイバーインシデント	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象 ア 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、アおよびイを除きます。 エ コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、アからウまでを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、次に掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

国家関与型サイバー攻撃	国家によって、または、国家の指示もしくは管理のもとで実施されるサイバー攻撃（注１）をいいます。 （注１）そのサイバー攻撃を行った国家を特定するために客観的かつ合理的な証拠（注２）を考慮したうえでその判断を行うものとします。 （注２）次のいずれかに該当するものを含みます。 ① 次のいずれかに該当する者の声明、発表、見解等 ア 被害国家または他の国家 イ 国際連合、北大西洋条約機構等の広く認知されている国際機関 ウ 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター、Forum of Incident Response and Security Teams (FIRST) 等のインシデント対応機関 ② サイバーセキュリティ業界等の専門事業者における共通のまたは正統とみなされている声明、発表、見解等
-------------	---

第１条（特約の適用範囲）

この特約は、一部または全部が事業の用に供される保険の対象に対して適用されます。

第２条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款および付帯された他の特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントによって生じた損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する損害またはその損害を受けたことによる損失等を除きます。

- ① サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントによって保険の対象に生じた損害
 - ② サイバー攻撃の結果、火災、破裂または爆発によって保険の対象（注１）に生じた損害。
- ただし、国家関与型サイバー攻撃によって保険の対象に生じた損害を除きます。

（注１）休業損失補償特約、企業費用利益保険特約、敷地外物件補償特約および付帯された特約の規定により敷地外ユーティリティ設備または敷地外物件（注２）が保険の対象に含まれる場合であっても、この規定の適用においては、これらの物件は保険の対象に含まないものとします。

（注２）供給者または受入者の敷地内に所在する建物または構築物およびこれらの所在する敷地内にある供給者または受入者が占有する物件をいいます。

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

⑭ 地震危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)②の規定にかかわらず、地震による火災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害のほか、地震によってこの特約の保険の対象について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
- ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

第3条（小損害額の控除）

- (1) 当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故(注)につき、損害の額から保険価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
(注) 72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。
- (2) (1)の規定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産である場合はこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものである場合は、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- (3) (1)および(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の損害を補償する他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が、支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の支払限度額は、損害の額から前条の規定により計算した額を差し引いた額とします。
なお、支払限度額の計算にあたって、他の保険契約等に前条の規定により計算したこの保険契約において差し引く額より低い額がある場合は、差し引く額はこれらのうち最も低い額とします。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第2条基本条項第23条（保険金の支払時期）(2)の規定を次のとおり読み替えます。

〔(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。
（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。
（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

」

第6条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（2）の費用保険金は支払いません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

⑮ 地震危険補償特約（縮小支払方式）

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）（2）②の規定にかかわらず、地震による火災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1) の損害のほか、地震によってこの特約の保険の対象について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
- ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

第3条（小損害額の控除）

- (1) 当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故(注)につき、損害の額から保険価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
- (注) 72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。
- (2) (1)の規定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産である場合はこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものである場合は、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- (3) (1)および(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。

第4条（損害保険金の支払額）

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、前条の規定、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）および第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小割合を乗じて得た額とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第1条（保険金をお支払いする場合）の損害を補償する他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が、支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の支払限度額は、損害の額から第3条（小損害額の控除）の規定により計算した額を差し引いた額に前条の支払割合を乗じた額とします。なお、支払限度額の計算にあたって、他の保険契約等に第3条の規定により計算したこの保険契約において差し引く額より低い額がある場合は、差し引く額はこれらのうち最も低い額とし、前条の支払割合を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い支払割合とします。

第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約の付帯された普通保険約款の規定は、それぞれ次のとおり読み替えるものとします。

- ① 普通保険約款第2章基本条項第23条（保険金の支払時期）(2)の規定
「(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

- ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ④ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 365 日
- ⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- （注 1）被保険者が前条（２）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注 2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数いいます。
- （注 3）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。」
- ② 普通保険約款第 2 章基本条項第 26 条（保険金支払後の保険契約）（１）の規定
- 「地震危険補償特約（縮小支払）第 1 条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金を保険証券記載の縮小割合で除した額がそれぞれ 1 回の事故につき保険金額の 80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- （注）保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。」

第 7 条（普通保険約款に掲げる費用保険金との関係）

この特約においては、普通保険約款第 1 章補償条項第 5 条（支払保険金の計算）（２）の費用保険金は支払いません。

第 8 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

⑩ 地震危険補償特約（支払限度額方式）

第 1 条（保険金をお支払いする場合）

- （１）当会社は、普通保険約款第 1 章補償条項第 3 条（保険金をお支払いする場合）および同章第 4 条（保険金をお支払いしない場合）（２）②の規定にかかわらず、地震による火災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- （２）当会社は、（１）の損害のほか、この特約に従い、地震によってこの特約の保険の対象について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、損害保険金を支払います。
- （３）当会社は、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第 2 条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第 1 章補償条項第 4 条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
- ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

第3条（保険金の支払額）

（1）当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）（1）もしくは（2）の損害保険金として支払うべき損害の額または同条（3）の残存物取片づけ費用保険金として支払うべき残存物取片づけ費用の額は、1回の事故（注）につき、損害の額および残存物取片づけ費用の合計額から、免責金額 万円を差し引いた残額とします。ただし、損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額が保険証券記載の支払限度額を超えた場合には、これらの保険金の合計額は当該支払限度額を限度とします。

（注）72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

（2）保険期間通算または保険期間中の1年ごとの支払限度額を定めた場合において、この保険契約の保険期間中に既に当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金または残存物取片づけ費用保険金を支払っていたときは、（1）の保険金の限度となる支払限度額は、保険証券記載の支払限度額から既に支払ったこれらの保険金の合計額を差し引いた残額とします。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約の付帯された普通保険約款の規定は、それぞれ次のとおり読み替えるものとします。

① 普通保険約款第2章基本条項第23条（保険金の支払時期）（2）の規定

「（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。」

② 普通保険約款第2章基本条項第26条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定

「地震危険補償特約（支払限度額方式）第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（注）の80%に相当する額を超えた場合または同条の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額が同特約第3条（保険金の支払額）の規定による保険金の限度となる支払限度額に達した場合は、保険契約は、これらの保険金支払の原因となった損害の発生した時に終

了します。

(注) 保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。

」

第5条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（2）の費用保険金は支払いません。

第6条（普通保険約款に掲げる保険料返還との関係）

普通保険約款の規定により、保険料を返還する場合において、既経過期間中に、第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金または残存物取片づけ費用保険金を支払うべき損害が発生していたときには、これらの保険金相当額に対応するこの特約の保険料は返還しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

⑰ 地震衝撃危険補償対象外特約

当社は、地震危険補償特約第1条（保険金をお支払いする場合）（2）の規定にかかわらず、地震によって生じた損壊、埋没等の損害に対しては、保険金を支払いません。

⑱ 地震破裂爆発危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

当社は、地震危険補償特約第2条（保険金をお支払いしない場合）①の規定にかかわらず、地震による破裂または爆発（注）によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

（注）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第2条（普通保険約款における費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（2）の費用保険金は支払いません。

第3条（準用規定）

この特約規定に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震危険補償特約の規定を準用します。

⑲ 地震水災危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

当社は、地震危険補償特約第2条（保険金をお支払いしない場合）②の規定にかかわらず、この特約に従い、地震による津波、洪水、その他の水災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

第2条（普通保険約款における費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（2）の費用保険金は支払いません。

第3条（準用規定）

この特約規定に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震危険補償特約の規定を準用します。

②0 噴火危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

- （1）当会社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）（2）②の規定にかかわらず、この特約に従い、噴火による火災、破裂または爆発によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- （2）当会社は、（1）の損害のほか、この特約に従い、噴火によってこの特約の保険の対象について生じた損壊、埋没等の損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる損害のほか、噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

第3条（損害保険金の支払額）

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）、同章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および同章第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小割合を乗じて得た額とします。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約の付帯された普通保険約款の規定は、それぞれ次のとおり読み替えるものとします。

- ① 普通保険約款第2章基本条項第23条（保険金の支払時期）（2）の規定
- 「（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門

調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 365 日

- ⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

（注１）被保険者が前条（２）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数

（注３）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。 」

- ② 普通保険約款第 26 条（保険金支払後の保険契約）（１）の規定

「 噴火危険補償特約第 1 条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金を同特約第 3 条（損害保険金の支払額）に定める割合で除した額がそれぞれ 1 回の事故につき保険金額（注）の 80% に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。 」

第 5 条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第 1 章補償条項第 5 条（支払保険金の計算）（２）の費用保険金は支払いません。

第 6 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

②1 航空機および車両危険補償特約

第 1 条（保険金をお支払いする場合）

- （１）当会社は、この特約に従い、次に掲げる事故によって、この特約の保険の対象が損害を受け、その損害の額が 20 万円以上となった場合には、その損害に対しても、損害保険金を支払います。

① 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下

② 車両（注）の衝突または接触

（注）その積載物を含みます。以下同様とします。

- （２）（１）の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行なうものとします。

第 2 条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第 1 章補償条項第 5 条（支払保険金の計算）（２）の費用保険金は支払いません。

第 3 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

②② 破壊行為危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、この特約に従い、破壊行為によってこの特約の保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (2) (1)の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行なうものとします。
- (3) (1)の破壊行為とは、被保険者に損害を与える目的をもって行われた第三者による行為であって、騒擾およびこれに類似の集団行動（注）に至らないものをいい、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為を除きます。
- （注）群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)①の暴動に至らないものをいいます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の行為による損害
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の同居の親族の行為による損害
 - ③ 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物が損害発生の直前30日以上継続して空家であった場合に生じた損害。ただし、これらの建物が工事中である場合を除きます。
 - ④ 保険の対象である建物の一部を構成するガラス（注）について生じた損害
 - ⑤ 盗難によって保険の対象である動産について生じた損害
- （注）ガラスブロックを除きます。

第3条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）(2)の費用保険金は支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

②③ スプリンクラー不時放水危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、この特約に従い、スプリンクラー設備・装置に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。ただし、スプリンクラー設備・装置自体に生じた損害を除きます。
- (2) (1)のスプリンクラー設備・装置とは、自動的に作動する消化用散水装置で、ヘッド、配管、弁、警報装置、タンク、ポンプおよびこれらの付属器具からなるものをいいます。ただし、特別の約定がないかぎり、スプリンクラー設備・装置のうちスプリンクラー以外の用途と共

用される部分を含まないものとします。

第2条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（2）の費用保険金は支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

②④ 給排水設備不時放水危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

（1）当会社は、この特約に従い、給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水^{いっ}によって、この特約の保険の対象に生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。

（2）（1）の給排水設備にはスプリンクラー設備・装置（注）を含まないものとします。

（注）自動的に作動する消火用散水装置で、ヘッド、配管、弁、警報装置、タンク、ポンプおよびこれらの付属装置からなるものをいいます。

第2条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（2）の費用保険金は支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

②⑤ 騒擾^{じょう}および労働争議危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

（1）当会社は、この特約に従い、騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって、この特約の保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対しても、損害保険金を支払います。

（2）（1）の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行なうものとします。

第2条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（2）の費用保険金は支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お

よび付帯された特約の規定を準用します。

②⑥ ガラス損害補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
ガラス	この特約の保険の対象である建物に定着する板ガラスをいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当社は、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）のうち、保険証券にこの保険契約の対象である旨記載された事故によって生じた損害のほか、この特約に従い、不測かつ突発的な事故（注1）によって、ガラスについて生じた破損の損害（注2）に対しても、損害保険金を支払います。

（注1）普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）のうち、保険証券にこの保険契約の対象である旨記載された事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。

（注2）ガラスの破損に伴い生じた当該ガラスに付属する枠・とって等の損害およびガラスの取付費用を含みます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）の損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 保険契約締結の当時既に亀裂その他の欠陥のあったガラスに生じた損害
- ② 取付上の欠陥によって取付後7日以内に生じた損害
- ③ ガラスに付属する枠、とって等についてのみ生じた損害

第3条（普通保険約款に掲げる費用保険金との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（2）の費用保険金は支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

②⑦ 電車損害補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
電車事故	衝突、追突、接触、てん覆、脱線、墜落または架線障害をいいます。
電車	電車、機関車、客車、貨車等をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害のほか、電車事故によってこの特約の保険の対象である電車について生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）の損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 電車に存在した欠陥、腐食またはその自然な消耗によって生じた電車事故による損害。ただし、保険契約者、被保険者またはその使用人が相当な注意を払っても発見できなかった欠陥、腐食またはその自然の消耗によって生じた電車事故による損害を除きます。
- ② 洪水または高潮によって生じた電車事故による損害

第3条（小損害額の控除）

当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の電車事故につき、損害の額から3万円を差し引いた残額とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）第1条（保険金をお支払いする場合）の損害を補償する他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が、支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2）（1）の支払限度額は、損害の額から前条の規定により計算した額を差し引いた額とします。なお、支払限度額の計算にあたって、他の保険契約等に前条の規定により計算したこの保険契約において差し引く額より低い額がある場合は、差し引く額はこれらのうち最も低い額とします。

第5条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）（2）の費用保険金は支払いません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

②^{ひょう} 風災および雹災危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

（1）当会社は、この特約に従い、風災または雹災^{ひょう}によってこの特約の保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対しても、損害保険金を支払います。

- (2) (1) の場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

第2条（損害保険金の支払額）

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）、同章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および同章第8条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小割合を乗じて得た額とします。

第3条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）(2)の費用保険金は支払いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第2章基本条項第26条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定は、「風災および雹災^{ひょう}危険補償特約第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金を保険証券記載の縮小割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（注）の100%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。」

と読み替えるものとします。

②9 水災危険補償特約

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この特約に従い、水災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条（小損害額の控除）

- (1) 当会社が前条の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故につき、損害額から再取得価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
- (2) (1) の規定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が建物内に収容される家財、設備・什器等または商品・製品等である場合はこれを収容する建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置であるときには1基（注）ごとに、保険の対象が屋外設備・装置内に収容される設備・什器等または商品・製品等であるときにはこれを収容する屋外設備・装置1基（注）ごとに、保険の対象が建物内または屋外設備・装置内に収容されていない設備・什器等であるときには保険の対象ごとにそれぞれ適用します。
- （注）主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。
- (3) (1) および(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。

(4) (1) から (3) までの規定によってそれぞれ差し引く額の合計額 (注) が 1 回の事故につき、1 敷地内において 50 万円を超える場合は、これを 50 万円とします。

(注) ただし、損害額が 1 万円以下のものの差し引く額は、これを除いて計算します。

第3条 (損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、前条の規定、普通保険約款第 1 章補償条項第 5 条 (支払保険金の計算)、同章第 7 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) および同章第 8 条 (包括して契約した場合の保険金の支払額) の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小割合を乗じて得た額とします。

第4条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第 1 条 (保険金をお支払いする場合) の損害に対して損害保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の支払限度額は、損害の額から第 3 条 (小損害額の控除) の規定により計算した額を差し引いた額とします。なお、支払限度額の計算にあたって、他の保険契約等に第 3 条の規定により計算したこの保険契約において差し引く額より低い額がある場合は、差し引く額はこれらのうち最も低い額とします。

第5条 (普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通保険約款第 1 章補償条項第 5 条 (支払保険金の計算) (2) 費用保険金は支払いません。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第 2 章基本条項第 26 条 (保険金支払後の保険契約) (1) の規定は、「水災危険補償特約第 1 条 (保険金をお支払いする場合) の損害保険金を保険証券記載の縮小割合で除いた額がそれぞれ 1 回の事故につき保険金額 (注) の 80% に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。」

と読み替えるものとします。

③⑩ 漏出危険補償特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
漏出	いっ 溢出、噴出または流出を含みます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当社は、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）のうち、保険証券にこの保険契約の対象である旨記載された事故によって生じた損害のほか、不測かつ突発的な事故（注）によって貯蔵タンク内収容のこの特約の保険の対象が漏出したことによりこの特約の保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

（注）普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）のうち、保険証券にこの保険契約の対象である旨記載された事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 台風、旋風、竜巻、暴風、洪水、高潮等の風災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じた損害
- ② 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって生じた損害
- ③ 車両（注）の衝突または接触によって生じた損害
- ④ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって生じた損害

（注）積載物を含みます。

第3条（小損害額の控除）

- （1）当社は、1回の事故につき損害の額から10万円を差し引いた残額を第1条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金として支払うべき損害の額とします。
- （2）損害を生じた保険の対象が、2以上の貯蔵タンク内に保険金額の設定単位を異にして収容されている場合は、（1）の差し引く額は、10万円をそれぞれの保険金額設定単位について生じた損害額の割合によって比例配分した額とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）第1条（保険金をお支払いする場合）の損害を補償する他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1) の支払限度額は、損害の額から前条の規定により計算した額を差し引いた額とします。
- なお、支払限度額の計算にあたって、他の保険契約等に前条の規定により計算したこの保険契約において差し引く額より低い額がある場合は、差し引く額はこれらのうち最も低い額とします。

第5条（普通保険約款に掲げる費用保険金との関係）

この特約においては、普通保険約款第1章補償条項第5条（支払保険金の計算）(2) の費用保険金は支払いません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

③ トランクルーム拡張危険補償特約

第1条（保険の対象の範囲）

この特約における保険の対象は、標準トランクルームサービス約款に基づき、倉庫業者（注1）の占有管理する倉庫（注2）に収容される貨物とします。

（注1）倉庫業法（昭和31年法律第121号）の規定により倉庫業を営む者をいいます。

（注2）倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条（倉庫の種類）第1項第1号に規定する一類倉庫に限ります

第2条（保険金をお支払いする場合）

当社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ①の規定にかかわらず、同章3条（保険金をお支払いする場合）(1) ①の事故による損害のほか、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① 給排水設備（注1）に生じた事故に伴う漏水、放水または^{いっ}溢水（注2）によって保険の対象について生じた損害。ただし、普通保険約款第1章補償条項第3条（保険金をお支払いする場合）(1) ②もしくは⑦の損害または給排水設備（注1）自体に生じた損害を除きます。
- ② 倉庫業者の業務に従事中の倉庫業者（注3）またはその使用人の作業上の過失または拙劣による事故によって保険の対象についてその作業中に生じた損傷の損害。ただし、汚損・すり傷のみの損害を除きます。
- ③ ねずみ食いによって保険の対象に生じた損害。ただし、汚損・すり傷のみの損害および臭気付着の損害を除きます。
- ④ 盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害
（注1）スプリンクラー設備・装置を含みます。
（注2）水が^{あふ}溢れることをいいます。
（注3）倉庫業者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる損

害（注）のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 事故発生後 60 日以内に知ることができなかった損害
- ② 保険の対象を倉庫業者から寄託者に引渡す際または引渡した後に発見された損害
- ③ 保険の対象の紛失の損害
- ④ 保険の対象の機能の低下の損害。ただし、前条の事故による場合を除きます。
- ⑤ 倉庫業者の使用人または保険の対象もしくはその収容倉庫の監守人が自ら行ないまたは加担した盗難による損害

（注）普通保険約款第 1 章補償条項第 4 条（保険金をお支払いしない場合）（1）⑫のねずみ喰いを除きます。

第 4 条（小損害額の控除）

当会社が第 2 条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、1 回の事故につき、損害の額から 1 万円を差し引いた残額とします。この場合において、2 以上の保険の対象について損害が生じたときは、1 万円をおのおのの損害の額の割合によって比例配分します。

第 5 条（損害保険金の支払額－明記物件の盗難の場合）

普通保険約款第 1 章補償条項第 1 条（保険の対象の範囲）（3）②に掲げる物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に同章第 2 条（保険金をお支払いする場合）④の損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1 回の事故につき、1 個または 1 組ごとに 100 万円を限度とします。

第 6 条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額－明記物件の盗難の場合）

保険の対象が普通保険約款第 1 章補償条項第 1 条（保険の対象の範囲）（3）②に掲げる物で、同章第 2 条（保険金をお支払いする場合）④の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、支払限度額（注 1）を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額（注 1）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
（注 1）1 回の事故につき、1 個または 1 組ごとに 100 万円（注 2）または損害額のいずれか低い額をいいます。
（注 2）他の保険契約等に、限度額が 100 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額をいいます。

第 7 条（普通保険約款に掲げる費用保険金との関係）

この特約においては、普通保険約款第 1 章補償条項第 5 条（支払保険金の計算）（2）の費用保険金は支払いません。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

③② 保険証券等の不発行に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

用 語	説 明
保険証券等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券等を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険証券等の不発行）

- （1）当会社は、この特約により、保険証券等を発行しません。
- （2）保険契約者が、保険期間の途中で当会社に対して保険証券等の発行を請求する場合には、この特約を削除するものとします。

第3条（保険証券等の記載事項に関する特則）

当会社は、この特約により、この保険契約の契約内容としてインターネットの専用ホームページ（注）に表示した事項を、保険証券等の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

（注）保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、アドレスを記載します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

③③ 共同保険に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、次表に定めるところに従います。

用 語	定 義
引受保険会社	この保険契約を共同で引受ける保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約等に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 of 通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

V 保険証券面の表示等について

1. 特約一覧

特約の 番号	特 約	掲載頁	保険証券（明細付証券は明細書） 面の表示等
（１）補償範囲を拡大・縮小する特約			
①	商品等盗難危険補償特約	75	特約欄に「商品等盗難危険補償特約」の記載がある場合
②	業務用現金盗難拡張補償特約	75	特約欄に「業務用現金盗難拡張補償特約」の記載がある場合
③	電氣的・機械事故補償特約（財物補償用）	76	特約欄に「電氣的・機械事故補償特約（財物補償用）」の記載がある場合
④	風災縮小てん補特約	76	特約欄に「縮小てん補特約（70％）、（60％）または（50％）」の記載がある場合
⑤	水災支払方法変更特約（損害割合30％以上のみ実損払方式）	77	特約欄に「水災支払方法変更特約（損害割合30％以上のみ実損払方式）」の記載がある場合
⑥	水災支払方法変更特約（比例払方式）	79	特約欄に「水災支払方法変更特約（比例払方式）」の記載がある場合
⑦	時価比例払特約	81	特約欄に「時価比例払特約」の記載がある場合
⑧	支払限度額および免責金額の設定に関する特約	83	特約欄に「支払限度額および免責金額の設定に関する特約」の記載がある場合
⑨	特定台風危険補償対象外特約	83	特約欄に「特定台風危険補償対象外特約」の記載がある場合
⑩	特定対象物風災等危険補償対象外特約	84	特約欄に「特定対象物風災等危険補償対象外特約（空調設備）または（シャッター）または（窓ガラス）または（看板）」の記載がある場合
（２）費用保険金に関する特約			
①	罹災時諸費用補償特約（補償危険限定型）	84	特約欄に「罹災時諸費用補償特約（補償危険限定型）」の記載がある場合
②	罹災時諸費用補償特約	85	特約欄に「罹災時諸費用補償特約」の記載がある場合
③	地震火災費用保険金補償対象外特約	86	特約欄に「地震火災費用保険金補償対象外特約」の記載がある場合

特約の 番号	特 約	掲載頁	保険証券（明細付証券は明細書） 面の表示等
（３）賠償責任に関する特約			
①	店舗賠償責任補償特約	87	特約欄に「店舗賠償責任補償特約」の記載がある場合
②	借家人賠償責任補償特約	94	特約欄に「借家人賠償責任補償特約」の記載がある場合
③	借家人賠償責任保険補償特約包括契約に関する特約	100	特約欄に「借家人賠償責任保険補償特約包括契約に関する特約」の記載がある場合
④	借用住宅修理費用補償特約	101	特約欄に「借用住宅修理費用補償特約」の記載がある場合
（４）引受方式に関する特約			
①	敷地内特殊包括契約に関する特約	104	特約欄に「敷地内特殊包括契約に関する特約」の記載がある場合
②	複数敷地内特殊包括契約に関する特約	110	特約欄に「複数敷地内特殊包括契約に関する特約」の記載がある場合
③	商品製品等に関する特約（敷地内特殊包括契約に関する特約用）	116	特約欄に「商品製品等に関する特約（敷地内特殊包括契約に関する特約用）」の記載がある場合
④	商品製品等に関する特約（複数敷地内特殊包括契約に関する特約用）	118	特約欄に「商品製品等に関する特約（複数敷地内特殊包括契約に関する特約用）」の記載がある場合
（５）契約方式に関する特約			
①	火災通知保険特約	120	特約欄に「火災通知保険特約」の記載がある場合
②	火災保険倉庫特約（第２方式）	124	特約欄に「火災保険倉庫特約（第２方式）」の記載がある場合
（６）利益補償に関する特約			
①	休業損失補償特約	131	特約欄に「休業損失補償特約」の記載がある場合
②	企業費用利益保険特約	139	特約欄に「企業費用利益保険特約」の記載がある場合
③	食中毒・特定感染症利益補償特約	149	特約欄に「食中毒・特定感染症利益補償特約」の記載がある場合
④	電氣的・機械事故補償特約（休業補償用）	153	特約欄に「電氣的・機械事故補償特約（休業補償用）」の記載がある場合
⑤	ビル付帯設備一括契約特約	154	特約欄に「ビル付帯設備一括契約特約」の記載がある場合
⑥	工場内受配電設備一括契約特約	154	特約欄に「工場内受配電設備一括契約特約」の記載がある場合

特約の 番号	特 約	掲載頁	保険証券（明細付証券は明細書） 面の表示等
⑦	工場内ユーティリティ設備一括契約特約	155	特約欄に「工場内ユーティリティ設備一括契約特約」の記載がある場合
⑧	敷地外物件補償特約	156	特約欄に「敷地外物件補償特約」の記載がある場合
⑨	てん補期間の終期に関する特約	157	特約欄に「てん補期間の終期に関する特約」の記載がある場合
⑩	家賃補償特約	157	特約欄に「家賃補償特約」の記載がある場合
⑪	ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約（休業補償用）	159	表示なし（保険の対象が機械、設備、装置の場合に適用されます。）
⑫	保険料精算省略特約（企業費用利益保険特約）	160	特約欄に「保険料精算省略特約」の記載がある場合
（７）保険料払込方法に関する特約			
①	保険料分割払特約	160	特約欄に「保険料分割払特約」の記載がある場合
②	長期保険保険料年払特約	164	特約欄に「長期保険保険料年払特約」の記載がある場合
③	長期保険保険料一括払特約	169	特約欄に「長期保険保険料一括払特約」の記載がある場合
④	初回保険料の払込方法等に関する特約	171	特約欄に「初回保険料の払込方法等に関する特約」の記載がある場合
⑤	保険料支払手段に関する特約	175	特約欄に「保険料支払手段に関する特約」の記載がある場合
⑥	団体扱に関する特約	177	特約欄に「団体扱に関する特約」の記載がある場合
⑦	集団扱に関する特約	180	特約欄に「集団扱に関する特約」の記載がある場合
⑧	団体扱における追加保険料に関する特約	183	特約欄に「団体扱における追加保険料に関する特約」の記載がある場合
⑨	集団扱における追加保険料に関する特約	184	特約欄に「集団扱における追加保険料に関する特約」の記載がある場合
⑩	自動継続特約（地震保険用）	185	特約欄に「自動継続特約（地震保険用）」の記載がある場合
⑪	長期保険保険料払込特約（地震保険料用）	187	特約欄に「長期保険保険料払込特約（地震保険料）」の記載がある場合

特約の 番号	特 約	掲載頁	保険証券（明細付証券は明細書） 面の表示等
(8) その他の事項に関する特約			
①	商品盗難等に関する追加特約	189	表示なし（保険の対象が商品・製品等の場合に適用されます。）
②	冷凍（冷蔵）損害補償対象外特約	189	表示なし（保険の対象が冷凍（冷蔵）作業を行う工場または冷凍（冷蔵）倉庫等の冷凍（冷蔵）物の場合に適用されます。）
③	ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約（財物補償用）	189	表示なし（保険の対象が機械、設備、装置の場合に適用されます。）
④	先物契約特約	189	表示なし（保険期間が始まる前にご契約された場合に適用されます。）
⑤	代位求償権不行使特約	190	表示なし（賃貸借契約等に基づき、所有者以外の方が占有する建物の契約の場合に適用されます。）
⑥	植物特約	190	表示なし（保険の対象に観賞用植物が含まれる場合に適用されます。）
⑦	動物特約	190	表示なし（保険の対象に飼育または愛玩用の動物が含まれる場合に適用されます。）
⑧	作業特約	190	表示なし（保険の対象が倉庫物件の場合に適用されます。）
⑨	火気禁止特約（工場物件用）	191	表示なし（保険の対象が工場物件の場合に適用されます。）
⑩	火気禁止特約（倉庫物件用）	191	表示なし（保険の対象が倉庫物件の場合に適用されます。）
⑪	告知等変更特約（事業財産用）	192	特約欄に「告知等変更特約（事業財産用）」の記載がある場合
⑫	テロ危険等補償対象外特約	198	特約欄に「テロ危険等補償対象外特約」の記載がある場合
⑬	サイバー攻撃等補償限定特約	199	特約欄に「サイバー攻撃等補償限定特約」の記載がある場合
⑭	地震危険補償特約	201	特約欄に「地震危険補償特約」の記載がある場合
⑮	地震危険補償特約（縮小支払方式）	202	特約欄に「地震危険補償特約（縮小支払方式）」の記載がある場合
⑯	地震危険補償特約（支払限度額方式）	204	特約欄に「地震危険補償特約（支払限度額方式）」の記載がある場合
⑰	地震衝撃危険補償対象外特約	206	特約欄に「地震衝撃危険補償対象外特約」の記載がある場合
⑱	地震破裂爆発危険補償特約	206	特約欄に「地震破裂爆発危険補償特約」の記載がある場合

特約の 番号	特 約	掲載頁	保険証券（明細付証券は明細書） 面の表示等
⑭	地震水災危険補償特約	206	特約欄に「地震水災危険補償特約」の記載がある場合
⑮	噴火危険補償特約	207	特約欄に「噴火危険補償特約」の記載がある場合
⑯	航空機および車両危険補償特約	208	特約欄に「航空機および車両危険補償特約」の記載がある場合
⑰	破壊行為危険補償特約	209	特約欄に「破壊行為危険補償特約」の記載がある場合
⑱	スプリンクラー不時放水補償特約	209	特約欄に「スプリンクラー不時放水補償特約」の記載がある場合
㉒	給排水設備不時放水危険補償特約	210	特約欄に「給排水設備不時放水危険補償特約」の記載がある場合
㉔	騒擾 ^{じょう} および労働争議危険補償特約	210	特約欄に「騒擾 ^{じょう} および労働争議危険補償特約」の記載がある場合
㉖	ガラス損害補償特約	211	特約欄に「ガラス損害補償特約」の記載がある場合
㉗	電車損害補償特約	211	特約欄に「電車損害補償特約」の記載がある場合
㉘	風災および雹災 ^{ひょう} 危険補償特約	212	特約欄に「風災および雹災 ^{ひょう} 危険補償特約」の記載がある場合
㉙	水災危険補償特約	213	特約欄に「水災危険補償特約」の記載がある場合
㉚	漏出危険補償特約	215	特約欄に「漏出危険補償特約」の記載がある場合
㉛	トランクルーム拡張危険補償特約	216	特約欄に「トランクルーム拡張危険補償特約」の記載がある場合
㉜	保険証券等の不発行に関する特約	218	表示なし（Web証券をご選択した場合に適用されます。）
㉝	共同保険に関する特約	218	共保欄に「有」の記載がある場合

2. 共同保険引受保険会社名称一覧

保険会社名	証券表示
大同火災海上保険株式会社	大同火災
共栄火災海上保険株式会社	共栄火災
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	あいおいニ
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
セコム損害保険株式会社	セコム
日新火災海上保険株式会社	日新火災
損害保険ジャパン株式会社	ジャパン
AIG 損害保険株式会社	AIG 損保
楽天損害保険株式会社	楽天損保
セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	J I 傷害
ソニー損害保険株式会社	ソニー
明治安田損害保険株式会社	明治安田
SBI 損害保険株式会社	SBI

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

この島の損保。



大同火災海上保険株式会社

【本 店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

【ホームページアドレス】<https://www.daidokasai.co.jp/>

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

 **0120-091-161** (通話料無料)
FAX 098-863-5596

※ 弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、お客さま相談センターまでご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談  **0120-671-071** (お客さま相談センター)

※ ご不満・ご意見・ご要望については下記までご連絡ください。

ご不満・ご意見・ご要望  **0120-331-308** (お客さま相談センター)

受付時間: 平日の午前9:00～午後5:00 (土日・祝日、および12/31～1/3を除きます。)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間: 午前9:15～午後5:00 (土日・祝日、および12/30～1/4を除きます。)

※ 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)